



\* 0 0 5 3 9 8 5 0 0 0 \*



0053985-000

384. 1-S a 4 6ウ

漁人

桜田勝徳・著


六人社

昭和17

AIB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものとす







21924

民俗選書 第1

384.  
SA41

# 漁人

櫻田勝徳





3841  
SA44



民 俗 選 書

漁 人

櫻 田 勝 德



六 人 社 版



923  
258

## 序 文

我が國民の一般が如何にも海に物遠くなつてしまつてゐる内に、茲十數年我等の海の選手達の一部は北洋に南洋に、大いなる漁業活躍を爲す時代となつて居た。之は單に舊來の漁村社會とは關係なき資本漁業の偉大な業績のみでは決してなかつたと思ふ。

その先驅をなせる者の小舟による意外な大雄飛を偶々知る者は、中世の八幡船の活躍に驚嘆せるものゝ如く、之を以て宛かも我が國民全般の海外雄飛でもあるかの様に速断したとすれば、些か實情には遠かつたと思ふ。

我々が漂たる東海の帝國に生を享け乍ら、其の多くが海に背を向けて生活を續けて來たことは思へば不思議である。我々の大部分が如何に海に退嬰的であり、ほんの一部の國民が如何に漁業や海に進取的であつて、海上を濶歩して來



たかと云ふ事を、先づ充分に私共は知つて置くべきだと思ふ。

それは單に近頃の如き切り詰められた資材から、一から五を生み出す程の漁業成果を擧げんが爲には、斯かる少數の海の選手達に思ひ切つて活躍して貰ふ事、従つて漁具漁場に就てのみならず、漁業者及び同勞務者に對しても充分なる重點を考慮すべしと主張せんが爲めのみではない。

それよりも、此の戦局下今後の大經營には、從來の如く海に尻込みばかりしてゐるわけには到底ゆかぬに極つてゐる。渡洋兵團は不還の決意を抱いた大南方行であつたが、我々は平地を往來するが如く幾度か波濤を越えねばなるまい。さういふ時を眼前に控へて、我々の大部分が全く波には腰の抜けてしまふ内陸人であるかどうかを一度は良く内省してみる値打があるだらうと思つたからである。

漁業を通じてみると、海に達者な同胞は残念乍ら極く一部に限られてゐた事

が判るが、然しながらまた翻つて我々が日常生活を規正する種々の習慣に就て觀察するに、鹽や潮水による淨めの如きは極めて廣範圍に行き亘り、また神送りや祭の神幸等の如き海汀、潮水に由來すると考へらるゝ慣習も極めて多く存在してゐるのを知る。

即ち我々が海から遠ざかつた生活を續け乍らも、然も海に根差した行爲思考上の様式を尠からず保持して來てゐたのである。いはゞ海洋性とも稱すべき傳統が我々民族を深く貫いて流れて來てゐるものと思はざるを得ない。

單に過去の遣唐使や八幡船の事績等を掲げて、我々を海洋民族なりと吹聴しても、事實はあまりに喰違ひ容易に賛同しかねる所であつたが、我々身邊の禊ぎや碁ひ等の慣習に注目してみると、今更の如く神話の潮の濃さを身近に感じ取る事が出來ると信ずる。

筆者は斯くの如き身邊の雜事と海や潮との關係をもつと多く本書に記してみ



たかつた。而して我々はもつと海に自信を得て親しみたいと念願せざるを得なかつたのである。

そこで第三編の海邊習俗等に於ては別に新たに稿を起さうと計畫してゐたのであるが、昨秋母の喪に遭つて全く挫折してしまひ、豫定しなかつた第四編を以て漸く補填した始末は誠に本意ない次第である。

茲に集録した文の殆んどは茲數年間に諸雜誌に寄せた舊稿を多少宛補訂したに過ぎぬものとなつた。

昭和十七年三月二十七日

著 者

# 漁 人 目 次

## 第一編 漁業傳承者

- 一、漁業を享け繼いで來た人達……………(一)
- 二、漁業傳承……………(一九)
- 三、釣漁師、網漁師の部落……………(三四)
- 四、鵜繩資料……………(三六)

## 第二編 漁業勞務組織

- 一、舊漁業と若者組……………(三七)

目 次



- 二、村君の残存に就て……………(九七)
- 三、漁村の正月行事……………(一〇五)
- 四、大工出身地と貰ひ子漁夫……………(一六)

### 第三編 信仰行事

- 一、海邊習俗……………(一五)
- 二、アンバ様と網靈……………(二〇)
- 三、漁村に於けるエビス神の神體……………(二八)

### 第四編 慣場の漁行

## 第一篇 漁業傳承者



## 漁業を亨け繼いで來た人達

我國が世界に冠たる水産國である事は今更言ふ迄もない。また我々の如く種々雑多の海産物を日常の主要食料となしをる國民も恐らく他にはあるまいと思ふ。之等は勿論東海の海國日本にして始めて斯くの如くであり得た所であると思ふが、然し乍ら國民の盡くが海洋に親しみ、之だけ長い海岸線に沿ふ臨海村落の人達が總べて海に積極的に活躍して、明治以來今日の水産王國を築き上げたのでは決してなかつたと斷言し得るであらう。

驚くほど船に弱い同胞の多い所以に就ては、別に説く途が在るに違ひない。動力漁船が未だ我國に無く、何處の浦濱に於ても其の地先に魚群の襲來するを待つて、之を漁獲爲し得た地先海面漁業の最盛期であつた明治中葉に於てすらも、全國の臨海村落中の何程が漁業に積極的にあつたらうか。其の割合は案外に少なかつたのではないかと何時も推察してゐるが、未だ残念



乍ら之を全國的に突き止めかねてゐる。が少くとも瀬戸内海から北九州邊りの岸にかけては、海に冷淡である所が少くなく、海の利用は殆ど麥畑の肥料にする海藻を採るに過ぎぬとまで言ひ得る所も珍しくなく、小生の氣付いてゐる所では沖繩や紀州に於てすら曾ては斯くの如くであつた様に思はれる。而して一層極端なる例を擧げるならば、一部の漁業者を賤視する慣習すら瀬戸内海を中心にして最近まで濃厚にみられたのである。この如何にも我國に適しからざる現象の存した理由は如何であらうか。

海の香に噎せるが如き神話を持ち、みそぎはらひ等の潮水の呪力と切離し得ざる信仰上の特徴ある様式を持つた我々民族としては、漁人を賤視し或は之を賤視せずと雖も朝夕潮音を背にして田畑を耕す人々の多かつた事に就ては、一應首を傾けざるを得ぬであらう。その理由としては佛教の影響、徳川の長い鎖國政策等が先づ考へられるが、私共は秘かに我々の祖先が海を畏敬し、漁及び或る種の漁獲物を神聖視したのあまりに、漁及び漁獲物を平常のもの以外のものとなすの傾向すらも生じ、一般人をして斯くの如く漁及び海に疎遠ならしめるの結果を招來したかと想像してゐる。尤も之には農が漁の發展する久しき前より大いに發達して、農村は漁

村に先き立つて拓けてゐたといふ基本的な情勢の存した事を忘れる事は出来ぬ。而して漁業は志摩の蟹あまの如き上代より伊勢の神供調達者として選ばれた漁人か、さもなくば何等かの理由を以て農業の發展に取り殘され特に海に活躍すべく運命づけられた特殊なる人達に依つて開拓された所が最も多いと思はれる。然して之等選ばれたる人達の中には、舊藩時代より土地を有せぬ者多く、中には漂泊的に廣地域を出漁範圍となしたる者も存在したが故に、身分階層の嚴格であつた明治以前に於ては、之等が頭振百姓かしらぶや毛人もうと並みの下級住民視せられたのも亦已むを得ぬ所であつたと思ふ。従つてまた今日と雖も、殆ど他より來る漁業者より入漁料を獲る爲めのみ漁業權を有してゐる如き、漁業頗る不振の漁業組合が多い所以は、之を明治末期以降の地先海面資源の減退にのみ歸する事は到底出來ず、その據つて來る所が前々から斯くの如く存したものと云はざるを得ず、また水産の將來を考へる當路者中に、俺は漁業漁村を知らぬと放言する人が假に在つたとしても之亦何等怪しむに足らぬ因をも爲してゐると思はれる。

尤も明治初め頃にはすでに半農半漁家の聚落數は非常に多かつた様である。けれども徳川初期には東京灣の御菜八ヶ浦おさい、石見濱田藩の益田組七浦、淡路の眞浦まうらと言ふが如き本格的な漁村



以外の臨海村落の漁が、どれ丈け自給的なすなど、りの域を脱してゐたか、鎖國以前には紀州熊野の如く一部には意外に海を試みる氣風が旺んであつたとしても尙疑問であらうと思ふ。即ち當時漁村なるものは非常に少なかつたのではあるまいか。然る故に長崎縣の家舟たなふねと稱せらるる専漁業者が大村藩領海一帶の自由なる漁業權を得、江州堅田の漁師が琵琶湖一圓に魚鳥漁獵の權を得てゐたと云ふが如き事例が存し得たのではあるまいか。若し當時沿岸諸部落の漁業がそれ／＼相當に行はれてゐたものとすれば、之は在り得べからざるものと思はれるからである。然るに斯くの如き状態が都市の興隆、勸農政策に基いた諸藩の肥取罾網漁業の奨励及び長崎貿易品たる依物三品等の漁獲奨励等に依り、徳川後半期には沿岸地先の網漁等は大いに起り、優秀漁人の出稼移住に據る漁撈技術の傳搬が相當活潑に行はれるに至つた様である。之等の事情は房州紀州泉州伊豫天草、日本海岸通りでは長門から佐渡に至る些細の史料に據りて、微かながらも略々窺はれるのである。而して多くの例外は勿論あるに相違ないが、一扁の小舟に乗じて萬波を凌ぎ、勇敢なる今日の海洋漁業の素地を作り、現在も尙其の有力なる漁撈者を供給し居る漁村は、古くより特に漁業に積極的であつて、眼前の海面に魚群が來る迄待つて之を捕獲

する地曳網等を主要とする如き百姓肥取漁村ではなかつたものと思はれる。例へば古くは沖繩唯一の漁人であつた海の猛者である糸満部落の人達、一本釣の名手として各地に古くより出漁した薩摩谷山、周防久賀島、阿波堂の浦、紀州雜賀崎等の釣漁師、鮪延繩漁者として名だたる豊後保戸島の人、底曳網の傳統的漁者たる出雲片江浦の浦人、韓海出漁の先驅をなした長門矢玉浦、玉江浦の人達、能登輪島や對州嚴原の曲、長門大浦の三蟹部落を派生せしめたと云はる筑前鐘崎の漁人、瀬戸内海各地の打瀬網専門漁業者の故郷である安藝能地の人達、さては土佐の御疊瀬、遠州焼津、伊豆稻取新井濱等の著名なる漁人部落の祖先達は、もと／＼土地を所有し之を耕作するを主目的として此處に住せるものとすれば、之等はあまりに土地を持たなすぎたと思はざるを得ぬのである。農耕を殆ど問題としなかつたと思はれる漁業を主とする部落は、此の外にも屢々岬の蔭や舊城下町の片隅に存在してゐる。明治以來の大いなる漁業發展を双肩に擔つた漁人は、恐らく斯の様な漁業傳統を承け繼いだ漁業者であつたらうと思ふ。到底唯資金が工面出來た丈けでは、誰でも大いに自ら海を試み様とする氣風はまづ無かつたからである。



勿論今日に於ける特に工船漁業等には海邊から程遠い農村青年の始めて海を経験する者は非常に多數に上つてゐると推察される。然し乍らこの様な傳統と係りない多數の勞働力の漁業への参加は、北洋に日魯林兼等の水産會社が事業を起してからの事であると申しても良い。尤もそれ以前より漁村の極く近隣の農村人は地曳網の曳子として砂濱の上から協力した者が少くなかつたし、近年に於ける定置漁業の普及は漁村附近の者に漁業参加を促した所甚だ大であつた。かくして漁村以外の人の漁業参加の路は漸く擴大しつつあつた傾向が認められる。

然し乍ら最近漁業組合の活動が活潑になつた事例中には、漁業に積極的な部落と農業的部落とが従來一組合を形成し兎角足並みが揃はなかつたのを遺憾として、農業的部落員と分れた爲めにそれ以來非常に好結果を得てゐるといふ數例があり、之等は傳統の未だ牢固として存在してゐる事を示してゐる。而して漁業組合を作つてゐる農業的部落が如何に多いかと云ふ事は次表に依つても凡そ推察し得るであらう。

○ 一ヶ年 一人當り 平均生産高別漁業組合數

縣名	組合總數	月平均 二〇〇圓以上	月平均 一〇〇圓以上	月平均 一〇〇圓以下	月平均 五〇圓以上	月平均 三〇圓以上	月平均 一〇圓以上	月平均 一〇圓以下
千葉	一三五組	一四組	一一組	二六組	一九組	二二組	四四組	四四組
静岡	一三五	一七	二〇	一六	二二	二六	三四	三四
三重	一四三	八	六	二七	二四	二七	五一	五一
島根	一二七	三	四	二〇	二五	三五	四〇	四〇
新潟	九一	三	四	一三	二〇	三四	一七	一七

註 右表は昭和十四年末現在調査、全漁聯編の全國漁業組合要覽に依り作成した。一人當り平均年間生産高は各漁業組合別の鮮魚介藻生産高に水産製品高を加へたものを其の組合員數で割り、之を上記の六段階別に分類したのである。要覽の凡例には、生産高は組合員の地區外水揚高をも含んでゐると記してゐる。

斯くの如く生産高微弱なる漁業組合中には、明治末期以降地先漁業の衰退せるに伴ひ、長汀



白砂にして背後に田圃を豊かに有する如き船溜り施設の爲し難き舊地曳網漁業村にして、今日に於ては漁業より後退せるものも少なからず存在してゐるであらうが、また始めから漁業には熱なく入漁料を獲るのみと言ひ得る如き所も如何に多いかを示してゐると思ふ。

即ち漁村なる一語を以て呼ばれるものの中には、極めて多種多様の部落が含まれてゐる。すでに農を主とし或は果樹栽培を主要とするもの等が存する一方には、買はずに済ませるものは僅かに水がある丈けだと云ふ様な漁業一方の所も存する。以下種々なる漁村に就て簡単に概略を記してみたい。

## 二

漁村、漁人の類別に先づ考へられる點は、女が船に乗じて漁撈操作に参加するか否かにある。半農半漁村に於ける男女の仕事分擔は男漁女耕が最も普通であつて、女が船上漁撈に従事する例は極めて稀であると言つて良いであらう。中には舊三月三日の濱遊はまあそびび以外には、女の乗船を忌み嫌つた所も珍しくなく、かかる事例より考ふるに、男漁女耕なる分擔形態は單に婦人の生理が漁業労働に不適當であつたからだと極める事は出来ない。何故漁船に女を忌む風習が

廣く存在してゐたか、その理由は必ずしも明らかではないが、昔日船を以て單なる木材の構成物であるとはせず、木材間の物理的關係を神靈視して、造船完成に際しては是非共船靈ふねたまと呼ばれる神を船に齎たまひ籠めたものであり（現在に於ても然り）、船靈の信仰は今日も甚だ廣く生きてをり、之が多く地方に於ては女躰の神であると信ぜられてゐた。而して此の信仰が平常の日には女を漁船に乗せぬ習俗を生じた様に思はれる。

然るに一方には女が平氣で船に乗り、漁業に参加してゐる所が、全國の割合から見れば僅少ではあるが是亦相當に廣い分布を示して存在してゐる。即ちその一は蟹かにの部落である。現在海女は周知の如く志摩沿岸に最も多く存在してをり、その他房州伊豆豊後肥前筑前壹岐對馬長門丹後能登等の諸地方に二、三部落宛點在して、之等部落の婦人達は海中に潜つて鮑榮螺取あわびび石花菜等の貝草採取を爲すの特技を傳承してゐる。之等蟹村中には耕地乏しき漁業専門の所もあるが、志摩地方に於ては概ね半農半漁の状態にて、先づ男女共に漁業を主とし、特に其の婦人は農と漁とを兼ね營んでゐる者が多い。斯る蟹の總べてが上代の蟹を承け繼いでゐるかどうかは無論不明であり、上代のあまあまと今日のおまあまとは言葉の意味に相當の隔りが認められるが、兎



に角今日の海女部落の人達及びその祖先達は我國の海漁發達に多大の貢獻を爲して來た事に就ては疑ふべくもない。もう一つは夫婦子供等の一家が船に乗り打瀬網等の漂泊的底曳網漁業を爲すもの、或は稀には一本釣を特技とする者もある漁業者の群である。即ち長崎縣の家舟、大分縣臼杵灣のシヤア及び廣島縣の能地部落を本所として内海各所に散在する打瀬手繰網専門漁業者、同じく瀬戸内海の宮窪、吉和の釣漁師等は其の良い實例である。之等漁業者の中にはすでに古くより陸に一定根據地を定めたものも多いと思はざるを得ないが、然るにも拘らず長期間妻子を伴ひ海上生活を繰り返し続けるのを特徴としてゐる。斯くの如く女を海上漁撈に従事せしめる部落は極めて僅かな特異例であつて、關東以北には殆ど存在しない様である。但し小生の見聞の限りでは岩手縣九戸、閉伊の海岸に一二在ると聞いてゐるが、之が家船的のものか蟹かに就ては未だ確かめたる事は無い。

以上は婦人の漁業勞働に参加する特殊村に就て記したが、漁村婦人の其他の勞働に就ても附記してみよう。漁村に耕地があるかないかは勿論其の女の仕事に大きな相違を來す。耕地無き瀬戸内海等の漁業部落は屢々都市に於ける遊女酒酌女の出身地たる事があつた。また上記せる

耕地少くなき漁村の婦人等は、早朝畑に出てそれから晝間漁業に従事し、夕方再び野良に出て其の間に家の炊事育児に従ふと言ふ驚くべき働き振りを示してゐるものもある。耕地あれども比較的乏しい漁村の婦人は農に従事する傍ら、元は茶山稼ぎや背後農村への農繁手助等に行つて穀物を自村に持ち歸つた例は多かつた。また女が魚賣りを擔當する所の頗る多いのも當然であつた。殊に瀬戸内海各地には大原女の如く頭上に魚桶をいただき、島々や沿海町村を行商する女が少くないが、之等は上記せる如き漁業専門者の家族である。また斯くの如き魚賣りに發足して、後には大々的な反物瀬戸物等の女行商村として活躍した所もあり、之に就ては特に之に注意を拂つて來た瀬川女史の發表がある（社會學年報第七輯）。また行商以外に漁船を以て石木材雜貨等の運送業を始め、後には寧ろ石炭運搬その他の運搬船等を主業とするに至つた所も打瀬網漁村には特に多かつたと觀られる。

次に漁職の傳統より漁村漁人を區別してみたい。從來漁村は勝手に種々の漁業を營む漁家が漫然と雜居してゐたわけではなかつた。大體同一部落内若しくは其の内部の地區内の漁家は同一漁業々態を採つてゐたのである。之は地先漁業時代部落地先の漁場の共同利用といふ立場か



らも或る程度採られねばならなかつた所であらうし、また漁法は各人の發明に係るものでは決してなく、代々の経験を積み重ねた傳統の技術を駆使した事も當然である。故に漁村の中には網も曳けば釣もやり延繩はななわこまの漕繩も延べると云ふ何でも御座れの漁人も存在するが、一方には一本釣を特に得意とするもの、網漁のみを爲すもの、延繩に巧みなるもの等の部落乃至はそれ等の二三地域が集つて聚落を作成した跡の歴然たるものも少なからず存する。殊に沖釣沖延繩等は無動力の小船時代には何處でもやり得る筈のものではなかつたのである。而して沖延繩を専門とする漁業部落は概して土地少なき専漁村であるものが多いと見られてゐる。斯くの如く土地少くして海に積極的に乗り出す漁村と女が漁業に参加した部落とは共に古くより漁を主業とした漁人部落として、地先海面に殆ど曳網のみを曳いた農間肥取鱈漁村等とは對蹠的存在であつたと見做し得らるゝのである。

此外、男蟹の釣掛け漁業、磯見鉾突いそみほこき、突棒等漁人に傳へられた特技が認められるが、漁職と漁人との關係は複雑な史的變遷を経て居る筈であり、上記の如き無雜作な概括を全般に互つて試みる事は差控へざるを得ない。

さて以上の如き傳統が地先漁業時代に全國の漁村に殆ど全般的に存在したと思はれるが、其の後に於ける漁場の擴大、漁業の大規模機械化は勿論斯くの如き傳統の枠内に長く沿岸の漁業者を置く筈はなかつた。之は漁業組織の點より言ふも漁村なる地縁社會内の血縁若しくは地縁的乃至は親方子方的な世襲的に安定し勝ちな關係の下に、家を單位とした結合の頗る多かつた組織から、資本勞力共に他の参加を俟たねばならぬものに展開し、更に漁村とは無關係に資本勞力の自由なる結合による資本漁業が一方には大いなる勢力を占むるに至つた。之を單に勞力のみ成就言ふならば、同一部落内の世襲家の漁業組織より、家や地域には限られざる青壯年漁夫を構成單位とする組織に移行したと大まか乍ら言ひ得るであらう。換言すれば漁場、經營勞力共に漁業機構は次第に漁村地縁社會から遊離した存在となりつゝあつた。また漁法の點より云ふも、動力漁船を主體とする漁業の年間に於ける組合せは、以前のものとは非常に變つて來た。大體組合せは大規模のものほど單純になり、個々の部落の特色が漁場の擴大と共に漸次稀薄となつて、旋網流網延繩等の活躍が何處でも一樣に特に目立つてきた様に思はれる。

然し乍ら斯る新興の網漁業が果して舊來の特に選ばれたる漁村のみを土臺として勃興せるや



否やに就ては不詳であり、また明治時代に於ける海獣獵、西洋型帆船捕鯨業等の當時に於ける新企業的漁業が斯る漁村を基礎として試みられたかどうかに就ても不案内であるが、少くとも鯉釣鮪延繩底曳網等の發達は舊來より沖延繩、沖釣を爲し、また海上漂泊を恐れず盛んに行つてゐた傳統的漁人の努力に依つて、今日の大を得てをるのみならず、今日と雖も之等の人々がその大部分の活動を擔當してゐると推察せざるを得ない。

三

以上、漁業を漁村の傳統として承け繼いで來た人達の中には、種々のものが含まれてゐたのであるが、古來より特に漁業に積極的な氣風を持つた漁村は之を全國的に見るならば寧ろ異色ある少數者であつたの觀があり、現在の揚繰網漁村（おきりあみ）に就ては何とも言へぬが、上記の少數者を除くならば、他は恐らく地先附近の網漁業（定置漁業をも含む）以上にはあまり洋上に發展せぬ農間肥取漁村か貝藻採取を主となすに過ぎぬものが案外に多かつた様である。而して上記の表に於けるが如く、生産高頗る僅少極まる漁村數甚だ多く、また左記の表に示す如く、生産高大なる組合は僅少にして、而かもこの僅少組合の生産高が大なるを見れば、今日と雖も少數漁

人の擔當は甚だ大なるもの有るを察知し得る。

○年産二十萬圓以上を擧ぐる漁業組合の全漁業組合に對する百分比

（前表と同じ資料に基き作成す）

組合數	組合員數	鮮魚介藻類生産高	水産製品生産高
一〇・四九%	二〇・八四%	六四・一六%	六八・八九%

（註）此の優秀なる漁業組合中には、定置漁業の盛んなるものが相當に含まれてゐるだらうと思ふ。然し鯉釣、鮪繩、機船底曳等の出漁を主とする漁獲高は大部分地元以外の各出漁地方の漁港に水揚せられてゐる爲め、その漁獲高は不詳であると云はねばならぬ、全國漁業組合要覽には一應、鮮魚介藻類に付ては地區内水揚と地區外水揚とを區別してゐるが、地區外水揚高の實際の數字は恐らく之よりも遙かに多いものと想像せられてゐるのである。

其の一方には偶々沿海に位して明治の行政區劃に従つて漁業權を得た村落は、地先海面がさ



びれると共に愈々漁業以外の生産に依存するに至つてゐる。勿論此の様な臨海村が多ければ多いほど、水質汚濁がたとへ一部の海面に顯著に現はれてゐるとしても、養殖事業の將來はそれだけ大いに楽しみなわけであるが、此の事業を除いては果して之等漁村の將來が漁業の將來と共に考慮開拓せらるべきかどうかには就ては頗る疑問であるとせねばならない。上記せる如く漁業が漁村社會より遊離し行く傾向は、やがて兩者が或る程度袂を分たねばならぬ経路を示してゐたと思ふが、之には尙種々の問題が存するとしても、漁業に消極的であつた多くの漁村に關しては、尠くとも漁業以外の生産關係に就ても特に研究調査をすゝめ、以て漁業以外の觀點よりも見通しをつけるの必要が在ると信ぜざるを得ない。

(農林時報 昭和一六・八月號)

## 漁業傳承

川沿ひに就ても海邊に於ける如く其處に住む人が必ずしもすべて漁業者ではなかつた。寧ろ甚だ一部の人に限られてゐたかの觀がある。而してその中には鵜飼うしよを行ふ鵜匠うしよの如く或る特定の部落に限て或る定つた漁法を傳承してきた例も少くない様で、斯る傾向は川のみでなく、海邊にも顯著に見られた所である。

一昨年冬私共は一日伊勢路に閑を得て員辨川筋にどんな漁業、漁人が在るかを見ようと何等の豫備知識もなく急に思ひ立つて、久米村坂井友村の邊りを訪れた事がある。然るに此の邊りはすべて農村であり、子供がガラスがらす笠かさを使つて雑魚を捕る以外に地元ぢよんの漁業はない。さうしてこの川筋で多少漁を行ふ所は少しく上流の南大社と下流の額田の兩部落であり、また最も漁業の盛んであるのは更に上流の梅戸部落の人々であると云ふ事を知つた。梅戸の人は全部釣漁も網漁もなし、勿論漁に巧みであると云ふ事である。即ちこの川筋の漁村は梅戸のみであると云



ひ得るであらうと思つた。

然し乍ら私共が訪れた友村には魚を手掴みにする事の上手な久米さんといふ人が居ると聞いて、田中の一軒家である彼の家を訪れ、幸に僅か乍ら次記する如き彼の話を聞く事が出来た。それを先づ簡単に左記してみよう。

久米さんは鯉、鮒、鯰等を手で掴み捕りするのが甚だ巧みである。彼は釣具投網等の道具を全然使用せず、唯サデ網だけを時々使用するが、専ら手掴みに據つてゐる。一日に二十貫の漁獲を挙げた事が屢々あり、一日に四、五貫を捕る事はザラにあると云ふ。漁場は員辨川及び附近の田圃沿ひの溝川である。常に唯一人で川畔に立ち、静かに魚の心を観て手で掴む。鯰は川の深所にゐるので、之は多く水中に潜つて行き掴む。之等、魚を掴む事は誠に造作がない。大抵の魚は鰓の所を静かに掴めば何なく捕魚出来るからだ。その内鰻が最も掴み難い。久米さんは水中に泳ぐ魚ばかりではなく穴に潜む魚も掴む。寒い時など大漁するのは群魚の潜んでゐる穴を發見した折である。魚穴は之を一見すれば其處に何魚が居るか直ぐに判る。鯰は尾を大きく揺かして穴に泳ぎ入るもの故、穴口の水垢が取れてしまつてゐる。鮒は身體を眞直にしたま

ゝ入るもの故穴口は少しも傷ついてゐないと言ふ様な事で、穴中に何魚がゐるか鑑識出来るのだと言ふ。この手掴み漁の一番の漁期は菜種の花の咲く頃である。

この久米さんは、自然採取に特に巧みな山窩等とは別に縁故はない様に思はれた。それは久米さんの家は友村三十三軒中の數軒を占める一マキ(同一血縁家)中の一軒であつて、此のマキは舊家だからである。けれども友村が純然たる農村であつて、漁する人がないに拘らず、久米さんの一族は偶々漁の好きな血を繼いでゐたと思はれる。即ち久米さんの父や兄弟は手掴み漁こそやらないが、川釣が非常に好きであつた事、久米さんの従兄弟に手掴み漁をする者が一人ゐると云ふ事で凡そ想像し得る。さうして此の近在で魚を掴み捕りする珍しい男は此の二人だけだと云ふ事である。

以上、久米さんは梅戸の如き漁業者の部落には生れ合せなかつたが、特に川に漁する事を好む血を何處からか享け繼いでゐる人であつたと云ふ事が出来るであらう。此の様な例は昨年薩南の孤島寶島を訪れた際にも一つ見出した。珊瑚礁に圍まれたこの離れ島にも海に達者な人ばかりが住んでゐる譯では決してなかつた。寧ろ荒れた海の事ならば聞くのも恐ろしいといふ様



な人が案外に多い様で、船に帆をあげ鱒突きを好む漁人氣質の人は數へる位しか見當らない。さうしてアナマワリと稱せられる鱒の瀬に潜む所を潜水して抱き捕つて來る人に至つては、或る兄弟二人だけに限られてゐた。さうしてこの兄弟の父も亦非常に漁好きな、海を怖れぬ老人であつた。此の様に部落が傳統する漁業漁人以外に、血が享け繼いでゐる氣質といふ様なものが特に漁村以外の所には明白に現はれる場合が多い様に思はれる。

一方、部落が有してゐる漁業傳承は必ずしも血に據つてのみ傳へられてゐるとは言ひ難い所がある。例へば志摩の蟹の如き特色ある漁業を古くより繼承してゐる所に於てすら近隣農村より幼女を養子として貰ひ受け、之を立派な蟹に養育して來てゐた事は周知の事實である。沖繩の糸満の人達はサバニと呼ばれる輕舟と廻高網まはしたかあみと稱せられる驅込網とを以て到る處に出漁し其處の魚を浚へ捕つてしまふ驚くべき海の猛者であるが、やはり漁せぬ村々の子供を貰ひ受けて漁夫に仕立てゝゐる。斯る貰ひ子の風習は糸満や志摩の蟹のみならず多くの漁村に於て等しく見られ、之を養子とし、或は養子と奉公人との中間を行く貰ひ子として漁業勞働に携はらしめた事は、漁村出身者の誰しも恐らく知つてゐる位極めてありふれた事實であつた。即ち漁村に

於いては血よりも遙かに社會經濟的な繼承が強く、久米さんの如き自然の約束を露はに出した漁人氣質とも云ふべき特異な風格はその個々人中には見出し難いと思はれる。

然し乍ら多くの漁村がそれ／＼特色ある漁業傳統を持ち、此處は釣漁師の村、彼等は網職の部落、手繰打瀬網専門の所、磯見する所、蟹村といふ様な種々の特徴を持つてゐた所を見ると之は曾ての村中入會的慣行に係つた現象であつたとしても、尙、漁村の血の傳統を考慮せずにはゐられない。殊に今日遠洋に鰹釣を以て發展してゐる舊漁村中の僅かに選ばれたる一部の漁業者は、斯の如き村の傳統を遙か沖合に湧き立たせてゐるに過ぎず、また此の傳統と係はりない新しい漁人の發展は北洋工船等の資本漁業を除いてはまづないものと常に想像してゐるが、若し此の推察が當つてゐるとすると、斯る傳承はまた將來の漁業政策上に充分考慮せられねばならぬ所であると思ふ。殊に一方には未だ漁を疎み、甚しきに至ては之を賤しむ農村が少くとも我國の西半分には存在するのみならず、上記せる寶島や五島の如き島々の人の中にすら、海を怖れる氣風はまだ／＼跡を絶たぬと想像せられるからである。

(水産界昭和十六年八月)



## 釣漁師、網漁師の村

一

平野や山間ならば一二の村の事情を知つてゐると、その附近の他村は黙つて通つて見るだけでも其處の生業や産物の大體を推察する事が出来、またその生活の大凡を察知する事が出来る然るに海岸の場合に於ては之が屢々困難である事が多い。それは主要なる職場が一様の海上に在り、漁船の幾許かは常に出漁してゐるものと見做し得るので、海岸に立つて眺めた位では船數も漁具も職場も推測する事は不可能だといふ事にも據るが、同じ一帯の海面に臨む近隣部落であり乍ら、中には漁業を行はぬ所あり、また同じく漁村と呼ばれるものゝ中にも海の利用や漁職を全く異にしてゐる例が珍らしく無いのであつて、従つて一二の村情を以て到底近接部隊の漁業事情を推し難いからである。

勿論九十九里の鰯網漁業地帯の如き廣地域に互り共通な沿岸漁業の地方的特色を有する所は

隨所にみられる様である。例へば岩手縣北部一帯では柔魚釣りと鮑採りとを主としてをり、少し以前には鰹釣目拔延繩めぬけはなわを一樣に行つてゐたが如き、或は志摩の海女村地帯、伊勢度會の鰯網漁地域と云ふ様な例は尙數多く擧げる事が出来るであらう。小生が少年時代を過した阪神間の沿岸も亦今こそ都市の郊村となり漁業は極度に衰微したに相違ないが、大體網漁師一方の所であつた點に特徴があつたと思ふ。明治廿二年に兵庫縣が編纂した漁業慣行録によると、大阪府境の神崎川口から神戸市までの間に釣漁師が居住してゐたのは僅かに尼崎(現在)、西宮(現在)、葦合(現在)(戸市内)の三ヶ所であつたに過ぎず、他の十數ヶ村には建網打瀬手繰網桁網地曳網等を曳く網漁師のみが散在してゐた事が明白である。即ちこの海岸通り文けを見るならば釣漁業者は早くから町であつた尼崎西宮と當時神戸市に極めて近接してゐた葦合の如き町にのみ存在し得たかの觀を呈してゐる。而してその頃神戸兵庫の兩港には鰯建網、雜魚打瀬まじりを主とする網漁師のみが存在してをり、それより須磨に至るまでは駒ヶ林に少々釣漁師が居住して居たに過ぎなかつた。この阪神間の網漁専門の漁村の漁法を各部落別にみると、深江鳴尾を除くならば僅かに一二種の網を使用する頗る單純な漁業々態を示してをり、漁船數も甚だ少なかつたのである



然るに須磨から更に西へ明石海峡に入ると網漁も盛んであるが蛸釣りを始めとする釣配繩の各種漁業が急に盛んとなり、漁職の種類極めて豊富であつた漁村が少なからず存した。この神戸を中心とする左右兩海岸村落に於ける漁業業態の相違は、恐らく海深潮流海岸の地形等による職場の自然的條件に基くばかりでは決してなかつたと思ふ。思ふに阪神間の網漁師の中には二  
三手繰打瀬桁網等の底曳網専門の純漁業者も存したかもしれぬが、多くは半農半漁者であつて農間肥取漁に近い漁業を爲してゐたであらうと思はれるに對し、明石海峡の山せまり耕地乏しい海岸には、岸深く流れ強い此の海を前にした漁業を専門とする者が所々に小部落を作つたであらうと思はれるからである。

斯る漁業々態の相違は部落乃至はその中の小區域毎に劃然と見られる例が少くない様である言ひ換へると部落またはその内の小地區内の各漁家は何れも共通の漁業を営み、同様の漁業勞務に携つて居て、それは近接部落とは明らかに違つた漁業形態をとつてゐた例が頗る多かつたと思はれる。若し曾て各縣毎に行つた漁村調査書が、各小部落別にその漁具數を擧げてゐたならば、いくらでもこの様な例を示す事が出来たのではないかと思ふ。然し此の書は多く數ヶ部

落を含む一村内の通計若しくは二三部落を合計した數字を擧げてゐるから、各部落の個性が現はれない場合が多い上に、一方には筑前や伊豆の沿岸に於けるが如く各部落が何れも釣網及び雜漁を兼ね行ふ例も、別して大漁業部落には多く見受けられる様であるから、釣師の部落網漁師の町内と云ふが如き明白に區別され得る現象が、沿岸漁村を通ずる一般的のものであり得たかどうかには直ちに斷言出来ぬかもしれない。

其處で次に僅か乍ら私の知つてゐる漁職互に異なる隣接部落の例をまづ掲げてみやう。

## 二

岡山縣の下津井町は海岸に沿ふて極めて細長く發達してゐる町であり、此處に數個の漁業部落が並列してゐるが、その内宇大島は五智網藻打瀬網鯛網を營む網漁業部落であり、隣りの田の浦は一本釣と延繩を行ふ釣漁専門の部落、その隣りの古下津井は蝦漕網雜魚打瀬網の底曳専門の町、シヤクキドは一本釣を主とする所といふ様に、部落毎に其の漁業が明白に違つてゐるその中田の浦シヤクキド等は耕地を全く持たぬ漁業一方の所であり、狭い土地に住家がぎつしり一杯詰つてゐて、その半分迄は借家住居の漁家であり、買はぬものは實に水だけだと云は



れてゐる。次に播磨の家島には宮浦、眞浦、坊勢の三部落があり、中にも前二者は一の小岬を隔てるに過ぎぬ一灣を圍んでゐる隣同志の村である。その宮浦は一本釣延縄漁船を多く有し、なほ鯛漁も行つて來た漁業の盛んな所であるが、打瀬網漁は行はず、また耕地極めて少くて一二畝の野菜畑を持つにすぎぬ漁家が部落の大部分を占めてゐる様である。所が眞浦の方は打瀬網船があるのみで、釣繩を行ふものは近年まではまるで皆無であつたと言ふ。坊勢も打瀬、海鼠術こまうた、蛸繩こまうたを營む大體底曳網漁師の部落であり、此處も眞浦同様に釣繩漁を行つてゐない。然して之等底曳網漁部落は、海上航行に適した打瀬網船を以て早くから運送船稼業にも従事して來た爲めに、今日では石材を運搬する石船乗りいしぶねのりと農業とを主要生業とし、漁業の方はもはや二の次となつてしまつてゐる。然るに宮浦は釣繩漁の部落であるので運搬業には適せぬ小型漁船のみが存した故か、近年漸く石船乗りが出來始めたものの、未だ極めて少數の様である。尾道の海上に在る生口島の瀬戸田町には北濱と福田濱の耕地を持たぬ専漁業者部落が二つあり、その前者は一本釣漁業者、後者は打瀬網及び小網を曳く網漁師である。次に瀬戸内海以外の例をあげると、東京灣口に面する内房州沿岸に於ても概ねこの觀が在る様で、山口和雄氏が曾て此

處を歩いてみて此の點に留意された事が、同氏の著「内房北部の漁業と漁業經濟」の中に記されてゐる。之に依ると保田濱、吉濱、高崎、久枝、豊岡、川名等は網漁師の所で、勝山、多田良、船形は釣漁師の部落である。然してこの地方に於ては釣漁業を主とする部落は純然たる漁業部落であり、傍らにも農事を營む事は殆どなかつた様であるが、網漁業の部落は半農半漁即ち農間稼漁の所が多いと記されてゐる。また伊勢度會郡の宿田會村は五ヶ所灣口に並んでゐる田會浦宿浦の二漁業部落より成つてゐるが、遠洋經釣が此處で盛んに行はれる迄は、宿浦は鯛繩、手釣を主として網漁を行はぬ部落であつたに對し、田會浦は鱸網なまはぐあみ南北網なまはぐあみ（四艘張網）蝦刺網、鉾突、蟹漁を行ふ所であつた。而して二部落共に其の家數は等しいが、田畑の所有面積は網職の田會が、釣職の宿浦の約二倍になつてゐる。琵琶湖畔の堅田町に於ても同様であつた。此地の古文書を見ると、舊藩時代には此處は本切西之切東之切釣漁師の四區域に分れてをり、その内本切のみは田畑を有して農業傍らに船持ふねかきを爲してゐたが、漁業は行はなかつた。之に反し他の三部落は丸で本切とは別村の觀あり、田畑一畝も所有せぬ漁師許りが居住してゐた。而してその内釣漁師部落は配繩はななわ、筌漁つげを専門とし、西之切部落の漁師は鳥獵、引網、小糸網、筌



漁を専門としてゐた事が明かである。殊に配繩漁を行つた釣漁師の漁業者達は二三千尋の長繩を湖上水面に延べて漁撈したので、古くは琵琶湖一圓の出漁權を獲てゐた様であるが、湖畔に漁業に従事する者が次第に増加すると共に、この自由なる出漁權は漸次縮少制限せられて明治に至つた様である。越後寺泊町の本部落には今日磯見漁師三十軒、沖漁師即ち延繩漁師二十軒鱒場漁師(海深百數十尋の沖合に出で鱒釣をなす漁者)十軒があり、之等の漁職は大體世襲的に定つてゐると見られてゐる。なほ此の町から半里ばかり隔たる隣部落の野積は半農半漁の村で、聚落住居は農村とあまり變りない構をなしてゐる。此處は地曳網鱒及び蟹刺網手繰網の三網漁業を爲し、釣や延繩は行つてはゐない。岩手縣大槌灣内の安渡は灣内に於て最も漁業が盛んであり、網釣延繩を兼ね行つてゐる村であるが、明治初期には沖漁師網引漁師鮑取漁師の三種に分れてゐた事が「舊藩時代の漁業制度調査資料」により伺ふ事が出来る。その内沖漁師とは延繩漁者であつた事が今日から推察される。恐らく現在でも仔細に聞けば此の部落内は漁職を異にするものの集りより成つてをり、この漁者の居住も海嘯以前までは或は地域的に區別し得たのではないかと想像される。もう一つ土佐幡多郡柏島部落に就て記してをかう。此處には地曳水主と稱せられる網

漁師と、沖水主と呼ばれる釣漁師とが明白に區別せられて存在してゐた。高知縣が行つた明治十九年漁業取調書の漁業因襲及沿革の條を見ると、此處の釣漁業網漁業共に種々漁法が改良せられて當時の漁業状態にまで發達した事が凡そ判るが、その漁法傳搬や改良が網漁師は網漁業にのみ、釣漁師は釣漁業にのみ限られて來てゐた事が明示されてゐて甚だ興味が深い。

さて次には近隣部落との比較は出來ぬが、漁職の片寄つてゐる有名な漁村を二三掲記してみよう。べんといふ潜水女が倭姫命に鮑を獻じたといふ傳説を持ち、今日に至るも伊勢神宮御用の鮑を調達しをる志摩の古い蟹村である國崎は、半農半漁の部落であつて海女漁をなすの外に蝦刺網を盛んに爲し、以前には八田網四艘張網漁も行つた網漁業の所で釣漁業は全然行はない。出雲三保關の本部落は鯛繩烏賊釣を主とする釣専門の所で曾ては鯛延繩に用ゐる餌捕り漁業として手繰網を曳いた事もあつたが、それは禁ぜられたといふ純釣専門の部落であり、此處の漁民が多少共耕作に従事して來たとは考へられない。美保關本部落から少し離れた西郡には打瀬網を主とする網漁業者が少々居る。山形縣西田川郡の小波渡は古い漁村であり、同郡水産誌によると古文書により慶長時代から鯛浮繩漁業が行はれたと云ふ事であり、爾來此の漁業及び鱒



釣延縄である沖合漁業を以て北は南津輕より南は越後岩船郡にかけて廣く漁撈したと言ふ事が判る。此邊りから越後にかけて點在する沖合釣延縄漁師は寺泊、出雲崎の鱒場漁師に相當するもので少くとも海岸より七八里は沖合に於て漁撈せねばならなかつた。従つて動力付漁船の普及以前に於ては斯くの如き沖合釣延縄師が此の北陸沿岸のみならず何處の海岸に於ても到る處に居た筈はなく、殊に釣針を自製した數十年前までは、特別に釣針を巧みに造り且つ漁撈に練達した漁業専門の部落人に恐らく限られてゐたであらうと思はれるのである。延縄漁は多數の釣針を同時に使用する漁業故、就中その針自製の技術を考慮せざるを得ない。小波渡は慶長年間よりこの村であるに拘らず、堅田漁師の如く田園菜圃は極めて少ないと言はれてゐる。斯くの如く古くより釣延縄に獨特の技術を有し、釣の巧者として廣く出漁した所は尙數多くあるであらう。例へば薩摩の谷山周防の久賀備後の吉和阿波の堂の浦紀州の雜賀崎等は殆んど釣を専門とした漁業者であつて、農耕とは恐らく縁の極めて薄い人々であるのである。今日經漁業に大をなしてゐる遠州焼津の如きも斯くの如き釣延縄師の一であつたと言ひ得るであらう。

## 三

以上の例により少くとも釣延縄専門の漁師には農耕に従事せぬ者が多く、従つて純漁業者が多いと言ふ事が判つた。之に反して網漁業者中には比較的半農半漁のものが多いのである。九十九里に於ける夙くより企業化した筈の大地曳網すらも、文書には屢々農間肥取稼と記されてをり、此の網は出雲等では自培網(肥料を自給する網の意と思ふ)とも稱せられて特に半農半漁的漁業であつた。この様な曳網漁や磯草磯貝を採るを主とする岸附きの漁業と、岸より遠く離れて延縄漕網を延べた漁業とが、別個の漁人の手に依つて營まれて來た事は寧ろ當然であるとも言ひ得る。而してこの様な沖合釣延縄業者は屢々磯付きを問題にせず、遙か沖合に山をたてて出漁し或は他國に好漁場を物色した結果地先の慣行乏しく、故に今日の沖合遠洋漁業に發達し得ぬ彼等の中には今日では從來漁業の盛んではなかつた近隣磯付き採取村に比して、専用水面の甚だ狹隘なるを歎ぜねばならぬ實情に在る所も少くない。

尙、瀬戸内海には特に、釣漁師のみでなく網漁師中にも田畑を殆ど持たぬ専漁者が居るのに注目せしめられる。それは打瀬網桁網等の底曳網を曳き流し歩く沖取漁者の一種であつて、その漁場は地曳や鰯網或は建網等の地域定つた地先漁業のそれとは全く性質を異にする、今日の



機船底曳網の稼場に等しい海上を漂泊的に爲し得るものである。此の漁業者は瀬戸内海に於ては安藝の能地部落より移住したと言ひ傳へられる人々が多く、之はやはり同じく能地から來住したと言ひ傳へてゐる大分縣臼杵灣の都留部落民即ちシヤアといふ名で著名な打瀬網漁業者と同一系の漁人であると推察される。都留の人々も瀬戸内海の打瀬網漁業者も共に耕地を有せず、都留の如きはこの部落を形成してから最早相當の年代を経てゐると思はれるにも拘らず、未だ此處の學童は農耕に全く興味を持たぬ特色を有してゐると土地の學校の先生が歎じてをられたのは、長崎縣の家舟を聯想せしむるものがあつた。

此の様に専漁業者中には更に釣繩を専門とするものと漂泊的網漁を管んだものが存した事が凡そ推測出来る。然して之等漁業者は古くから地先海面にのみ據らず、沖合に出て廣く海上に漁撈し得たのであるから、一定の土地との強い繋りを農家や地先漁業者の如く必要とせず、またかかる繋りが生じなくても過し得たものと考へられ、依つて更に我々の知らぬ海上移住が豊織時代以降に於ても斯の如き漁業者間に繼續せられて、その間に各種の漁法が廣く沿岸に傳搬せられたかと想像せしめられるのである。然し乍ら茲に斯る海人移住の跡を憶測しようとは

思はない。私は單に沿岸に最も多いと思はれる半農半漁村以外に、上記した様な釣職網職の漁を殆ど専らとする者が水縁各地に部落を形成し、その中には無論燒津の如き發展をなしたるものあり、今日最も遠洋に活躍する漁夫の出身地の多くは斯くの如き傳統の漁村であらうと思ふが、しかも一方には田畑も有せず屋敷すらも借りて、尙入漁料さへも拂はずしてはやつてゆけぬ漁業專一の部落も決して珍しくはない事を記せばよかつた。勿論之等の事實は漁村の將來を考へその對策を講ずる上に、型にはまつた一様の施策では到底實情に即し得ぬ事を指摘し得るであらう。

(水産界 昭和十五年二月)



## 鵜繩資料

まへがき

漁具の種類が雑多で分類に困難な故か、その道の専門の方でも雑の部があり、使用構造上の分け方が入り交り徹してをらぬ。漁村漁業を調べるに當り、此巨大な漁具の群が前面に横はり、難物となつてゐる理由は別に説くにあたらぬが、考へ様に因つては少くともその一部の整理は困難でない様にも思ふものゝ、漁具に對する知識が未だ非常に心元ない爲めに、と角本腰にはなり切れぬ。然し例へば釣針を例にとつて考へてみれば、土中から發見した古代の針と現在のものと比べても、その材料や出來の精粗の差はあれ、その考どころや形には大差はない。さうして現在進歩した所とは、漁獲の目的物に依つて種々雑多の少異ある釣針が考案された事、尙之に魚の習性を利用した誘致具が最も簡單に且つ效果的に附屬せしめられたものがある事位に過ぎぬと思ふ。さうして釣漁全般の古今の相違を大まかに求めるならば、漁獵手法には殆ど變

りないが、その經營には非常な變遷をきたしてゐると言ひ得やう。つまりそれは經濟史的變遷で、恐らく大小數百種に上るであらう釣針なるものゝ方は容易にたつた一の古い標本でも間に合ひさうである。さうして之は釣針のみではなく、少くとも主漁具の一部にはさう苦勞なくかゝる整理を爲し得られさうに思ふ。

次に再び釣針を例に擧げる。石や骨の針には往々カエシが針の曲角の外側についてゐるものがある。かういふ針を今日まだ見ぬのは確かに大きな違ひだが、一方に現在の釣針には例へば延繩の太鼓針の如くカエシのないものがある。自分は知らぬからかもしれないが、カエシのない針は未だ石や骨にないやうに思ふ。此太鼓針の類は其曲角の圓弧が長くまた鋭いために、釣自體がカエシの作用をも爲しをるものであり、現行の最も素朴な谷澤の漁具中には細い竹皮の枝などを利用して、カエシの無い鰻針等が却て使用されをる所からみると、かういふ漁具も古くから存してゐたに相違ないと考へられる。我國は多くの谷澤沼川と長い海岸線を持つてゐる故に、此處には非常に數多い漁具漁法が盛られてゐる筈である。しかも最も進歩した捕鯨、遠洋漁業から、經濟發展の圏外に置き去られた狩獵の如き極く簡素な漁までが現行されてゐるのであつ



て、その漁具漁法は或稱度まで史的発展の段階を横に示す好個の生きた品物たるであらう。然し次に列挙するものは全般的な漁具の主流を突く資料では無い。さういふ事はまだ中々容易にやれるものではない。此處に取扱ふのは僅かに副漁具の驅具の一資料であり、それが比較的漁具以外に關聯多い、言ひ換れば興味を持たれさうなものなので記すに止まる。唯題に資料なる銘を打つたもの、自分共の實地調査に係るものは殆ど無いので、應越しに眺める程度の甚だ蕪雜な例示であるのは誠に恐縮である。

## かづら繩

鶺鴒繩、葛繩、振繩は共に魚を漁網に追ひ込む驅繩の名稱として廣く國內に知られてゐる。「凡そ鶺鴒繩の類を使用する漁は鮎に止らず、鯛その他の魚を漁する時のブリカヅラ繩及び海底鶺鴒繩と稱するもの、如きも亦その理を同くす」(註一)であつて、此三者を區別する事は殆ど困難であり、結局は異名同物であるだらうと思ふ。強ひて此間に相違を求めらば、鶺鴒繩てふ名は主として河川漁業に使用せられ、葛繩の用語例は今の所海に限られてゐる。従つて川の鶺鴒繩は

小規模であり、葛繩は相當大規模な鯛網漁に最も多く用例を見る故に、兩者の大きさには相當の開きがある。従つて鶺鴒繩は素朴なものが少くないが、葛繩には概してそれを見る事が出来ぬと言へる。振繩の名は河海共に使用せられてゐるやうである。

まづ葛繩漁を説明する爲めに大日本水産採誌の鯛曳網の章の一文を抄記してみると「鯛の引網に地曳網と葛繩の二種あり、地引網は概ね鱈地引網に同じ、葛繩は桂網とも言ひ、又葛寄せ網と稱する地もある。其趣向は振繩を以て魚を驅逐し網中に入らしめて捕るに在る。此漁法は西南海に多く行はれてゐる。

肥後に於ける葛繩は單に鯛網とも稱する。此振網は麻或は苧麻製で長五十尋を一總とし、片手に六總を繼ぐ(註故に全部で十二總になる)。振木は方言「コウクラ」(註合歡木)の木を用ひる。振木一本の長さ五尺許、之を繩三尺五寸毎に一本宛つける。又振網一總毎に四貫五百匁位の石を吊し付ける。此石を釣石と言ふ。釣石の下る上方には別に一筋の繩を付け、此繩を釣繩と云ひ、此長さは海の深淺に應ずる故一定してゐぬ。

此漁法は網船二艘各漁夫七人乗、元漕船二艘各七人乗、船頭船一艘二人乗、浮子遣船十艘各



一人乗で船數總て十五艘漁夫四十人を要する。網船に網を積み、元漕船に振網を積み沖に到り船頭船に乗る魚見役の指圖に據つて、まづ二艘の元漕船は兩者に分載した振網の兩端を結び合せて一本と爲し、之を海中に投じつゝ、左右に漕ぎ開いて、振網を半月狀に延べる。是と同時に浮子遣船も漕ぎ分れて、此網の釣繩を取る（註釣繩を取るは振網が瀬礁に引掛らぬ爲め、また有効に魚を驅逐し得る爲めに取る）。此時元漕船は振網の兩端を曳き海岸に向つて進行すると、振網に付いてゐる數百の振木は一齊に動搖して閃々光を發し、且つ響を生ずる故に、魚は之に怖れて相集り網の圍外に脱出する事が出来ぬ。此間船頭船は網の圍の中央に在つて、左右の網の曳き方を指圖すれば、浮子遣船は海の深淺を測つて互に合圖しあひ次第に進み行く。適當の場所に到つた時に二艘の網船は振網の後面より網を張り左右に漕ぎ開くと、船頭船は振網の中央に到つて網の結び目を解き、網の兩端である手繩に之を繋ぎ合す。夫より漸次網を繰りよせて之を濱邊に曳き揚げるか或は海上の淺處に在つて魚を捕獲する。」

以上は鯛縛網または鯛地漕網と稱せられる漁業であり、多くの船と人とを要するが、同じ名の網漁でも敦賀灣の鯛網の如く、始めから網の兩端に葛繩を結續せしめたものもある。即ち此

二漁法に就ては「フリ繩を用ひ鯛を驅りて、その外に網を掛け廻すは普通の法とす。西南の地に多し。而してフリ繩を直に網の曳網と爲すは最も良し。長崎、熊本の諸縣にみる」（註二）と記してゐるが、此兩者の何れが優つてゐるかは漁場の地勢に據り、俄かに斷ずる事は出来ぬやうである。

海の葛繩は上記の用途に限らぬ。「上總國天羽郡小久保村及び荻生村に於て東京灣内に使用し、鯛を漁げる桂網も、振繩を以て魚を追ふ趣向は肥後のものに等しいが、上總のものは豫め網を張り敷き置く所に魚を追ひ込むので、網の使用上から言へば之は曳網漁に屬せず、敷網漁に類するものである」（註三）に見える如く敷網漁に用ひられる場合も少くなく、また抄網すくひあみに用ひられる例もある。鯛以外の鯛網に振繩の用ひられる例は泉州史料にみえ、また伊勢の一志渡會朝明桑名の諸郡の數浦で、イナ（鯛の小さいもの）を獲るウガリ網に短冊形（長さ八寸幅二寸位）の檜の木片を附した驅繩を用ひた例もある（註四）。茲には此繩を鵜繩と記してゐる。海で鵜繩と呼ぶ例は上記の如く少く、此外に明和八年に千葉縣木更津で鵜繩鯛網が始められた（註五）といふ記事を擧げ得るのみである。然し此僅かな例で海の振繩と川のそれが等しいで



あらう手掛りにはなるが、それでは此等しい驅繩を何故海だけで葛繩と言ひ、川にはその例がないか、鵜繩と呼ぶ風は海に稀で、何故川に多いかといふ疑問は未だ存し得る。

葛繩葛網の名稱が何故然るかは判らぬが、漁網の起名傳説は他に絶えて無いに拘らず、此漁具名に限つて起原譚ともいふべき言傳へが四國に残つたのも、葛網の一特徴だと云ふ事が出来やう。即ち葛網なる名稱には何故かその名の由つて來つた譯を説かねばならぬ必要が存したものと思はれる。其必要が何に在つたかは恐らくお祭網まつりあみの資料でも澤山に集めねば判らぬだらうと思ふが、その起原に係る傳説を簡單に次記してみる。讃岐では之が鯛網起原譚になつてゐる。

先づ之を香西かうせい漁業史一頁に在る文書から書き抜いてみると、景行帝の御代に當漁場附近に大鰐が住み海上通行の船を呑む。天皇日本武尊の御子讚留靈王に悪魚退治の勅命を下し賜ひ、王は此地に下つて種々工夫の結果始めて網てふものを考案し、香西漁夫が此御用を請けて遂に此網で鰐を捕つた。此魚の屍を埋めて社を建てたのが坂出魚御堂である。香西漁夫は此勅に依り此網を賜り、鯛網獵免許を得て永く瀬居島海香西浦に限り漁業に従事したが、是より追々諸網が開始されたのだと言ふ。川合角也氏著漁撈論にも之に近い記事あり、此方では皇子竹朋王が勅命

を奉じて錦郡大越村に漁夫を集め、終夜葛皮を以て網を作り、遂に大鰐を捕獲し給ふた。かづらの名は之より起れるならんと記してゐる。次に之は鯛網關係の話ではないが、土佐沖島弘瀬では彼地の鯛網は、鎌倉時代の落人三浦新助が昔葛を編んで鰐を捕つたに始まると傳へてゐる(註六)。葛の纖維を漁網に利用する例ならば、級の皮のそれよりも遙かに珍しい事ではないらしいが(註七)、それでも尙讚留靈王と精靈船の發音が近い以外に、此傳説と關聯ある民俗事項を見出し得ぬのは、漁村の民俗調査が一向に進んでゐない爲めだと思ふ外はないやうに思ふ。さてとにかく前記した如く今日の葛繩は數百尋の一條の長繩にクサマキ、檜、桐、柞等の木片を數百つけて、之を沖合より漕ぎ廻らし、各所に散在してゐる魚を網の圍内に追ひ集めて漁網の中に入らしめる副漁具であり、此木片を振木或は威し板等と通稱してゐるのである。普通此木片は短冊を細長くした形を爲し、また中には正月箸のやうな恰好のものもある。

註一 明治十七年編「水産博覽會第一區第二類出品審査報告」五〇頁

註二 明治十八年編「水産博覽會第一區第一類出品審査報告」

註三 「日本水産捕採誌」鯛曳網ノ章



註四 祭魚洞文庫所蔵、寫本「紀伊伊勢志摩漁具圖説」

註五 千葉縣君津郡誌

註六 アチツクミウゼアムノート「土佐漁村民俗雜記」四一頁

註七 「日本水産捕採誌」網ノ章

鵜 繩

「今鵜繩といふは網に長き繩を付、それにぶりと言ひて飾に作るべき片木の輪を二つに切たるを多くあまた處につけたり。漁人云、此木日かけにうつりて魚の目に鵜のむれて追くるさまにみゆる故に、是をうなはと云」(註一) と記しをる如く、川の鵜繩にも木片のブリを付けたものが多い。此例を鵜繩の説明を兼ねるつもりで記すと、伊勢桑名郡の川鱒曳網漁の記事に「該繩を水中に張ると枋板は悉く上を向き水勢の爲めヒラ／＼と動く。魚驚いて此繩を越える事能はず(中略)魚留と呼ぶ立切り網に川鱒を追ひ込む。繩の長さは川幅による。八寸廻りの藁繩に杉のソギ板長三尺五寸位のものをつけたり」(註二) とある。伊勢員辨郡諸村の鮎を捕る

ハネ網でも、チシヤの木を薄くへいで之を狩繩につけ(註三) 大分縣大野郡で鮎を捕る鵜繩には鮎屑をつけてゐる。此繩をシメ繩といふ(註四)。

かういふ例は非常に多いと思ふが、鵜繩に於ては木片を付けず、草木の枝葉類を感しにする例が多いのは、葛繩と違ふ所である。然し海にも之は皆無では無い。例へば敦賀灣内の鯛船曳網では、網に接続した狩繩の所々に裏白の葉を附して、魚の逃脫を防ぐ資としたものがある。

(註五) 川では之が特に多い。敦賀灣の如く羊齒類の葉を用いた例から擧げてみれば、富山縣神通川のテンカラ網漁がある。此網は二重刺網で、此葉をつけた鵜繩で驅集した鮎を圍繞し、網目に羅らしめた(註六)。

柳の枝葉を用いたものに因幡越智川、八東川、千代川等の羽根川網がある。之も主として鮎を捕る網で、鵜繩は藁で作し長さ三十尋「近來は多く柳の葉附の枝を此繩に挿む。之柳の葉は裏面白色を帯る故、水中に曳く時には閃々光あり、以て魚を驚かし易き故である」と言ふ(註七)。去秋アチツクミウゼアム同人が遊んだ福島縣東白川郡棚倉町附近の上手澤で聞くに、この久慈川上流に於てもハネ網の鵜繩に柳の葉をつけると言ふ。笹の葉を用ひるものは岐阜縣の



ホイ／＼網で、又手網と笹を所々につけた長さ二十五間位の狩網とで鮎を捕る（註八）。秋田縣角館町附近の檜木内川のハネ網も笹を附して鮎の逃げるのを防ぎ掬ひ取る。但し鮎が仔を抱いてはねなくなると鵜飼を爲す（註九）等をあげる事が出来る。

以上の諸例は何れも裏の白い葉を使用する點で共通してをる。神奈川縣武州河邊、千ヶ瀬兩村附近の跳網は長繩に石錘と木葉とを結び付けると記し、何葉を用ひたかは不明であるが、是も亦「その繩に附する所の木葉は裏面白色にして、水中に在る時は閃々として光を反射するを以て魚驚くなるべし」（註一〇）とあれば前例同様と解せられる。

此外に裏面白色でない振もある。即ち鵜繩に折柴をつけ（註一一）黒い海草の類を付けるもの等がある（註一二）。また音で魚を驚かす例も海の如くに在つて、本朝食鑑卷七には「鮎魚未長時、用小網而采之、或二夫持長繩、繩上重々緊緊小石塊、相曳碌々下於小石川、則鮎驚石聲而落、一夫立于下流張扇網而待、二夫之至、二夫隨近相依如結合作團様、則鮎入扇網、半舉網持小杓汲鮎、此謂汲鮎」と記しあり、之と同様のガラと稱する榮螺殻を付けた繩で鮎を驅集する方法が土佐四萬十川では現行せられてゐる（註一三）。

此繩をウナハと稱する分布は非常に廣範に亘つてゐると思ふが、未だ數多くの資料に據つたわけではない。此名稱ある所以は、上記の如く魚の目に鵜のむれくるさまに見ゆる故といふ説もあるが、此繩に實際鵜の羽または他の鳥の羽をつけたものが多かつた。此例もやはり海にも在つて、岡山縣兒島灣では底繩と云ひ、網に羽をつけて海底を曳き鯛、赤目の類を捕るガワ網五人網漁が在る（註一四）。河川に於ては「羽前最上川と分流下河原との境に、晝間は案山子を設け置き夜は燈火を以て照し、且烏繩と稱し繩に烏の羽をつけ水底に沈め、本川に向ふ魚を驚かし、以て分流へ誘引して築上に陥らしめる」（註一五）ものあり、また「方流網は石見那賀郡三隅川、周布川、濱田川等に於て鮎鱖その他雜魚を漁する具（中略）鵜繩あり、苧にて長さ三丈五尺に作り、凡そ三尺距離毎に鷓鴣又は鴉の羽を挿し、或は紺染の木綿裂れを結びつけ、小石の沈子五個を付く」（註一六）ものもある。嬉遊笑覽十二卷にも「鵜の羽を浮子とし繩を引網を張る。是を鵜繩と云へり（中略）空の陰りたる日はブリ光らねば、その時はシン繩とてかのぶり付る處に烏の羽を多く付たるを用といへり」と記してゐる。

さて因幡諸川の羽根川網の鵜繩の記事に「之に烏羽を挿むは普通なれど、近年多く柳の葉附



の枝を以てす」(註一七)と記し、之と同様の事が嬉遊笑覽にも記されてゐるので、河川に於ては以前には多く黒い鳥の羽を鵜繩に附し、後に草木の枝葉の類を用ひる様になつたのではないかと思はれる。若し然りとせば、黒い海藻、黒い布裂、折柴の類は鵜や鴉の羽の代用物であらうか。してみると白く光る振木や裏白の葉も鵜の嘴の内部の白さから思ひ付いた事ではあるまいかと、少し先走つた想像も爲し得るのは、ドビチン等と言ふ副漁具が存したからである。事についてそのドビチンを説明すると今日ではどうか明治時代に愛知縣海岸で行はれた玉筋魚抄網は、明治十年頃知多郡豊濱、師崎地方で行はれてゐたものに倣ひ、明治十九年發明したドヂチンと言ふ驅集具を之に併用して漁利を擧げたといふ。此ドビチンは鵜の嘴に擬したもので、之で水面を驅り出し、猶鵜竿とて長さ四尋半の竿頭に鵜の片翼を縛り付けたもので玉筋魚を驅逐し、抄捕したのである(註一八)。今般は鵜竿に就て詳記する用意を持たぬが、是も亦鵜繩と同様に廣く驅具として使用せられたものである。此良い例は肥前州産物圖考(祭魚洞文庫所藏)に圖示されてゐる。此繪を見ると、漁夫が各々鵜羽を尖につけた長い竿を持つて川中に入り、之を以て魚を追ひ詰めて川上川下に網を張り、此中に鵜を入れて鵜に魚を捕らせてゐる。

此漁を松浦川上流で鵜垣と稱すると言ふ。之等に據り振木の類を鵜羽乃至鵜嘴の代用と想ひたくもあるが、少くとも白く光るもの、有效な事はすでに古く海に於て祖先達の經驗してゐた事であらうと察する故、嘴の想像は一先づお預けにしてをかねばならぬが、鵜羽の方は鵜を使役する漁法に可成接近して行つてゐると思ふ。即ち秋田縣仙北郡檜木内村のマタギ達はウと呼ぶ物を網に併して川魚を獲つてゐる。ウとは鵞羊皮、犬皮の類又は鳥の羽、山葡萄の樹皮を裂いたもので、之をナガラと呼ぶ竿の先に取付け、之を川に流して恰も鵜の泳いでゐる如くに見せかけて魚を上流から誘ひ下し、下流の張網に入れると云ふ(註一九)。若し鵜飼漁に鵜に魚を吞下しめず、單に網に魚を追ひやる具として鵜を使役する例があるならば、鵜羽は鵜飼と密接な關係に在るものと見做し得るだらう。

註一 嬉遊笑覽十二卷

註二 上記「紀伊伊勢志摩漁具圖說」

註三 同上

註四 上記明治十七年編「水産博覽會審査報告」七七頁



- 註五 明治三十二年編「第二回水産博覽會出品審査報告」
- 註六 「同上」一巻六二頁
- 註七 「日本水産捕採誌」第一編四二二頁
- 註八 上記「第二回水博報告」一巻二八頁
- 註九 「旅と傳説 八ノ九」
- 註一〇 上記明治十七年編「水博報告」七七頁
- 註一一 同上
- 註一二 越後三面村布部にて昨秋聞く
- 註一三 アチツクミウゼアムノート「四萬十川の漁業と川舟
- 註一四 「兒島灣方言集」
- 註一五 上記明治十七年編「水博報告」七〇頁
- 註一六 「日本水産捕採誌」第一編四二二頁
- 註一七 同上四二二頁
- 註一八 上記「第二回水博報告」

註一九 アチツクミウゼアムノート「秋田マダギ資料」二〇頁

鵜を使役する漁

そこで今度は鵜を使役する漁業を記してみたい。所が上記した如き鵜を驅集に使用する例は僅かに一しか擧げる事が出来ぬ故、此記事は明らかに脇路に入つてしまふ事になるが、一には鵜飼の晝川漁には鵜繩資料たるものが多い様であり、二には鵜飼と言へば夏の夜の篝漁しか殆ど知られてゐぬが、他にも在る事を御紹介したいので、晝の鵜漁文書を僅か故書き添へる。先づその内鵜そのものを驅具とする例から擧げてみる。石見鹿足郡吉野川では普通の鵜飼漁も行つてゐるが、「又白晝鵜繩（註一）を付けず鵜を使用し、船より魚を投じて鵜を舷側に寄せ、前の如くして捕ふ（夜の鵜飼の如くと云ふ意）。或は鵜數十羽を放ち魚を追はしめ、魚追ひ詰められて一ヶ所に群集するを投網にて捕ふ」（註二）と云ふ漁法がある。

次に晝川鵜漁には網若しくは鵜繩を副具と爲すものが多かつた様で、その前者から擧げてみれば前記した肥前松浦川の鵜垣漁を數へる事が出来る。之に等しい漁は石見津和野藩のノメド



リ漁で、之は河流の上下に張網を爲し、その網内に鵜を入れて漁獲するものであつた(註三)。此兩者は網を垣根の如く張つて動かさぬものと推察されるが、静岡縣興津川上流の鮎瀬張網漁に於ては、水勢急でない淺瀬の中央部に張るを張切網と言ひ、その兩側の袖網をマセ網と稱してゐる。此網を以て川を斷ち切り、網の下に竹製の筥はつを置き、以て鮎を此中に入らしめる漁であるが、まづ上流に鵜先網うさきあみと稱する網を漁夫三人で張りまはして鮎を追ひ、鵜を放つて之を捕へしむるのである(註四)。此文は如何様にも解せられ確かなものではないが、恐らく鵜先網は驅繩の如く曳き廻して魚を追ふ具であらうと思ふ。

鵜飼に鵜繩を用ひる例は神奈川縣相模川に在つた。「鵜尉四人乃至五六人にて各自杉材九尺許りの棒を擔ぎ、其兩端に鵜二羽宛、都合四羽を立たしめ、細き麻繩を鵜に繋ぎて飛揚するを防ぎ、而して河流に至り各々之を放つ。二人は水流の兩端に在りて藁繩長さ三丈六尺なるを持ち、下流に向ひて奔馳す。此繩をシラと言ふ。是に於て河流に溯る所の鮎皆驚潰してシラ繩の中邊に群集す。乃ち鵜をして魚を啄ましめ、三四人其後に隨ひて亂飛するを制し一齊に下らしむ。斯くの如くする事一、二町にしてシラ繩を川の一方に引揚ぐる時は鵜も亦從て河岸に上る

因て捕へて吞下する所の魚を吐出せしめ、後一二時間を隔てて復た使用し、一日概ね五六回に及ぶ。此法晝夜共に營むを得るものにして、武藏多摩川筋にてはシラ繩に代ふに塘繩を用ふと雖も、その他装置方法に大差なし(註五)なるものあり、また肥前松浦川上流に於ても略之に近い漁業が行はれてゐた。此地では蓬類の草を所々につけた驅繩を、川を横切る様に張り、此繩の兩端を二人の漁夫が持つて川上に溯る。鵜は、此繩の先きには行けず之に付き添ふ様にして泳いでゐる鮎を捕ららしい。鵜を遣ふ漁夫は各々吐籠はなごを腰に付けて川中に入り、一人で一羽の鵜を繩で曳いてゐる(註六)。かくの如く鵜繩は鵜飼漁に併用せられてゐる故、此繩を以て時間的に鵜飼と前後の關係に在つたと想像する事は今の所困難かと思はれる。

その何れにもせよ、鵜飼漁の資料はまだ非常に乏しい。我國の鵜漁は夏の夜の派手な夏川漁なつかはれりだけが古人に記され、荷兮の筆と稱せられる「秋の日」収録の歌仙に、秋の雨歩行鵜あまゆちりに出る暮かけてと言ふ徒鵜の連句が載せられてゐるが、篝火を焚かぬ鵜漁に就ては昔の雅人の注意を惹いた事はまづなかつたらしい。又先年西村博士が試みられた此漁の現行調査も、夏の夜のものを丈けに惜しくも限られてゐたと記憶してゐる(註七)。所が唯單に夏の夜の夏川漁だけの爲め



に鵜匠は鵜を飼育した筈はないのであつて、近頃まで晝川漁が各地で行はれ、之には種々の漁法が存した事は上記の如く確かである。然し折ふし我々が此漁法を注意してみようとする頃には、すでに川漁師の多くは萎縮してしまひ、僅かに夏の鮎解禁期に鳥を牽くのみ状態となつてゐた。仍つて晝川漁の手法は大概忘れられてしまつたのではないかと言ふ懸念があるが、一方に此漁は近世に於ても案外相當廣い地域間に行はれてゐた。その中には若狭の疋田鵜匠の如く(註八)また岐阜長良川や越前大野藩金塚の鵜匠(註九)の様に、鮎の江戸獻納等の爲めに特に藩の保護を受け、またかゝる事情の下に或は鵜匠の分布も擴つたかもしれぬと思ふが、一方にはまた筑後川下流の賤しいロツキユウ等の手に據つて傳へられて來た鵜曳きも亦存したのではないかと思ふ。兎に角平安の都の頃までは此漁が盛んで、あとは衰へ或は稀になつた等と言ふのは當らぬ推測であつたに違ひない。何故かと言ふに自分は之を特に調べたわけでもないのに、自分の知り得た鵜漁を行ふ地方は次の如くであり、その中には古書に見える吉野と京附近の鵜飼の例丈けは無いが、此二地方を小生は丸で知らぬので、従つて鵜漁の有無も未知に屬してをり、尙之を注意するならば幾多の現行例すらも必ずや發見し得るであらうと思ふからで

ある。さすれば未だ實地に就て學び得る見込は多分に在り、晝川漁と之を行ふ漁人が持つ問題を尙發展させる望みも亦在るわけだが、未だ調査の緒にもついてはゐなかつた。

鵜漁を行つた地方

一、秋田縣檜木内川(アチツクミウゼアム彙報「羽後角館地方に於ける鳥蟲草木の民俗學資料」)

二、東京府多摩川(上記明治十七年編「水博報告」)

三、神奈川縣相模川(同上)

四、静岡縣興津川上流(上記「第二回水博報告」)

五、岐阜縣長良川

六、富山縣(上記明治十七年編「水博報告」)

七、福井縣若狹疋田村(水産局編「舊藩時代の漁業制度調査資料」)

八、同縣大野藩金塚(福井縣史)



- 九、三重縣伊勢（上記明治十七年編「水博報告」）
- 十、廣島縣備後原川（同上）
- 十一、同縣沼田郡太田川（同上）
- 十二、島根縣津和野藩（上記「漁業制度調査資料」）大正三年編「島根縣漁業基本調査書」
- 十三、高知縣仁淀川（同地方旅行中に聞く）
- 十四、同縣四萬十川（旅行實見）
- 十五、大分縣日田川（同上）
- 十六、福岡縣筑後川（「西遊雜記」卷六）
- 十七、佐賀縣松浦川上流（上記「肥前州產物圖考」）

註一 此鵜繩は前記した鵜繩とは同名異物である。此處に言ふ鵜繩とは、鵜の首を軽く結束した繩に接続した鵜匠の手に採る繩の名稱で、此吉野川では葛蔓の皮を除去したもので製したと言ふ。此繩を岐阜及び豊後日田では手繩といふ。土佐四萬十川でタナヲと稱するのも手繩に外ならぬ。

- 註二 大正三年縣内務部編「島根縣漁業基本調査報告書」
- 註三 「舊藩時代の漁業制度調査資料」五八八頁
- 註四 上記「第二回水博報告」一卷二五九頁
- 註五 上記明治十七年編「水博報告」
- 註六 上記「肥前州產物圖考」の繪に依る
- 註七 「社會經濟史學」三ノ八
- 註八 上記「漁業制度調査資料」七一七頁
- 註九 「福井縣史」第二編三三八頁

分布に就て

本題の鵜繩葛繩漁の行はれる地域に就ては、之が珍しくない漁法故、何處にもさらに在るだらうと言ふ位しか、今の所何を記す用意もないが、注意される二事を次記する。

一は鵜繩を用ひる川漁は筥、曳網、刺網、抄網等の多岐に亙つてゐるに拘らず、すでにお氣



付きの方もあらうが、之を用ひる網をハネアミと稱する例が比較的多い。上記のものから茲にその例を拾つて見れば、秋田縣檜木内川、福島縣棚倉町附近、東京府西秋留村、神奈川縣千ヶ瀬村邊り、三重縣員辨郡諸浦に之を見る。また因幡智頭川、八東川、千代川等の羽根川網もその一例と爲し得るかもしれぬ。然し之等の網の構造もその名前の如く同じか否かは、個々の漁具について全く知らぬので不明である。

次には鯛曳網葛繩の事である。壹岐島民俗誌の著者は此誌中に於て、かの島では蟹のみが此漁を行ひ居る事に、非常な注意を拂はれてゐた。此葛漁を始め何人が海に修得してゐたかを探ぐる事は、漁法傳搬の頗る錯綜した今日に於ては殆ど空に近い難事であると思ふ。それは明治以後の激變に因るのみでは無く、例へば元和年間に紀州須原の人が千葉縣竹岡村荻生邊りで鯛桂網を行ふた(註一)といふ類の事は非常に多くはなかつたかと思ふからである。然し去初冬に越後村上町に遊んで、彼地附近の海府漁村には鯛縛り網即ち葛繩漁が多いと言ふ事を聞き、壹岐島に於て蟹のみが此漁を行ひをるといふ事實を、もつと廣い地域にも或は求め得るのではないかといふ望みを持ち始めた。

此葛繩漁は鯛縛り網、鯛地漕網、鯛桂(註カヅラの宛字)網等の名を以て各地で盛んに行はれをる漁業であるが、明治十六、七年頃には之が西南の地に多く行はれたといふ事が、第一回水産博覽會審査報告の上記引用文中に見えてゐる。なほ第二回同會報告によれば、地曳網の一種で葛繩を副具とする鯛地漕網は、福岡縣宗像郡鐘崎村、熊本縣天草郡坂瀬川村、兵庫縣三島郡沼島地方、福井縣坂井郡北潟村、新潟縣西頸城郡能生町及びその附近の木浦村で行はれた事實が報告されてゐる。以上は博覽會に出品した各地であり、之以外にも行はれてゐた所は無論在つた。殊に瀬戸内海は鯛網の最も盛んな地域で、その西部から東部にかけての一帶には之を行ふ浦々が多く、天草にも坂瀬村以外に之を行ふ地は多いであらうと思ふ。殊にその内有名なものは富岡の鱧網で、之は漁獲物が鱧ではあるが、マニラ麻の太綱千尋に桑の木皮を剝いだ三尺餘の木片を振木として附し、鱧を驅集してゐる(註二)。なほ小生も此地の大多和で鯛縛り網の振木を見た事がある。又此網の有名なものに伊勢灣篠島の御幣鯛御用奉備網(布利網とも言ふ)(註三)、敦賀灣の鯛船曳網等がある。また葛繩運上を納めた古文書は安房眞倉村(註四)肥前名護屋浦(註五)等に見る。尙かゝる例は非常に多く存する事と思ふが、上記の僅かの例



中明白に蟹部落である所を挙げれば筑前鐘崎と肥前名護屋の二浦がある（註六）。

また小生共の近頃での採集によると、隠岐島前の鯛地漕網漁は僅かに十年許り前に、長門向津具半島の女蟹の地として有名な大浦から此法を傳へ、最近までは前記した浮子遣船に當る船に乗組んで居た漁夫は、大浦からわざわざ此地に來た女蟹であつたと云ふ事である。即ち此處にも蟹が此漁をなす例を見る。なほ之に多少關聯があると思はれる漁は鯛城網で、鯛を捕る網に驅繩を用ひる例は前記した如く伊勢と泉州に在つたが、阿波撫養の内海には繩を用ひず、漁舟數十艘自體が驅舟となつたものがある（註七）。漁人漁舟そのものが驅具代りになる例は殊に糸滿人の漁業に顯著で（註八）、撫養の内海も海止漂泊の性質強い堂ノ浦部落の存する所である。さうしてこの撫養の鯛網は瀬戸内海の此名の網漁に近く、撫養の驅舟は安藝三津の鯛網漁に於ける桁舟けたぶねに當るものと凡そ推察される。此桁舟は夫婦で乗る志摩の蟹が呼ぶト、カ、船（註九）に等しい女夫船でもあつた（註十）。この女夫船や浮子遣船はどうも漁を専らにした人々のみの爲し得た事の様な氣がするのである。若しさうだとするとかういふ漁法は自培地曳網等の農家人も直ぐに参加爲し得た様な漁業とはその傳搬が違つて、非常に限られてゐたもの

と思はずにはゐられぬ。又此漁は火焚き漁業と共に他漁を妨害するの故を以て、新規開業は殊に困難であつた事例が多い様であり、一方此葛繩漁夫が禁裏の御用（上記の敦賀灣の網）や伊勢神宮の御用（上記の御幣鯛御用奉備網）を勤め、またその他大名の御用を勤めたのは、鮑鮎を捕つた漁夫の地位に彼等が近かつた事を示してゐる。

以上の事から少くとも明治前までは、此漁の分布は此漁夫の移住が行はれ無い限り、案ずる程の變り方をなさなかつたのではないかと思はれ、してみると此分布を探ねてみる丈の値打は未だありさうに思はれる。

さうして鵜繩と葛繩の關係に就ては、その分布でも調べてみぬ限り、まだ前記した漁具の構造名稱以外に記しをくべき事もない。

註一 千葉縣「君津郡誌」

註二 「天草富岡懷古錄」四二六頁

註三 明治十六年「大日本水産會報」上記「第二回水博報告」

註四 安房郡水産沿革史

第一編 漁業傳承者



註五 九州大學法文學部所藏「名護屋組文書」の中、「文化十五年肥前國上松浦郡名古屋浦指出帳」中、「名古屋海士分」

註六 漁村民俗誌

註七 「第二回水産博覽會審査報告」一卷三二頁

註八 アチツクミウゼアムノート「糸満漁夫の聞書」

註九 昭和九年度雜誌「島」八四頁

註十 アチツクミウゼアムノート「安藝三津漁村探訪記」

## 結 び

以上くどいに拘らず頗る大まかな漁具漁法の資料を並べ、それに思ひ付きまで添書してきたが、自分が之に關聯して最も注意してゆきたいと思つてゐる一は、漁師と狩人との關係である。葛繩漁別はとして、川漁師には鵜の類を必要とする者が決して珍しくなかつた事は判つた。即ち鵜匠は勿論の事、鵜乃至黒い鳥の羽を手に入れて置いて、鵜繩鵜竿の類を驅使する者が相當

にゐた。その内鵜繩は可成長いもので、その所々に羽をつけねばならぬ故、一筋の此繩にも許多の鳥の羽を必要とし、また鵜竿も鵜の片翼を一本の竿につけるのでは、一羽の鳥を捕へて來ても僅かに二本の鵜竿しか作る事が出來ぬ。一漁に此竿を十本位も常に使用したとなると、五羽の鵜や鴉をその爲めに殺してしまはねばならぬ勘定になる。それではかういふ鳥羽をどうして手に入れたであらうかを考へてみれば、彼等が鳥獵をも行つてゐたのではないかと言ふ推測が生じてくる。鵜羽はたゞ漁師のまじなひだらうでは中々すまされぬと思ふ。

そこで鵜匠達が自ら海鵜を捕つたと言ふ實例でもあると大變にうまいのだが、河中の岩上にまじ鵜鳥を置いて（或は紙や木で作つた友鵜ともうを置いて）、その周圍に粘鵜まじを塗つて置き、鵜を捕つたといふ記事はあるけれど（註一）、それを誰が行つたかを記してゐるものが残念乍ら無い。

唯越前大野藩の金塚鵜匠が寛永四年に領主から雁鴨獵を命ぜられ、寛永十年と天和二年の定書には、鵜川鮭川並びにわなさし鴨取共大野藩内全部に亘つて免許せられてゐたと言ふ事（註二）、此鵜匠丈は鵜川鮭川なる川漁を營むと共に、藩御用の鴨雁獵師であつた事が知れる。

此外に漁師が確かに水禽獵を行つてゐたといふ例は、尾張熱田の羽城町の漁者が在る丈で、



彼等は流し延縄（註恐らく鵜の延縄であらうと思ふ）で水鳥を捕つてゐた（註三）。一方狩人の川漁に巧みな事實は高橋文太郎氏の調査採集によつて追々明らかになりつつある。狩漁兩つ乍らに長じたは山窩のみではなく、之等の人々は長く農民の蔭に在り乍ら自らの生活手段を持ち堪え、或はその或ものの騏足を意外に延ばして今日に到つてもゐるであらう。之に對する注意は前々からすでに拂はれてはゐるが、自分は山澤の狩師であり且つ漁人である者と海邊の漁を専らにする人々の具體的な關聯を、一本の鵜繩に求め得られはしないかと言ひたかつた。さうしてそれが一向まだ判らずにゐるのは水産調査書などを見てゐる丈けで、實地踏査に及んでゐぬためだと思ひたい。

又如何なる漁具を調べてみても、此關聯を求め得られるかどうかは未だ考へてもみぬが、少くとも刺網と呼ばれる漁具丈けは鵜繩と共にかういふ目標を持ち得るものと今の所信じてゐる。

註一 「西遊雜記」卷六、明治十七年編「水産博覽會審査報告」、川口孫治郎先生藏「同先生旅行日記」

註二 「福井縣史」第二編三三八頁

註三 「大日本水産會報」一〇號

（民族學研究 昭和十二年四月）

## 追記

其の後之に關する資料、就中漁人の狩獵を爲せるものに就ては注意して來た心算であるが、未だその收獲に何等見るべきものはない。然し二三の注意すべき資料を茲に追記して備忘として置きたい。

先づ一は江州堅田漁獵史料中の文書數通である。此の史料は數年前に喜多村俊夫氏が江州堅田に發見した古文集であり、近日中にアチックミウゼアムより刊行せられる手配となつてゐる。尙之に基いた喜多村氏の研究はすでに二三發表されてゐる。

此の史料中には次の如き文書がある。

（一）貞享五年辰二月、小野半之助殿御代官所、江州滋賀郡本堅田村西之切魚鳥獵師共の口上書に



一、ながしもち獵儀、我等先祖より冬三ヶ月越年春迄渡世第一之所作にて御座候、此外家職少も無御座候、獵一筋にて御公儀様御運上相勤、身命をおくり申候、就其往古ハ北ハ沖之島表井かまがうら南ハ勢多橋際迄ながしもち仕、則御運上御代官小野半之助殿へ指上ケ申候御事（以下略）

一、十ヶ年以來我等共獵師中困窮仕、今程御公儀様御運上勤申獵船漸三十五艘ニ罷成候

（筆者註、昔日は獵船六十艘ありと前記しあり）、依之御運上始先規之相勤申上候儀難成（以下略）

右之條々虚言少も不申候、然者堅田打まわりの獵師と申候者、往古より獵一偏之家職にて、則春夏秋迄之所作ニハ漁獵仕候、冬より初春迄之所作にはながしもち鳥獵仕、御公儀様御運上差上ケ渡世申候（以下略）

（二） 文政五年同村釣漁師の口上書に

一、堅田村之儀は足利様御十三代之間は湖上一圓給之、舟持鳥獵魚獵共堅田村之者共ばかりにて諸浦自由に進退仕來候へども（中略）村内四方に相別れ、一方は本切と唱田畑作業舟持仕、相殘三方は別村同様にて不殘漁師共ばかりにて、居屋敷之外田畑壹畝歩も所

持不仕、勿論作業も不相成掟にて、誠に以漁儀一偏之者共にて往古より可成に相續仕、

右本切と申は或は本堅田村とも唱へ漁師共とは別々にて、田畑浦邊まで差配仕、浦邊葭役米も本切より相納候（以下略）

一、別段申上候一方之西之切獵師共は鳥獵引網小糸網筌漁にて年中世を渡り、私共は（筆者註、私共とは釣漁師の事）重に釣漁并に筌漁にて年中世を渡り候仕來にて御座候（以下略）

以上の文書に依り私共は、堅田は當時四つの部落（本切、西之切、東之切、釣漁師である）より構成せられて居た事、而してその内本切部落のみが耕地を有し葭役米をも納める農業者の村であつた事、他の三者は何れも田畑一畝歩もない漁獵専門の部落であつた事、その内釣漁師の漁人は主として釣と筌漁とを爲し、西之切の漁師は春夏秋の間は主に網漁と筌漁とを行ひ、冬三ヶ月は流し鵜にて鳥獵を爲してゐた事等が判る。尙、此處の漁獵者は古くは琵琶湖一圓に廣く出漁して、當時湖畔には他に漁師らしいものが居なかつた事等も此の史料集により察し得らる。

さて此の流し鵜は頗る延繩漁業に類似した水禽獵であつた。唯違ふ所は、延繩漁業は數百尋の長い幹繩に釣針を附した澤山の枝繩を等間隔に着け、之を水面に長く延ばして一度に多くの



魚を釣り上げる漁法であるに對し、流し鵜は數百尋の長い繩に、釣針も枝繩もつけず、この長い幹繩に直ちに鵜をつけて之を水面に長く延ばし流し水鳥を捕る獵法である。此の流し鵜は堅田と西之切漁師のみならず、各地に於て行はれたものであるらしい。大日本水産會報第十號によると明治初期頃には名古屋市熱田の下の一色の漁師等も行つてをり、此處では之をも漁業流儀に流し延繩と呼んだ様である。流し鵜の盛んに行はれた一つは手賀沼の鴨獵に於てであつた。之に就ては明治廿五年農務局編の狩獵圖說に詳記してゐるから、之をまづ少しく以下に抜き書きしてみたい。

下總手賀沼ニテハ毎年十月中旬ヨリ翌年二月下旬マデ沿沼ノ村落聯合シ張切網ト鵜繩トヲ併用シテ鳧類ヲ獵セリ、此獵業ハ明和以來慣行スル所ナリ、該沼ハ西部ヲ上沼ト唱へ、東部ヲ下沼ト唱フ、千間堤ト名クル土堤ヲ築キテ之ヲ界ス。下沼ト唱フル地ハ周圍葭葦生茂シテ一澤ヲナシ、内ニ凡ソ四百餘條ノ溝渠ヲ穿テ網場トナス。沼面モ亦明神崎ト唱フル處ヨリ落合川ニ見通シ木標ヲ植テ二區ニ分チ内場外場ト唱フ。鳥獵聯合ノ村落ハ下沼ニ沿ヘル浦邊、龜成、發作、三河屋、布佐、下相馬、淺間前、大作、新木、日秀、布瀬、手賀ノ十二ヶ村ニシ

テ、布瀬村ヲ以テ本部トス。張切網ハ十二ヶ村ヨリ出テ張ルト雖モ、鵜繩ハ布瀬村ノ專業ニシテ、他村ノモノ之ヲ流スコトヲ許サズ。張切網ニ屬スル者三百五十人、每人羅十四五段、總羅數五千二百餘段ヲ用ヒ、鵜繩ニ屬スル者六十人、小舟三十艘、鵜繩三萬尋を使用セリ

(中略)

鵜繩ハ方言ボタ繩ト稱シ、秋分ノ頃葦穂ヲ刈リ採リ花ノ實子ヲ脱シ、ソノ袴ヲ日光ニ曝シ竹篋ヲ以テ細裂シ、之ヲ沸湯中ニ入レテ一煎シ、再ヒ之ヲ乾燥シテ絢ヒタルモノニシテ、徑一分ヲ充タズ。長サ一千尋ヲ以テ一繩ト唱へ之ニ煮鵜ヲ塗リ「ヲダ卷」ト名クル滑車ニ終ヒ置クナリ。而シテ獵期ニ至レバ毎月望(筆者註、陰曆月ノ十五日ノコト)ヨリ四日目ヲ初日トシ、隔五日毎ニ之ヲ營ミ、上弦後三日ヲ以テ終日トシ、月夜ハ休業ス。就業ノ時限ハ月ノ將ニ西山ニ没セントスルトキ布瀬村ノ獵長天色氣象ヲ豫占シ、大雨強風ノ起ラザル良夜ナレバ號鼓ヲ打チテ聯合十二村ニ報ズ。十二村ノ者之ニ應ジ、ソノ網人ハ小舟ヲ泛ヘ羅ヲ携ヘテ大舉シテ各自ノ持場ニ進ミ、漸次網ヲ溝渠ノ邊ニ班張ス。但シ網ヲ張ルニハ先ツ控竹ヲ羅ノ前後ニ立テ羅ノ上繩ト下繩トヲ控竹ニ結ヒタルナリ(中略)。又布瀬村ノ鵜人ハ同時内場外場ノ沼面ニ小舟各十



五艘ヲ浮へ獵具ヲ整頓シ同ジク潜居ス。月全ク没スルヲ期シ布瀬ノ差配人號令ヲ發スルトキハ内外ノ鵜繩舟一齊ニ發シテ神速ニ鵜繩ヲ放流ス。ソノ時水上ノ鳥ハ不意ノ舟ニ襲ハレテ元ノ葦葦間ニ復ラントシテ、先鋒ノ鳥羅ニ衝突シ羅目ニ首ヲ插ミ、或ハ轉倒シテ羅囊ニ陥ル、之ニ依テ殿後ノ鳥ハ前途障碍アルヲ知り、再ヒ沼上ニ返面シ遂ニ鵜繩ニ懸ル(中略)。

此最多收額ト獵日數ヲ以テ計算スルトキハ一期四萬二千二百羽ノ收額アリトイフ。然ルニ近年川明ト唱へ報酬ヲ受ケ隨意ニ銃獵ヲ許スヲ以テ收獲追年減少ス(以下略)

以上銃獵前ノ手賀沼ノ鳥獵ハ張切網と鵜繩とを巧妙に組合せて、十二ヶ村ノ獵人が大規模に聯合して行ふ水禽獵であつた。その内鵜繩のみは布瀬村人の專業であつた事が判る。この張切網、鵜繩は何れもこの沼縁りの漁業者の手に依つて行はれたものではないか、殊に沼面に廣く鵜繩を延ばす布瀬三十艘の鵜人は特に此の邊りの水境に漁業者として名の高い人達ではないかと想像してゐるが、未だ之を確かめるの機會を有してゐない。

次に武藏鐵城氏の秋田郡邑魚譚より鵜繩、鵜竿、鵜飼に關する記事を茲に抜いてみやう。

(一) 四頁、秋田縣仙北郡上檜木内村の條に

雜魚スグ(中略)。これは鵜と稱する棒と網とを使用する漁法である。鵜は長柄(棒竿)の先から五寸乃至一尺位までの距離の點に葡萄皮、鴉の羽、犬の尾、黒布等、鳥の鵜に見える様な物を束ねて繩で結びつけた棒である。黒布であると二尺位のものをつ折とし、先を細く裂く。更に二羽の鵜に見せる場合には、同じ束を一尺程離して下方も付ける。それで以て上から追つて來て、下で別の人が張つてゐる網へ追ひ込む。

(二) 三五頁、同縣同郡田澤村の條に

鵜追ひ、晩春から入梅にかけて岩魚を獲るものである。先づ二間位の長柄の先を尖んがらして、一尺五六寸の下に鴉の羽か鼯鼠の毛皮、或は葡萄皮などを下げて、鵜の軀軀のやうに見せる。それから二三尺離して下に同様のものを附着ける。

それを持ち、自分の影を見せぬ様にして淵へ入つて行く。岩魚は八寸位のものでも、拇指一本の入る様な狭い孔に身を潜ぐらすと云はれる位で、巧みに身を隠すが、鵜の長い嘴には突出されてしまふ。その鳥に似たものが後から追つて突付くので潜ぐることをせず、すぐ旋回して大きく輪を描いて下流の瀬の方へ逃げる、所で其處には別の人が鵜網を漬けて



待つてゐる。デグ／＼と手筈があるが早いか網をあげる（以下略）

（三） 六九頁 同縣同郡角館町の條に

ハネ網 まづ河原で一時間以上もかかつて、マルといふものを作る。井戸繩に青笹葉、柳枝などを一帯につけたものである（中略）。笹葉の代りに鴉の羽など附ける者もあるが、魚はそれを鵜と思つて跳ね上るより寧ろどこまでも潜つて行くのは駄目である。（中略）三四人の丸曳きは殆ど乳きりに入つて上流から下流へ川一杯になつてマルを曳く。石は底をスレ／＼に引かれ、マルは僅か浮いてぐる／＼廻るので、鮎は驚いて水から飛び出る。

（中略）網持は大抵三人で（中略）マルより二三尺後方へ網を横に構へ乍ら進む。そして飛び上る魚を巧みに掬ひ入れ、ウデ木でゆすぶり按配して下に附いてゐる網袋の方へ落し入れ、その口を握り締めて又次の鮎に備へる（以下略）

（四） 一二四頁 同縣同郡刈和野町の條に

鵜繩 鮎や雑魚を獲る方法であるが、他所と少しく變つてゐる。河岸へ下流へ口を開いて、網でコの字形に圍ふ。その上流から舟を出し、太繩に鴉の羽など附けたものを下して、大

きく取巻き次第に狹めて魚を圍の中へ追ひ入れると同時に、素速く入口を網で塞ぐのである。（同様の方法は同郡峰吉川村の條にも記してある）。

（五） 二八頁 同縣同郡中川村の條に

鵜も使つた。それも禁制であるが、いつか解禁の日があるかと、その鳥を飼つてゐる人もある。

鵜使のゴツは、川下から石を下げた網を廻して行く時、鵜を網の内接部分に放す事である眞中では捕れない。

又網を使用しない場合には、網曳きといふ事をやつた。徑二寸から三寸程の、太繩の十間程の長さのものゝ所に、河原石をぶら下げる。それを大勢で檜木内川と玉川の落合のあたりから、上流に向つて河一杯にして曳行する。そして時々中に鵜を放しては獲らせる。

（六） 七〇頁 同縣同郡角館町の條に

鵜 この鳥は大きい魚を咬へると呑み込めないで、陸へ引上げやうとするものである。然し鱒などを二羽で咬へて岸へ引張つて來るのを見ることがあるが、あれは協力でなくて



奪合ひのやうである。

又八ッ目など咬へると、嘴へ巻き付かれるので、如何にも氣持悪るさうに岸へ引くものである。

鵜を遣ふためには、先づ鵜を用意しなければならぬ。舊藩時代には誰彼と勝手にそれを飼養することは出来なかつた。百姓町人は勿論眞似も出来なかつたし、假令武士でも人数が定められ、大體御與下八人、御家中七人と合計十五名位に鵜が預けられてゐるだけであつた。

鵜は元祿十七年七月六日(寶永六年)佐竹義命侯記録に

覺

鵜拾五、佐竹左衛門殿用所に神宮寺玉川邊ニ而取候事不可異儀者也

申七月四日

權太夫 印判

といふ風に、ちやんと許可を得て神宮寺玉川べりから捕つて來ることもあつたが、又現在の南秋田郡方面からも捕つて來た(以下略)。

## 第二編 勞務組織



## 舊漁業と若者組

昨年春伊豆の西海岸を歩いて最も注意せざるを得なかつた一は、此の邊りの浦濱うらばなに於ける若者組わかしよの規律頗る嚴格を極めて居たことであつた。之は勿論此の組の強固であり、従つて此の組の機能が漁村社會内に於て重要な役割を恐らくは果してゐた事を示してゐるものと思ふ。さうして此の様な若者組の存在は恐らく漁村特有のものであつて、農村に於ては餘程特殊な事情が存在しない限り存しなかつたのではないかと想像したのである。西伊豆に於て果して此の想像が當つてゐたかどうか、即ち此の地方の漁村背後の農村に於ては此の様な若者組はなかつたかどうかを確かめる機會を得なかつた事を頗る遺憾としてゐるが、然し此の推察は此の行脚あんぎやに際しての單なる思ひ付きではなかつた。前々から斯くあつて然るべきものと思つてゐたのであつ



て、其の理由を簡單乍ら大日本青年團著、若者制度の研究中の一文を借りて示すならば左の如くである。

「今でも漁村には若者組が比較的多く残つてゐるが、その理由の一は漁村では若者達の労働の協力を必要とするいろいろな事情が昔から今に至るまで存続してゐるからであらう。第一漁業と言ふなりは、いそのものが労働の協力を必要とし、また漁獲物の分配なども部落共同的な性質を帯びてゐるものであるが、その外に御用船の人足とか難破船漂着船の救助等個人々々では到底出来ない色々な共同労働があつたからである。そこで漁村に残る若者組の御條目の中には、斯る共同労働の組織或は協働の際の勤務の心得などについて詳細なる規定のあるものが多い」

以上の如き事情に基くが、茲にもう少し漁村の若者組に就て記してみたいと思ふ。

それには先づ明治中期頃までの地先海面漁業時代に於ける漁村の若者組の働きを見なければならぬが、その前にひとり漁村に限らず農山漁村に於ける村仕事即ち部落協同の事業中に於て若者組、もつと廣くは村の年齢階層制度が如何なる意義を有してゐたかと云ふ點より考へてみ

なければならぬ必要を感じる。依つて村仕事の大體を記述する事から此の本文を始めてみたいと思ふ。

## 二

村仕事に就ては全國を通じて極めて共通せる事情が多い故に、その仕事の種類の主なるものを大體概括して次記する事が出来る。即ち路普請（春に雪害を修理、夏に路草を刈り、秋祭前に部落内の道路を整備する等）、水路井堰の普請、橋普請、共有山の火入れ、牧場の柵作り、地先海邊の磯洗ひ等は各家より勞力を同時に提供して協同作業する村仕事であり、火の番、公事船の漕役その他の公事人足出役等は各戸を順番に當番としてゆく村仕事であつた。即ち部落の人々が共同に管理してゆかねばならぬ道路普請や部落共有の山海管理、火の用心等は何れの村方に於ても村人の協同事業として維持せられて來た主たる事項であるが、この外に村の公用を勤める區長その他の役付きの人々を補佐すべき種々の村仕事あり、その中には巡視役人の接待を順番に行ひゆく様な例も含まれてゐる。また村の祭祀を司る神主や神役を補佐すべき當番



もあり、斯る信仰慣習中では、村の災害を追ひ攘ふ田畑の蟲送りの類や雨乞ひ等の如きも、村人が協同に出役する村の事業であつたと云へる。

屋根葺、家普請は部落内の更に小さい地縁社會や血縁知己の間に於ける相互扶助に據つて行はれて來たものが多いが、家普請に使用せらるゝ木材、屋根の葺料に充てる萱草等の一部乃至は大部分を、部落共有の山から採取してゐた所に於ては、其の村山の管理上からも、屋根葺家普請を村の事業としてゐた所が少くなかつた。また葬式も祭の如く村の事業たるの性質を多分に持つてゐた。

之等の仕事乃至はそれへの出役義務を村夫、公役、夫役、奉公或は村人足、義務人足等と稱するか若しくは家別、人別等と稱するのが村役名稱資料中の大部分を占めてゐる。即ちその前者は今日の勤勞奉仕といふ言葉に近いものがあるが、後者は一軒當りに勞力を出すか、人頭割りに出すかといふ勞力割付の單位を示してゐる名稱と言へる。村仕事の主として家別に即ち家を單位として各家に平等に割付けたものか、人別に即ち男女別にまた老少年者を除いた賦役年齢層を定めてをいて之に割り付けたか、此の兩者を區別して調査研究したものがないから何と

も云へぬが、我々が村に於て實際に知り得た近頃の村仕事の慣習を漠然と想つてみるに、多くは家別を以て基本とし、之に年齢男女別を加味して實施してゐた様に思ふ。村仕事は宛かも舊藩政時に於ける高別、軒別、人別等に割付けられた村の賦役の如くに、家別に割付けらるべき性質のものと、人別に割付けらるべきものが或は同時に併存し行はれて來たのであるかもしれぬが、また此の兩者は我國の大家族制度の分裂及び之に伴ふた所の村の勞務組織の變遷と不可分なる推移を経てをつて、兩者はこの過程中に於ける前後の系列を示してゐるものかもしれぬと思はれる。

以上は至極簡単に村仕事の種類と名稱とに關して思ひ出す儘を記述してみたが、次にこの仕事を遂行する上の機關、組織に就て多少共觸れてゆかねばならぬであらう。

之等種々なる村仕事の一ケ年間に於ける大體の方針若しくはその具體的なる實施方法の取り極めは、凡そ毎年の正月に於ける部落初寄合（今の丁度常會に當る）に於て爲され、漁村に於ては正月の外に屢々三四月頃の浦祭の寄合に爲される事もあつた。而して之等仕事の行はれる直前に於て、更に其の日取りや細かい仕事の段取り役割等を定めて來てゐた様である。



部落會が正月の初寄合を以て最も重要な會合としてゐた事は、或は年頭の官座集會や若者組の初集會と何等かの關聯を有してゐたのではないかと想像されるが、之に就ては未だ深く考へられた事は無い様であり、今は此の期日が舊藩時代の年貢皆濟や人別改の實施等と不可分の關係に在つたであらう事を推察するのみである。この部落會は勿論近頃の所謂國民新體制の地域的な基底部組織である常會とは成り立ちから違つてゐる。之は何等の助成獎勵なくしても、各地の村落社會に自ら發動し存在せざるを得なかつた自律的機關であると言ふべきで、従つて入會の山海、水利に關する事例を除くならば他村との交渉關係は殆どなく、村々間の横の聯合も縦の組織も勿論なかつたが故に、此の會の機能は山間海邊等の個々の社會事情に應じて區々であるべきは言ふまでもなかつた筈であるが、我々は國の南北を問はず各地に於て相當細部に亘るまでの共通一致せる點に目を瞠つて來てゐたのである。斯る部落會の明治以前及び以降に於ける全國的な消長を到底知る事は出来ない。然し現在若しくは近年までに於ける部落會は、田畑の如き私有地しか殆ど無い平野村、加之に職業の分化著しく生活内容までも區々なる相違を來たしをる家の集團である平野の村方等に果して残り得てゐたかどうかを頗る疑問に思つて

ゐる。即ち協同生活紐帶が弛緩して來ては部落會の生彩は俄かに褪せざるを得なかつたのであり、漸くその一部の機能を実行組合が踏襲して居たと見るべきであらう。故に之が近年まで強固に存続し得て來てゐる所は、それが存続せざるを得ぬ丈けの特別の事情が在つたと見なければならぬ。部落會の取り極めや協議は勿論、部落の協同生活を支持して行く上に必須缺くべからざる種々の事項を包含してゐたが、之は協同の目的、結合が多く強い所ほど個々の家々の一年の生計々畫樹立上にも看過し得ざるものであつた事申す迄もない。例へば部落總有的使用慣行を持続し得て來てゐた山を持つ村や豊富な資源を保持し得て來てゐる専用漁業權を、平等に行使收益して來てゐる村方に於ては、その草刈り、薪木伐り、海草貝類採取等に關する協議は最も重要な事項であつた。勿論之等村中入會に關する申合せの如きは毎年同じ事が繰り返される事柄であり、その慣行の大體は先規の踏襲であつて之が屢々改變される事はまづ無かつたが、村山の樹木伐採、切替畑作に關する事柄や石花菜海藻等の利益分配に關する事柄は一家の収入家計に及ぼす所少なからず、従つて毎々相當に論議せられてゐた様である。

尙この様な財産を有する村方に於ては、其の使用収益の分配を無制限に細分せざるを得ぬ如



き戸口増加の傾向に對し、種々の方法に依り制約を加へてゐた事は當然であつた。即ち他所より新しく來住せる者、新しい分家等の新村戸口に對しては、其の山海使用收益權を有する先住者達の仲間に加入せしめる事を拒み、或は五年十年等の一定期間村内に居住して堅實なる村民たる事が承認せられざる限り仲間に加入せしめず等の規約を設けるもの、或はまた村内の家數の増加を極力制限する等の如き慣行が、必ず近年まで存在したか若しくは現在も履行せられてゐる。勿論斯る規約や新村者の仲間入り等は村中寄合の承認決議を経てゐるのである。

更に萱<sup>かやま</sup>山の萱、村山の樹、竹等を使用する屋根葺き家普請を部落の事業と爲せる多くの村方に於ては、村内に於ける毎年の之等屋根葺家普請を無制限に自由に認める事は、勞力繰り合せの點より言ふも到底不可能であるので、屋根葺換の如きは大體の年限を定めて年々順繰りに爲し行くの外に、また一家の私事に亘る分家に就てすらも、之に當然伴ふ新宅普請の必要上、年頭の部落會に於て豫め部落の承認許可を得、その際新宅普請勞力の依頼を爲す等の應接が行はれて來てゐた。

部落會はこの様な村中入會的の山海採取を個々の家々何れもの主要なる生活要件とした村方に

於て特に存続せられたのであり、従つて此の要件は個々の家生活と村の協同生活とを固く結ぶ上に不可欠な意義を有してゐた事が判ると共に、個の生活と協同生活とを調和結合せしめる點に部落會の意義が存してゐた事も理解せらるゝのである。故に此の部落會の會議録を今日に於ても續けて記録しをる隱岐の半農半漁村や美濃伊豆等の山間部落などは、何れも之等自然採取を特に重要な生産となしをる部落であつた。明治末期までの部落地先に魚群の來襲するのを待つてのみ漁業なした地先漁業時代に於ては、部落民總出の村仕事の協同操作の形態を採つた漁業が少なからず存在したのであつて、村仕事の勞役の中心たるべき若者組の働きが此の中で光を放つたのは當然の事であつたと言はねばならぬ。

## 三

大正七年に靜岡縣水産試験場が刊行した同縣漁村調査報告豆州之部を見ると、伊豆賀茂郡城東村奈良木の秋刀魚大網は部落全戸の協同漁業であつたかどうかは不明であるが、同漁業の經營の世話は津元<sup>つもと</sup>が爲し、起始末<sup>おこしまつ</sup>は青年が爲したと記してゐる。此の青年は直ちに部落の青年團



を意味せぬかもしれぬが、とにかく青年達が彼等の役目として網の出し入れの始末に當つてゐた事は明らかである。網の始末、船洗ひ、船引揚等の出漁準備または跡仕末を若者乃至は若者組の任務としてゐた例は少なからず存在してゐたのである。更に地先に於ける海豚追込網漁等に於ては、裸になつて海中に入り、網中に追ひ込められて岸に寄つた海豚を抱き乍ら陸揚げせねばならぬ作業を必要とした。この裸になる役も伊豆の川奈や安良里では何れも若衆組員の勤めであつた。その代りに斯る骨折に對しては、それ丈け餘計に歩合配當が爲されたので、若者が裸になつて働いたのに對し特別に分配される配當を濡代ぬれしろ又は裸代はだかしろ、骨折等と廣く漁村で呼ばんでゐたのである。またこの様な若者組の特別な働きに對して、網組あみぐみより特に若者組への分配として與へる歩合あひあひを、伊豆靜浦の多比の巾着網ではゴブキンと言ひ、出雲八束郡野波浦ではノリイカリと稱し、伊豆南崎村では若衆代わかしゅろと言つた。この様な例も拾ひ擧げるならば少なからず存するであらう。また定置漁業、鱒漬漁業或は敷網漁業等にも網網若しくは網敷込みの土俵等の作製を青年の任務とした例もある。

漁村の若者の任務として此の外に注目せられるものは、祭の際の神供しんぐの魚または祭日の馳走に當てる魚若しくは祭費用を捻出するに當てる漁獲物を捕る爲めの漁を若者組の仕事として來た事例である。此の例は伊豆土佐長門にそれ〴〵二三例ほど宛在つた事が判つてをり、尙その他の地方にも存在したであらうと想像されるのである。けれども之等の祭魚捕りは必ずしも若者組の任務とは限らなかつた。即ち松江市の賣布神社等には社頭海士と稱せられる神社專屬の漁師が神社境内に居住し、御饗祭に用ゐる鱸すきを供進してゐたが、之は大きな神社の例であつて一般漁村に於ては氏子一同が村役むらやくの一として此の漁を爲して良かつた筈であり、その例は確か舊藩時代の漁業制度調査資料中にも記載せられてゐたと思ふ。即ち近年まで漁村に於ける若者組の任務として残つてゐた祭の魚捕りといふ仕事は、屢々他の村に於ては村の事業として残り得た事を示してゐると思ふ。而して此の點からも若者組の任務は村役を繼承してゐたであらうといふ推測が爲し得られる。

思ふに、或る村の若者の任務を他の或る村に於ては村仕事として營んでゐたといふ例は、單に祭の魚捕り丈けに限らなかつた。例へば火の番夜警、山野の番等の如く之を若者の任とする所と村役の當番仕事と爲しをる所とが双方共に存在するといふ様な事例ならば、恐らく容易に



數多くを列記する事が出来る筈である。茲に於て私は再び村仕事を爲す村の組織に就て考へてみなければならぬ。

薩摩十島村中の寶島たからや惡石島あくせき、黒島にはユープ制度なるものが現行されてゐる。之等の島では年齢十五歳からユープ年齢に入り、上記せる如き村仕事に携はるのである。而して男六十歳（島に依つては五十歳になつてゐる所もある）までユープの義務を爲し（寶島では村仕事を御奉公とも稱してゐる）、六十一歳の還暦祝をすますとユープハヅレと稱し、もはや夫役に參加せざる隠居の身分に入るのである。而して之等の島に於ては男子が満十五歳になり若者組に入する事が、村の夫役年齢層に入つた事を意味してゐる。即ち寶島では十六歳の初春に濱の白砂を一籠採取し之を區長家へ持つて行き、夫役年齢になつたと云ふ挨拶としてゐるのである。斯る例が他に多くあるかどうかを知らぬが、私は之と相似た若者仲間入りの儀式を曾て美濃の徳山村に於ても聞いてゐる。徳山は極く雪深い非常な山村であり、谷間に一二里宛を隔て、部落が散在してゐる。それ故冬期村役場等に用があるといふ段になると、其の一人の公用者の爲めに六、七人の雪踏み人夫が出役するの必要あり、之等の人が協力して一團となつて雪踏みし

つゝ漸く數里先の役場に達するのである。この雪踏み役は廻り當番の村役で行はれてをり、積雪期に於ける最も重要な仕事とされてゐる。その故か冬の初めに行はれる若者入りの朝には、若者に新入する少年が神社への道踏みを爲し官に詣るのを儀式の主要部分としてゐた。

上記の薩摩十島に於ては云ふまでもなく若者組はユープ年齢層の弱年齢に當つてゐるわけであるが、之等の人達が二十歳代の最も元氣な連中であつて、今日汽船の解役等はしやくはこの若者の義務仕事となつてをり、尙ユープ全體の仕事に於ても勞力を最も必要とする勞役にはこの若者達が當り、比較的骨の折れぬ仕事或は指導監督の立場に上年層は當つてゐるのである。寶島では山●火の番も解役の如くに若者のみの義務となつてゐるが、之は元來ユープ仕事即ち村仕事の一部であつて、それを夫役年齢層の勞役の最中樞たる若者組が全責任を負つてやつてゐるに過ぎぬと見做すべきであると考え。即ち薩南諸島に限らず、若者組の仕事が他の土地では村仕事ともなつてゐる例の多いのは、若者組が村仕事を代行する傾向の多かつた事を意味してゐるに外ならぬ。而して都市の町内の若者が祭の神輿をかつぐのも斯くの如き氏子力役團の痕跡を止めをるものと見做して差支へはない様である。



薩南十島村は如何にも物遠いが、茲にもう少し手近な、年齢階層別村仕事の好例を示す事が出来る。志摩の古い蟹村である國崎の年齢階層制は非常に典型的な一面を有してゐると思つたその内ゆつくり調べてみたいと思ふが、一昨年一晩立ち寄つて聞き得た大まかな所を茲に記すと、此處の男子の生涯は次の六段階に區分されてゐた様である。

(一) 幼少年者 若者となるまでは何等村の役を勤めず、土地の人の言葉を借りて言へば役無しである。他村には之等子供中に子供組なる團體組織の形跡が認められるが、國崎にはこの様な組織は何等なかつたと言つてゐる。

(二) 若者組 十六歳の正月又は盆に若者組に仲間入りする。正月盆の十八日は若衆の定期總會あり、此時には青峰山詣りの代參が歸つて來てその神符を一同に分け合ひお札祝を行ふこの席上で若者仲間入りが行はれる。若衆組は水難救濟その他の村の義務仕事を爲し、また村芝居の舞臺の世話もするといふ。青年達は結婚して一世帯主となると若衆組を脱退してゐる。

(三) 世帯主 之には特別の名稱なく、世帯主としての村仕事の有無については詳しく聞く

所はなかつた。

(四) 中老 子供に嫁をとると中老の仲間入りをする。中老は村の葬式の掛りを勤める。中老には六十一歳まで入つてをり還暦の祝をすませると中老の仲間を退く。

(五) 役無し 中老を退いて大老になるまでの約一ケ年間は再び役無しで、村の役目を勤めない。

(六) 大老 六十三歳から大老に入る。大老の役目は神事の掛りで中々忙しい。また大老は神聖な仕事に携はるので一切不淨を避けて葬式にも出ぬ。

以上の如く男は六段階に分れてゐる。女の方にも斯の如き細別されたる年齢に應じた村の役目が在つたかどうか、一晩泊りの聴取りでは確め得なかつたが、然し中老に當る中婆と呼ぶる階層は役無しで、大老に當るオホオババは葬式の念佛を唱へる役であると云ふ事であつたら、女の方にもこの様な年に應じた村役の分擔が定められてゐたのではないかと想像されるのである。

我國の村落の何れにも認められた年齢階層制には必ずや種々の意義が存したに相違ないが、



年齢に應じたる夫役分擔との關聯に於て尙究明すべき分野が少なからず殘されてゐると思ふ。少年にして村の氏子うぢこども面付に記入され、やがて若者組に加入して村の生産及び祭祀の勞役に服しやがて故老となつて神事に携はるといふ制度は、志摩の國崎のみならず筑前志賀島しかのしまにも見出される。即ち志賀島村の志賀島では、六十歳以上の男子でなければ、彼の志賀海明神の二十一人の御社人衆ごしゃじんしゅうになる事は出来ない。我々は之等の例に依り、世襲的にのみ神役の定まる部落は一應別にして考へるならば、村役の最高最終の役目は産土神うぶすまに仕へる神役であり、従つて年齢階層制の頂點は斯の如き神役であつて、之に至る段階に大老中老しゅうちゅうらう若者等の年齢層が在つたものと想像する事が出来る。斯の如き部落構成が曾て何時の時代に何處に在つたか無かつたかは今は問題ではない。村に残存する神事組織や若者組、年齢階層制に關する資料を漠然乍らも綜合的に見ると、この様な構造式が一つ出来て來るのである。而して斯る場合若衆組はこの年齢階層中、最も人數多くして血氣壯んなる、村の長老の指揮に依つて勞役に携はる階層であつたと考へてみる事は至極容易である。

## 四

漁村の若者組に就ては漁獲收益分配に關する慣習の方面からも考へてみる事が出来る。漁村に於て一人前の分配を如何なる標準に基いて與へてゐたかと云ふに、之は各個人の能力に依ると云ふ事例が著しあつたとしたならば、それは極めて稀有の事であり、一般には十五歳から十七、八歳前後の年齢に達するとすべて平等に一人前を配當して來たのである。殊に地先海面漁業時代には十五、六歳から一人前の分け前に與る慣習の所が恐らく大部分を占め、中には若者組に加入して始めて一人前をとると規定する所も甚だ少くなかつた。即ち若者組に加入して夫役年齢層に達した事が村に承認せらるれば、漁業收益も一人前を賦與せられたものと見做す事が出来るのである。

愛媛縣温泉郡神和村二神は大正末期漁業不振を極めて爲めに難局打開を計らねばならなかつたが、昭和四年に二神漁業組合員一七五名の全員を以て二神鰯網共同組合を組織し、漁船漁具加工設備器具類を一切統合して組合經營とし、組合員は歩役として之に従事する事とした。そ



れでこの組合定款の第十七條を見ると次の如き事が取り極められてゐる。

第十七條 本組合ノ従業員歩役。

男子十六歳ヨリ六十五歳迄ノ者ヲ一人役トス

女子十六歳ヨリ六十五歳迄ノ者ヲ一人役トス（但シ男一人役ノ八歩ヲ以テ女一人役トス）

十六歳以下六十五歳以上ノ者ハ減額歩役ヲ定メテ採用ス

とあり、男一人役の八歩を以て女一人役とするの但書あるを以て、この歩役には恐らく利益分配の率が現はされてゐる事を知るのである。二神の漁業経営法は昭和年度に始められた新しい方法であり、この分配制度は此の地の漁業に於ては新規のものであるかもしれぬが、元服期である十六歳を以て一人役の始めとし、それより六十五歳までを正規の夫役層と定めた點に付ては何か斯の如き制度が此の村に漁業以外に於てすでにに行はれてをり、この方法を一般村人が容易に納得するに足る丈の慣行が存在してゐたものと想像せられるのである。

豆州長濱の鰯巾着網は、地曳網時代から同地の漁師仲間の共有網である。漁師仲間は滿六十六歳まではこの漁業に従事する義務あり、また漁師の長男は是非共この従業員仲間を繼承する義務

が二、三年前まであつた。而して長男は十六歳に達すると父と交代して漁に出役し、平等の分配に與かる事に定つてゐた。この十六歳なる年は此の地の青年仲間入りを爲す年齢である。然し以前には十五歳でも若者仲間に入來た由で、十五歳で加入しても加入さへすればその者は一人前の配當を貰つたといふ事である。

以上の如く個人の能力の如何を問はず若者組に入ると一人前を與へるといふ廣く漁村にゆき亘つた慣習が、直ちに若者組に入ると一人前の夫役を擔當したといふ事を示してゐたものとすれば、村の夫役村仕事の勞力の中堅を爲した若者組が、村仕事或はそれに近い地先漁業に於ても亦中堅的勞役團として働いた事は言ふまでもない筈であると思ふ。地先海面漁業を最も主要なる生産とした舊漁村に於て、この中堅的勞役團たる若者組の練成、その組織の強化を圖つたと云ふ事は當然と考へられる。即ち萩市玉江浦の若者組の如きが村の長の指揮の下に嚴制なる漁民訓練を受け、強力なる村勞役團を結成する爲めにあの如き組織をとつたものと考へる事が出来るし、西伊豆海岸の嚴格極まる若者組の存続も亦斯くの如き事情の下に於て可能であつたと云ふべきであると思ふ。



漁業は少くとも明治時代までは細分私有化されざる地先なる職場に於て協同労働した事例が極めて多かつた。之は到底農村等には見出し難い若者組織を存在せしめた所以であつて、また古い村落に於ける年齢階層制に基く勞務組織を考究する上に於ても貴重なる事例を近年まで残し得た所以であると思ふ。

(漁村 昭和十七年一月・二月)

## 村君の残存について

### 序

和名抄の無良岐美なる語若しくはこの僅かな轉訛とみられる言葉が、今日も尙廣く漁村に存在してゐる。今日漁村に探り得られる多くのムラギミは、その大部分が漁撈指揮者かまたは漁業主かの何れかであつて、大體和名抄以降の文献で知られる村君と一致してゐると言つて良いこの漁翁漁長であるむらぎみと言ふ言葉は山家集夫木和歌抄などにも見えてをり、中世通用の歌詞たるの観があるが、之等の村君は果して神武紀播磨風土記に示される村君の中世に残り得たものであらうか。紀風土記の村君は共に村邑の長である<sup>むらぎみ</sup>と解せられ、必ずしも漁長には限らぬと思はれるが、然し乍ら之等村君の長であつた村々が互に相闘ひ相凌轢してゐたと記されてゐる以外に、之ぞと言ふ記事も残つてはゐない。殊に風土記の村君に關する如きは、すでに當時起勢里の鼻江、黒川なる二地名を説明する傳説にすぎなかつた。即ち邑に君あり、各自疆を



分つてゐた村落は恐らく國家組織も未だ確立しなかつた頃の狀態であらうと思はざるを得ない。従つてかくの如き邑君を以て和名抄以降の漁翁と直ちに關聯せしめる事の出來ぬは言ふまでもない。然るに今日漁村に村君の名稱を以て存する和名抄以來の一聯の諸例を追求してみると、彼は一漁長たる以上に村落自治體の最も樞要なる指導的地位に在つた者として見る事が出来る様である。以下は主としてそれを記さうと思ふが、勿論中世より近頃までの漁村にかくの如き村君が存在したとしても、すでに村落社會自體に大いなる隔りの在る古代村落に於ける長の殘存であると之を言ふ事は出來ぬであらう。それよりも前に村君といふが如き古代の言葉が何故に漁村にのみ残り得たかと言ふ事が問題になる。然もあらゆる漁村に之が残つてゐたのではない。また甚だ古風な外部との交渉少ない邊土の漁村に残り勝ちであつたと言ふのでもないらしい。然して之がどうやら特別の漁業形態をもつ漁業部落にのみ存してゐたといふ事は、更に當面の問題として注目せられるのである。所がこの様な漁業部落その内例へば鱒數網漁や鱧地曳網漁を漁業の中心とした部落といふが如きもの丈けをとりあげても、その部落の個別的な調査をまづ試みるといふ事がすでに容易ならぬ事業であつて、小生等には何時やれるかの見當

も實はたたない。そこで茲にはこの様な問題には深く觸れる事なしに、斷片的な村君資料を少しく分類し少考を加へるに止めて、後日の覺書と致してをきたいと思ふ。

#### 一、文獻に現はれる村君

古代の邑君は上記の如く茲では問題にならぬので其記事は省き、先づ漁業文書以外の文獻に現はれてゐる村君に關する記事を左記する事から始めたい。

(一) 三月十二日にはじめのみの日できたり、君たち御はらへしになぎさのゐんにいで給てあまかづきめしつどへてよきものかづかせ、むらぎみめしておほあみひかせなど以下略(空穗物語、吹上之下)

(二) むらぎみ名抄に漁翁を訓ぜり、今も海郷にはしかいへりとぞ、漁父も訓同じ。是常に食を給して漁人を養ふ者也、船中其指揮に従ふ(和訓栞)

(三) 無良岐美(略) 谷川氏曰、今猶海郷有此稱、按無良岐美當群君之義。今按房俗無良岐、按省岐美呼岐、物語書多見、(箋注和名類聚抄)

(四) 三野豊田ナドノ浦邊島々ナドニ網本アリテ是(筆者註) 網ノ事) 下セリ、節分ヨリ五十日バカ



リヲ之ガ候(筆者註)トス。網ノ大小ニヨリ漁舟水夫數多少アリ、サテ村君トテ網長アリテ潮ノ満干ヲ考へ魚ノアル處ヲ窺ヒ、左右ニ麾ヲトリ、彼ノ漁船ヲ指使フ西霞府志、風俗

(五) 網代あじやとて鮭のあひきのため小家つくりして海士の集れり、そか中に帳つけ村君といふるたちかならずあり菅江眞澄著ひろめかり

(六) 氷魚の網曳は凡七人也、鹿渡の浦、荒屋敷の浦などにては八人引もありき、七人のうち六人を網子あてと言ひ今一人を村君と言ふ。大口魚ちち鮭のあひきにもむらきみをたてたり菅江眞澄著氷魚の

村君秋田八郎  
潟網漁ノ條

(七) 天照大神は火徳を以て天下に君臨し玉ひ我邦の主と備はり給ふ。地神五代の始なり。天上の備悉く備はりて而後庄内村々に司無くては叶はじとて村君を定めたまふ。今海邊のあみ本を村君といふは其遺風也「民間傳承」二ノ六所載土佐の高村日羊氏が、明和三年頃筆の神國庄屋根元物語より報せらる

以上擧げ得たは僅かに七例に過ぎぬが、その内の五は何れも網漁業の頭立つ者、また網主であると解せられる。

(八) 伊豆田方郡長濱村の村君

次に漁業文書に現はれる稍々詳細な村君を記してみよう。豆州内浦漁民史料に出てゐる村君の語は殆ど長濱村の書類に限られてをり、また長濱村の事情が最も良く判るので此の村君に就て記す。その初見は寛永五年のむらぎみ衆である(註一)。村君の個人名は承應二年及び寛文六年(註二)の村君惣兵衛が出てゐるに過ぎぬ。即ちかの老大な文書集中村君の文字は稀にしか出て來ぬのであるが、村君が津元つもとと同一人であつた事は疑無い。この津元は徳川初期に於て此村に幾人存したかは必ずしも明白ではない。然し慶安二年には四人あり(註四)、それが寛文年間まで續き、それ以後明治に至るまでは三人であつた(註四)。この四人の津元即ち村君が(註五)此村に於て如何なる社會的地位を占めてゐたかは注目に價する。四人の津元は何れも此村の年寄としよりを勤める家柄の者で、この年寄中より名主が出てゐた事は慶安二年文書に明らかに示され、後年この四軒の内の一軒は没落した様であるが、残りの三軒が明治に至るまで名主年寄組頭の村役を殆ど獨占して來たと云つて良い。即ち津元は漁業主ではあつたが、また之は殆ど徳川期を通じて村の支配者であつたのである。然して四人の津元村君の内上記の惣兵衛は、徳川以前より此地の土着の豪族で代々大川四郎左衛門を襲名した大川宗家の當時の家長であり



この大川本家と共に最も屢々名主組頭を勤めた忠左衛門(代々忠衛左門次郎兵衛、治部左衛門を襲名)家も大川一族(註六)であつて、またいま一人の平左衛門も大川姓であつた所を見ると(註七)津元村君はすべて大川一族であつたらうと思はれる。然し乍ら徳川初期に現はれる多くの大川一族の血縁關係、一族の居所系圖が不明の上に、大川宗家と忠左衛門家の兩家に於ける正保寛文年間の相續には特別の家庭事情が存した様子であつて、慶安二年の津元年寄の家がその儘實權を持つて明治に至つたとは斷言出來ぬ節があるが、大川兩家の支配的勢力は徳川初期より明治に及ぶも動かなかつた。

さて長濱村は徳川前半期に於ては家數三十數軒明治初めにも四十一軒、本高(ほんたか)は始め四十三石餘、後に四十六石なにかしの小漁村であつた。此地の漁業は茲に詳記する必要はないと思ふから省くが、此處の最も主要であつた網漁業の網組(あみぐみ)は徳川期を通じて五あり、津元は勿論その漁業主であつたが、網戸株(あんどかぶ)なるものは分けられてその幾分はしきりに賣買讓渡せられ、従つて網度持(あんどもち)には絶えず移動がみられたのである。然して之等網度持は自己所有の株に該當する漁獲分け前を受取るに過ぎぬ者の様であつて、漁業經營の主體は、大川三四軒の世襲的な津元に在つ

た。天明三年の長濱重寺(しげでらおんす)重須三ヶ村の津元願書をみるに、往古漁場見立候者其村々ニ一兩人宛モ有之、地方田畑同様に漁場所銘々相開キ、舟網綱諸色漁道具差出、網子之義者家來筋之者并其外望之者爲乗組相稼來候之由申傳云々(註八)とある。明治二年の長濱村津元の口上書には、津元ト相唱候儀者(中略)都合五組(筆者註、網組ノ事)有之、何れも稼網掛出し候根元を起立致候もの故、漁事之度々揚高之内定、例物數口引去、殘高之一割全津元ニ受取來候(中略)津元株者私共三人(筆者註、五人トハ四郎左衛門、忠左衛門ニ限(以下略)(註九)とある。此後者の文書は殊に津元平藏デ共ニ此時ノ名主組頭アリ大川姓)網子爭論中の津元側の主張を記したものはあるが、津元一割の分配方法は不當であつたとしても、津元株は網戸起立(あんどきりたて)に基くものと當時の村人間に解せられてゐたものと思はれ、我々も庄園時代末期に於ける近世的漁村形態醸成の過程を審さに知らぬ以上は、津元株の發生をこの様に思ひ置くの外は無の様である。

網子(あんど)即ちこの網漁夫も亦徳川時代を通じて三十人(一組六人)であつた。此網子は

網子之義者先年より我等共かかひ之舟方ニ御座候ニ付、拙者共下知仕(註一〇)

長濱網子三拾人之内貳拾四人者拙者抱分之網子ニ而御座候(註一一)



我等支配之網子廿四人御座候、此網子と申ハ村君之家人同前之者にて御座候（註一二）  
津元何れも銘々之網子前々より相究有之候而、網子も代々其津元之網子を勤來候、依之ニ網子も自由ニ相放レ候儀不罷成、若相續成かね候得者津元より見繼申候、勿論不埒之儀有之候得者乗組ニ差除申候（註一三）

等により津元との關係は自ら明らかであらう。然し家人同様とはあるが、網子は親方に隸屬した名子百姓の如きではなかつた事は、正保の昔より（註一四）網子は僅か乍らも高を有する本百姓であつた事でも明白である。尤も大川宗家と忠左衛門家の高を合するならば約長濱村惣高の三分一を占めてをり、また村君惣兵衛は地親でもあつたので（註一五）農業の如く土地分割により細分せられぬ漁業以外に在つても、網子の隸屬關係を示す痕跡が尙殘つてゐたかもしれぬ。

村君は實際の漁撈を指圖したかどうかは不明である。魚群を網中に追込むまでの指揮は、峯と稱する魚見役により爲されてゐた。然し幕末明治初期頃には魚の水揚に際して蜻蛉笠を被り手に竹杖を持つた村君が舟にのり、作業の指圖をなし、また盗み魚を監視したと言はれ（註一

六）、また承應三年の文書によれば村君惣兵衛は海上漁撈の間に在つた事が知れる（註一七）。以上により村君は多少共漁撈作業の中に立ち入つた事が察せられる。

以上長濱の村君は世襲的な網漁主であり、尙名主組頭役を永年獨占した村の支配者であつたといふ事が出来る。即ち津元村君は漁業經營の主體を意味する言葉であつたとしても、その實質に於ては同村の長であつたのである。

（九）伊豫宇和島吉田兩藩の村君

宇和島藩吉田藩漁村經濟史料（註一八）にはしきりと村君の語が現はれてくる。然し乍らこの史料集は前書の如き特定の村落全般に關する史料を蒐めたものではなく、兩藩沿岸全般に互る漁政史料集として編纂せられたものであるから、一村内に於ける村君の個別的事情を知るには不充分であることを逃れない。

此文書集の徳川前半期に於ける村君は次の如く示されてゐる。

一御浦中諸魚以積荷五歩一被仰付候通、庄屋、札頭、村君、横目、出船之砌地旅共に遂吟味、少も隠不申改可申事、元和二年吉田藩郡鑑（註一九）



一自先年帳面に乘候諸網潰申間敷候、若潰候はは不叶子細有之ハ其品此方へ可申斷、并獵前ニ成候は、必村君手前之網改可申候、網結出候はは遂吟味、網代壹ヶ所ツツ遣可申候、若本網を捨其子細を以結出候はは庄屋之儀は不及申、村君可爲曲事萬治四年吉田藩郡鑑（註二〇）

一地旅寄網共網置候義前々如相定前後置論無之様ニ可仕候、依之浦手形遺品極置候上は非分之沙汰可爲曲事、并御藏網代無主所にて地旅共引取候水魚五分一物、其所庄屋村君横目吟味仕（以下略）、同上郡鑑

一古來之元網退轉無之様、如古法百姓網を第一に存、庄屋村君可精入儀專要ニ候、正徳六年宇和島藩網方掟寫（註二一）

一銘々結出網斗ニ精を入、百姓網を不可致疎候、若可及退轉網も候はは庄屋村君働を以相續候様可致事、同年同藩網方定（註二二）

一百姓網に組合候網子共之内、元網を離れ一分の働いたし、元網の障に成候族有之旨相聞候、不届に有之候、以來庄屋村君聞届無之者ハ元網を不離、百姓網相續之儀を第一に可致候、同年同上書

以上に據ると當時兩藩に於ては村君は庄屋横目等と同様の村役人の觀あり、その内村君は特に漁業上の責任者であつたかと思はれるが、徳川後期に於ける村君は明らかに村役人ではなくて、各網組に配屬する漁業指導者であつた事は明白である（註二三）。すると正徳以前の村君の正體は何であつたらうか。之は必ずしも此史料集には明示されてゐない。北宇和郡役所が説明を加へた語彙中の村君の條を見るに（註二四）、「往古は網師即ち網主を村君と稱せしが、中古より網引子を指揮するものを指す稱となれり、而して山にて指揮するを村君、沖合に於てするのを沖村君と云ふなり、一に村組むらぐみの字を用ふ」と記してゐる。然らば徳川初期に於ては村君は網主であり、然かも上記したが如き網漁業に關する責任者の地位にあつた者かもしれぬが、史料集には之が見當らぬばかりではない、正徳六年の前記引用の網方掟書中には、村君は網子同様網主に雇はれをる者として記され（註二五）、然も一方同文書中に庄屋村君働を以相續候様とか以來庄屋村君聞届無之候は云々等と漁業の指導的地位にある者責任者として現はれてゐるのである。

徳川中期以降の文書に於ては網主は網仕、網師の語で示されて來てゐる。大體、宇和島吉田



兩藩沿岸は網子大凡二十人位を要する鱈網漁を古くより主要漁業とし、此漁業を中心に藩の保護統制の下に漸次網漁業の隆盛を見、明治に至つた地帯である。然して徳川後期の網師は村君を抱へ、村君に網子を統率せしめて網漁經營をなしてゐたと明白にみられる。然らば當時の村君は一網組の漁夫長漁撈長と解せられるが、然もなほ正徳六年文書に見る如き一網組の漁夫長たる以上に、漁村内の漁業を指導する地位に在つたかもしれない。

私は昭和十一年に此宇和島地方の二漁村を訪れて、次の如き事を知る機會を得た(註二六)。即ち東宇和郡玉津村法花津浦では徳川末期に鱈大網が五帖あり、その内元網一帖は庄屋が所有し、二帖は横目等の村役人が網師であり、残りの二帖即ち古網新網もそれ／＼曾て此村の村役を勤めた者の經營に係つてゐた事を知つた。また北宇和郡日振島村の三部落には此鱈網が十二帖存したが、その大半の網殊に出漁優先の權を持つ網は清家と呼ばれた此島代々の庄屋家の所有であつた事が判つた。この様に村役人の家が網師であつたといふ事實は、恐らくはこの二ヶ村の特殊事情に基くものではなくて、當時この地方の通例であつたのではないかと思はれる。この網漁業の起源に就て水産博覽會審査報告書(註二七)は「宇和島藩鱈大網は淡路より移しと

傳ふ。時の領主一方策を建て沿海に住する豪族をして斯業に従事せしめたり」と記してゐるが、この觀が徳川期前半にもみられたとすると當時もその末期の如く、長濱村に於ける大川家の如き豪家が網漁業主であつたと想像する事が出来るので、然りとすれば上記した庄屋村君、庄屋村君横目等と屢々現はれて來る古文書中の文字は、網師と村君即ち網主と漁撈長であると解して良い事になる。若し然らば網師である庄屋などに雇はれた漁撈長が、村の漁業の責任ある地位に在つた事も必ずしも怪しむに足らぬであらう。

此地方の村君が實際の漁撈上で活躍するのは、やはり網漁業に限られてゐた様である。鱈網鱈網飯網(註二八)等の漁夫十數人以上を要する、また之を指揮する漁夫を必要とする漁業にのみ村君は見られるからである。彼は山上舟上に在り魔を振つて漁撈を指揮したが、かくの如き指揮者である故に、網主に對しては同じく漁夫であり乍らも、漁夫の乗組役割を決定する權能をも當然與へられてゐたのである。

(一〇) 高知の橋詰氏は伊豫に隣接した土佐沖島、柏島の古文書中にも村君を見た報告してゐるから(註一九)、宇和島吉田藩外にも此隣接海岸には村君の存してゐた事が伺はれる。



もう一つ漁業古文獻中の村君としてあげ得るものは、岡山縣牛窓町の縮網漁業に於ける村君であるが之は次節にまとめて記したい。

明治以前の文獻に現はれる村君は僅かに以上に止まるが、之を地域的に見ると北海道、秋田、安房、伊豆、備前、讃岐、伊豫、土佐の廣きに及んでゐたのである。

註一 澁澤敬三編、豆州内浦漁民史料、史料六〇

註二 同上書 史料二一五・二六七

註三 同上書史料一五四に網子之儀者先年より我等共かかひ之船方ニ御座候ニ付拙者共下知仕云々四人年寄網戸大分ニ抱申由申上候、長濱五ヶ所之立物場之儀者御入國以來より我等共抱申候云々とあり、此四人とは忠左衛門平左衛門惣右衛門惣兵衛である。

註四 同上書 史料六九一(寛延三年文書)に津元株之儀村法ニ而増減仕候儀無之云々、右三人之者代々津元仕候段相違無御座云々。此三人の津元とは名主四郎左衛門組頭治部左衛門百姓代平右衛門である。

同上書 史料一四五四(明治二年文書)に當村之儀者津元與唱四郎左衛門忠左衛門平藏三人之

もの共重立居云々、右三人之者共津元與唱、漁士三拾人を五組に而漁業渡世仕云々。此三人は此時やはり名主組頭を勤めてゐる。

註五 同上書 史料二六八(寛文六年文書)に四人之村君江戸迄被御召連云々

註六 同上書 史料七〇・八四

註七 同上書 史料七〇

註八 同上書 史料八四二

註九 同上書 史料一四五四

註一〇 同上書 史料一五四(慶安二年文書)

註一一 同上書 史料二六八(寛文六年)

註一二 同上書 史料二七〇(同上)

註一三 同上書 史料六九一(寛延三年)

註一四 同上書 史料九八

註一五 同上書 史料二三五(明暦三年)



註一六 同上書 上卷序文一〇頁

註一七 同上書 史料二二一

註一八 小野武夫編吉田藩漁村經濟史料、愛媛縣北宇和郡役所編吉田藩漁村經濟史料補遺

註一九 小野武夫編吉田藩同上書五三頁

註二〇 同上書 五三頁

註二一 同上書 四頁

註二二 同上書 五頁

註二三 同上書 八頁上段、郡役所編書九五頁下段

註二四 郡役所編同上書 二二頁

註二五 結出網仕候者共、村君并網子等に他國者雇候事彌以念を入、其所之庄屋手形、尤寺手形見届可申候、當分之日雇たりとも烏亂成者差置申問敷事

附 村君并網子雇候義一分之勝手を存、外之障ニ成候仕形有之間敷事

註二六 拙著伊豫日振島に於ける舊漁業聞書

註二七 第二回水産博覽會審査報告書一卷一三四頁

註二八 小野武夫編同上書、外編漁撈解説の條

註二九 民間傳承二ノ一

### 二、殘存する村君

今度は明治以降の村君即ち現在漁村に於て尋ね得られる村君の例を見てみよう。之をイ、漁業主であるもの、ロ、漁夫長漁撈長であるもの、ハ、その他の三に類別して列記する。

イ、漁業主であるもの

(一) 越後阿賀川あがのかは口の松崎濱に於ては、今日でも川口に於ける鮭曳網の網主を親方または村君と稱してゐる。また鱈地曳網主をもかく呼ぶ由で、兩網主を兼ねるものが以前から多かつたと云ふ。此處では網主の家は世襲的に定つてゐない。祐福な者が網主となり幾度もそれが變つてゐる。鮭曳網一帖の漁夫は昔は十二人と定つてゐたが、之も今は變り七八人位で曳いてゐる。網子は必ずしも小作人等には限らない。村君も漁夫と一緒に川中の砂洲に立ち、岡廻りをかまは(船掛ともか)



けとも云ふ)の役に當つてゐる。鱸掛けはこの漁の指揮者である。以上は昭和十三年筆者が同地を訪れこの漁を見た時の覺書によるが、この西浦原邊りでは松崎濱に限らず網主をムラギミと云ひミタチミと訛つて稱してゐる所もあるといふ(註一)。

(二) 茨城縣匝瑳郡海岸では男十五歳に至れば必ず漁夫となり地曳網船に乗り組む。網主を旦那若しくは村君と云ふ。その下に賄一人次に帳元、次に水掛みづかけとて網中の魚を公然盗去る習慣を防止する爲め、長柄の柄杓にて水をかけるものあり、更に陸上に働く男女をヲカドと云ふ。地曳網一帖に付き眞網船まあみ逆網船さかあみの二隻を要する。漁撈總指揮者を沖合おきあひと稱し之は眞網船に乗り次者である仲乗なかのりは逆網船に乗る。水夫二十五人乃至四十人。網主は常に水夫を養ふ。水夫は網主の田畑を小作し金錢物品を借用すると云ふ事が、匝瑳郡誌に記されてゐる。即ち此處では村君は漁撈には出ず、漁撈指揮には専ら沖合が當つてゐる事は前記した宇和島の如くである。

(三) 兵庫縣播磨灘上の家島の官浦には鯛網漁が行はれてゐる。この部落は一本釣延繩の釣漁業が頗る盛んに行はれてゐる所で、一般漁者の大部分は釣漁業を専門としてゐるが、此地の豪家橋氏だけが現在鯛縛網を爲してゐる。この瀬戸内海東半部は香西かうさい漁業史等によつても相當

に古くから鯛網漁業の盛んに行はれた地帯であらうと推察せられ、この舊家橋氏の鯛網經營も恐らく近年に始まるものとは思はれない。同家は現在でも部落内で特に抜き出た豪家であり、氏神社に隣接する海濱に邸を構へてをり、藩政時代には庄屋役等を勤めた家柄であつた。同家はムラギと云はれてゐる。此處では鯛網主に限りムラギと稱すると云つてゐるが、此網主は今日此家一軒あるにすぎぬので、橋家即ち村君の觀がないではない。若し然らばこの村君はその營む漁業の如何に限らず村君であるのかもしれないのであるが、曾て此地に橋家以外に村君なる鯛網主が果して存在したか否かもまだ確めてはゐない。

此鯛網漁は三十人許りの漁夫を必要とするので現在は他所よりも多數の漁夫を雇つてゐると云ふ事であるが、四十年前には漁夫は部落内の者のみに限つてゐた。その當時漁夫雇入れは正月二日朝に行はれた。この朝にお鏡かみはやしと云ひ、ムラギの家の床とこの間に供へられた一箇八升もある正月の大鏡餅一重ねを、三寸に四寸位の小さい長方形に切り、その小餅を網子になりさうな家々に配つた。この餅配りをムラギクバリと言ひ、この餅片を貰ひ食つたものは必ずその年この網の漁夫とならねばならなかつたと云ふ。それで漁夫に出られぬ家ではこの餅片をムラ



ギの家に返したものであるといふ事である。このような共食の形をとる網主網子の契約法は他にも無いではない。さうしてかかる固めかたの契約方法は古い慣習を残してゐるものと見做さざるを得ぬのであり、またかくの如き慣習の残存がムラギの名稱を永く此地に保存せしめる一因になつてはゐぬかと想像せしめられる。

此地のムラギも今は匝瑳郡の村君の如く漁撈操作には携つてゐぬ様である。然して海上て手舟に乗つて鷹を振り、魚群を網中に入れるまでの指揮を爲すものを、千葉茨城の海岸の如く此處でも沖合おきあひと言ひ、魚群を取巻いた網を次第に絞り魚を捕獲するまでの指揮を勤めるものを船頭と言つてゐる、ムラギが海上操作を爲す際にはこの船頭役を勤めたものだと言つてゐるが、ムラギが船頭になる事は此頃ではまづ無いと云ふ事である。然し乍ら船頭はムラギ代理と言はれてゐる。(昭和十三年筆者)  
(家島に於ての聞く)

(四) 廣島縣賀茂郡三津町の濱手の町は種々の漁業を營んでゐるが、漁船二十五艘を要する鱒網漁は最も規模の大きな漁業となつてゐる。この漁業の創始は不明であるが、口碑によれば既に元祿六年には在つたと云ふ事である。然して約十五年前頃には此地に此網が三帖あつたと

いふ。その當時網一帖を一人の網主が持つてゐたが、昭和十年には七八人或はそれ以上の者が仲間で網主になつてゐた。この網主を仲間の時にも一人の場合にもムラグミと稱してゐた。ムラグミは多勢の漁夫を漁期間中米の給料で傭ひ漁撈はヤマミ(魚見役の事)と大船船頭の指揮に委ねてゐる(註二)。

(五) 周防の大島では鱒曳網の親方をムラゴミ或はムラガミ、ムラグミ等と呼んでゐるといふ(註三)。然し村君は必ずしも網主とは限らぬらしい。即ち村君は鷹を振つて魚群を指揮する者で、その中には網主自身が鷹を振る例もあると解する方が良いのであらう(註四)。

(六) 大分縣北海部郡海邊村の中津、大濱浦では地曳網主を村君といふ(昭和十年筆者海邊村役場で聞く)

(七) 熊本縣葦北郡日奈久町の漁業部落では、現在は村君は無いが、三四十年前までは村君と呼ぶ親方がゐた。村君は鱒、鱒このしちを捕る大網と船とを所有し、廿四人のトモドリと稱する網子を使つてゐた。トモドリの一番頭を沖合船頭おきあひせんどうと言つた。トモドリとなる時には乗銀のりぎんと云ひ大概村君からまとまつた金を借りた。この金はトモドリでゐる間は返さなくても良かった、トモドリを止めると直ぐに之を返済せねばならなかつた。時化しげなどが續き漁師の休日が続くと漁師は



他に収入の路もなかつたから村君から金を借りた。村君に借りた金には(乗銀も同様)利子はつかなかつた。村君は漁師の働き振りを見て適當に負債を消してやつた。その代りトモドリは村君の命令には絶対に服従したが、村君はトモドリの家の不幸には常に面倒を見てやつた。村君がなくなつたのは日奈久が温泉町としてぼつ／＼榮え始める頃であつたらう。現在では村君の代りに魚仲買人が魚揚げ親方と稱せられてをり、漁師は互に二三軒宛仲間になつて、網道具や船を出し合ひ、カタモヤイで漁業を營んでゐる。(昭和八年筆者日奈久に於て聞く)

ロ、漁夫長漁撈長であるもの

(八) 總州鵜原の浦で謂ふムラゲンは、陸上に在つて納舎や漁夫を取締る者の事である。(註五)

(九) 岡山縣邑久郡牛窓町には寄魚組と呼ばれる網仲間がある。この仲間は鱈株を持つてゐる者で組織されてをり、現在株數二百株、仲間人數は三百數十人を數へると云ふ。今日この仲間は牛窓町の漁師が大部分を占め、牛窓町以外の他所人でこの仲間に加はしてゐるものはない。即ち現在では最も部落漁業者の共同漁業たる觀がある。然し以前鱈が連年捕れぬ事あり、その際

に漁師中鱈株を手放した者が多かつたと云ふ事で、相當の變遷は在つた様である。このイナ株仲間即ち寄魚組は鱈敷網一帖を所有してをり、この網を以て冬期鱈鯨等の寄魚即ち回游魚群を漁獲してゐるのである。鱈株は岡山藩の記録撮要録(註六)によるとすでに寶永五年にあり、また牛窓村の名主家は萬治二年に鱈網運上を請けてゐた事が知れる。また萬治及び天明年間に於ける此網組の運上方は庄屋年寄であり(註七)、この網組の元締役として國守(勾仁守)一名村君三名が存した事、この四名は庄屋年寄と同様萬治二年には苗字を持つ者であつた事が判る。またこの元締の下には沖村君又は網方と稱する四人があつて、此者は網方諸事を引受魚見役にも當る漁師頭であつた事も判る。即ち村君と沖村君とが此處では別箇に存し、沖村君は明らかに鱈網漁業の指揮者であつたが、村君の方は漁期中鱈網専用漁場を監視し、惠美須祭の諸入用支拂、その他諸事取締に當つたとみられ、従つて此役は單に鱈漁等に止らず、牛窓及びこの海上の取締にも任ぜられてゐたものと推察される。

今日の牛窓町の寄魚組にも村君は存してゐる。然し現在の村君は撮要録所載の沖村君即ち魚見役であつて、天明年間の村君ではない。然し此地の今日の魚見役の、他の地のそれと非常に



異つてゐる點は、魚見役の家が世襲的に定つてゐたと言はれてゐる事で、現在はこの家が三家あり、この苗字は村君、見戸、藤原であると云ふ。古くは村君家は五軒あつたとも四軒あつたとも言つてゐる。この村君家の内から一人の魔見まみ即ち魚見が出て漁撈を指揮して居ると云ふ事である。現在存する三軒の村君家には身分上の相違は無いと云ふ。さうして今日では株に應じて漁獲収益を配當してをり、特に魚見役に多くを分與してゐぬと云ふ事である。然して現在は、株持漁者中より數十名のもが出て漁撈に従事してゐると云ふ。此地では徳川時代の村君はもはや庄屋國守と同様に今はなくなつてしまつたが、當時の沖村君が村君として残り、この魚見役が世襲的であつたと言傳へられる點に注目される(撮要録以外の記事は昭和十一年筆者此地に於て聞く)

(一〇) 廣島縣佐伯郡草津村及び倉楷島に於ては鱸船曳網の漁夫長を村君といふ。(註八)

(一一) 周防大島で鱸地曳網の手舟に乗り魔を振り漁撈を指揮する者をムラグミといふ。この大島の書を読むに、ムラグミは必ずしも網主に限らず、寧ろ網主ならざる者の方が多い様に思はれるが、然るにも拘らず鱸網の網靈おらたまとして祀られる大浮子おらおほは、漁期以外即ち網を使用せぬ時期には網主の家に安置せずムラグミの家に置き、漁期開始前の網靈起しの儀式も網師の家で

はないムラグミの家で行はれてゐる様に記述されてゐる所を見ると(註九)、此地のムラグミは多くの場合單なる魚見役であつても、漁の神の祭を司る職能をも兼ね備へてゐたものと見做し得る點に注目される。同國の祝島でも鱸網の魚見の魔振りを村君と稱する(註一〇)。

(一二) 長崎縣五島では漁夫中最も重要な魚見の事をムラゲンドンといふ(註一一)。

(一三) 豊後南海部郡大入島でも魚見役の事を村君と言ふ(註一二)。

(一四) 日向南那珂郡今町では此邊りで魚見役をムラギンと稱した。今町では以前飛魚網漁にのみムラギンがあつた。彼は魚見役でまた漁の世話人であつた(昭和十年筆者同地にて聞く)

(一五) 大隅肝屬郡内浦村の地曳網は網一帖に付親方一人ムラギン十人網子多勢より成り、親方は網舟仕入一切をなし、ムラギンは網の管理に當り、その内一人が選ばれて網曳の状況を監視する役となる。このムラギンをトウロウとも云ふ(註一三)。

ハ、その他の例

(一六) 筑前志賀島村の志賀島浦には現在浦君八軒または中西八軒と稱し尊ばれる舊家がある。之は神功皇后紀に見える磯鹿海人名草の後裔だと云はれ、浦君は志賀海神例祭毎に鰻魚を御瀨



神海に漁し之を神前に獻する古よりの慣例となつてゐるといふ(註一四)。此の八軒が中西姓を何れも名乗つてゐるのは、皇后三韓征伐の御時この八軒の先祖が海上案内に當り、鳥影を先づ中西に發見した事によつてこの姓を賜つたと云ひ、昔浦君は鉾漁のみを爲してゐたが、後年始めて御地網を作り、之が今日の五智網の起りであるといふ事を、この小學校の郷土調査書である社會調査(稿本)に記してある。筑豊沿海志は志賀島浦君の由來の條に、今何れの浦にも浦君と稱するものあるは、定めしこの島より始まりしものなるべしと附記してゐる。之に依れば尙博多附近の何處かの浦に於て浦君の名稱を残してゐる所が存するかもしれぬ。

(一七) 長崎縣五島の福江島富江では區長の如き役の者を村君と稱してゐる(註一五)。

以上村君の名稱は今日も尙我國本土の廣範なる地域に亘つて存在した事が判り、之は徳川時代の文獻に現はれた村君と一聯のものである事も疑ひ無いと思はれる。尙村君なる語が漸次後年に至るほど網主網元網師沖合船頭色見山見等の限定せられた職分を意味する名稱に置き換へられて來つた事が容易に看取なし得るとすると、少くとも今日に残る村君の名稱は廣範地域に亘る以上の各漁村に、近世期新たに用ゐられるに至つた言葉であるとは爲し難い。即ち

我國の沿岸漁村には曾て廣く村君が存し、その名がかくの如く今日に残り得たと解すべきであると思ふ。

然して上記した豆州長濱村以下の村君の諸例を茲に大別してみると、(一) 村長乃至は村の支配的地位に在つた例は長濱と五島富江に見られ、また宇和島藩でも徳川初期に村君が網主であつたとすると、庄屋横目を兼ねた支配者であつたと思はれる。また岡山縣牛窓の村君も今は單なる魚見役であるが、天明年間までは部落の全漁業を監督指揮したと思はれ、萬治の頃には庄屋年寄國守と共に苗字を持つ者の役であつた。家島のムラギも亦部落の有力な支配的地位に在るものとみられ、志賀島の浦君は當浦の草分けである親方であつたらうと推察せられる。尤も浦君は志賀海神社の神官安藝家と如何なる關係に在つた家か問題であるが、之は判らない。(二) 村君が網主であつた例は越後松崎茨城匝瑳以下肥後日奈久まで之に長濱を加へて八例あり、(三) 漁夫長漁撈長であつたものは越後松崎總州鶴原以下大隅内浦まで、之に伊豫兩藩のものを一と算へて十二例あつた。その内で網主と漁撈長とを兼ねたものは越後松崎、播磨家島、周防大島にみられ、網主を村君と稱する場合には漁撈長を匝瑳日奈久に於て沖合と稱し、安藝三



津では山見、家島では船頭と呼んでゐた。また牛窓では舊藩時代に國守村君に對し魚見役を沖村君と言ひ、宇和島藩でも沖合に當る船上指揮者を沖村君と稱した。沖村君の名稱は伊豫の二神、怒和の島々にも存し共に沖合に當る者の呼名である(註一六)。かくの如く沖村君なる名稱あり、一方に網主漁撈長を兼ねる村君も例あるを見れば、一網主に雇はれた一網組の山見沖合船頭等の漁撈指揮に當る漁夫を村君と稱する多くの例は、村君より派生した所の沖村君と呼ばれるべき者であると推察され、村君がかくの如く經營漁撈の二面の長として分化するに至つたのは、漁村親方の變遷、網漁技術の進歩、市場の擴大とに伴つて、多數の漁夫を擁する大網漁業主の漁村に出現するに及んで、始めて現はれ得たものであらうと思ふ。

註一 柳田國男、倉田一郎共著 分類漁村語彙ムラギミの條

註二 山田和男、小生共著 廣島三津漁村採訪記 進藤松司著 安藝三津漁民手記

註三 宮本常一著 周防大島を中心とした海の生活誌 六頁九頁

註四 同上書 二二頁

註五 分類漁村語彙 ムラギミの條

註六 濠澤漁業史研究所藏 撮要録抄寫本の撮要録卷七に

牛窓村鯺網株と申ハ先々御代より御座候由、其節ハ岡山より御預り衆兩人宛御差出、御作廻被爲遊候由、其後六十年已來(萬治二年)御運上方十年之平シにて先之安左衛門源次郎祖父次郎大夫兩人江鯺請百九拾目宛ニテ被爲仰付、唯今迄毎年拂上來申候、鯺ハ村下ニ付申魚ニ而、ムレ相見へ申候得ハ、十月朔日より十二月晦日迄之内番船等差出、敷網仕申候沖合ニ居申物ニテハ無御座候

寶永五年十二月廿三日

牛窓村名主 安太夫

註七 同上書卷七、天明三年俄敷網漁出入文書にて、前略別紙二通之通御締り可申渡奉存候とある文書の次に、別紙書である作法書が記されてゐる。之に

作法書 當時取計方左之通御座候

御運上方	庄屋	那須	三平	今	是介
年寄	東原	安左衛門	今初	左衛門	

敷網不仕鯺取不申年ハ御運上定銀百九拾目、此者共ヨリ拂上申候(云々)



漁人

一二六

萬治二年書付ノ名元

國守

那須七左衛門

今七左衛門

勺仁守ト唱此役諸事見届等仕候

村君

堀九郎左衛門

今武介 庄兵衛

東源半左衛門

今善左衛門

高畑彦兵衛

今忠左衛門

此役元々、十月朔日ヨリ年内中、東ハ牛窓村鼠島西ハ鹿忍城ヶ畑南ハ木島ヲ限リ

網獵御差留メ、先年ヨリ被爲仰付、番船夜廻リ、惠美須祭品ニ諸入用仕拂候役、

仲間四人一ヶ年代リ引受、當番之宅ニテ諸事入リ等申談仕候

網方

先年ノ名主相知レ不申

今六右衛門

五右衛門

此役沖村君ト唱申候

助十郎

幸七

此役獵師頭網方諸事引受、魚之色見等相勤申候、但敷網一臺ニトヂ合敷申候、網ノ大キサ凡長四拾間斗リ中二拾間斗リ御座候

小倉(略)

獵師十六人(略)

此者トモオフゴト唱申候

名手八人(略)

繫ギ貳拾五艘(略)

右二十五艘組合人數多御座候(以下略)

註八 第二回水産博覽會審査報告書一卷一三六頁

註九 周防大島を中心としたる海の生活誌 二一頁六〇頁六三頁

註一〇 分類漁村語彙 ムラギミの條

註一一 雜誌島一卷五三三頁

註一二 分類漁村語彙 ムラギミの條

第二編 勞務組織

一二七



註一三 民俗學五卷 五一頁

註一四 筑豊沿海志 三九四頁、浦公ノ語ハ香西漁業史ニモミエル

註一五 分類漁村語彙 ムラギミの條

註一六 同上書 オキムラギミの條

### 三、漁業部落の指導者達

以上は村君の名稱を幸に残してゐた村君の諸例を述べたのであり、之に據つて明治以降まで漁村内に残り得た村君も、和名抄空穂物語等以來の文獻（多くは徳川期の文獻であるが）に示されてゐる村君と同様、網漁業主或はその漁撈指揮者である點に最も多くの一致を見出したのである。従つて村君の問題は一步を進めて、多くの沿岸網漁業主及びその漁撈指揮者を總括的に點檢してみる所にまで到らねばならぬ筈とも考へるが、然し個人經營の網漁業主に於ける限りの素朴な村君ならば、その様に大業に骨を折つて見るまでもない様である。それはその様な村君ならば上記した眞澄の氷魚の村君や越後松崎濱の鮭曳網の村君に一應は求め得てゐると思ふからである。で次には、個人經營ならざる漁人仲間の共同經營による網漁、殊には部落共有

協撈の形をとつてゐる網漁業内に於ける經營指揮者及びその漁撈指揮者に注意してみる事としたい。

然るにこの様な漁業に於ける村君の名稱は、僅かに上記した牛窓の寄魚組に見出したに過ぎぬのであつて、然も敢て何故に仲間網漁に於ける注意を必要とするかと言ふに、それは一には網漁業主ニ漁業部落に於ける親方の歴史的變遷を考慮して、それに相應する問題の展開を考へ得られるかと思ふからである。然しその様な筆者自身の計畫に據らずとも、沿岸漁業には部落漁人の協撈共同經營的色彩が全體に近頃まで濃かつた。例へば個人經營の形態下に於ける漁業に於てすらも最近までは殆ど全国的に漁獲収益の分配は代分け制度しろわに基いてゐた事は周知の事實である。更にまた分割私有し難い漁場使用に關する宛かも部落有山野利用慣行に類似した慣習や、菜引さいしき、隠し魚等の如き漁撈に参加せぬ部落人が、同一部落内に居住すると云ふ根據だけによつて漁獲の幾分の分け前を要求し得た廣い慣習や、或は漁獲の一部を村代むらしろとして部落全戸に平等に分けた慣習や、村の老人へ年寄分として一部を分け與へた慣習の如き漁獲分配に關する種々の慣行、或は十五歳に達した青年は漁夫たらねばならなかつた例や若者組と漁撈團の密



接なる關係を示す種々の習慣等、この様な種々雑多とも云へる漁村特有の慣行は、多くは漁業部落即ち漁撈團なる古い労働組織の姿を、それ／＼各部落の個別的事情の下に残し得て來てゐるものの如く考へられる。この想定には幾多の附記を要するとしても、この様な原始産業の部落協同的性格の顯現の中に於て村君の存在が如何に在つたかを探す事は、僅かな斷片的資料から求める事の困難はあるが、茲に廻避し難いと思ふのである。また村君の名稱がひとり漁村に残り得た所以も亦、ゆく／＼はかくの如き漁村の特質の中に求めらるべきではないかと思ふのである。仍つて次記の仲間網漁中なかまあみに於ては最早村君の名稱は求め得られぬのであるが、前記した村君諸例の中より抽出し得た其の姿を、共同網漁の中に探さうと思ふ。

## イ、共同漁業の指導者

(一) 越後寺泊町の野積のせきは寺泊町から一里ばかり離れた海岸に在る半農半漁村で、網漁業のみを爲してゐる臨海村落である。茲に現在地曳網が七帖あり其納舎元なやもとが十二軒ある。二十年程以前までは此處に十二帖の地曳網があり、網一帖に付き納舎元が一つ宛あつて、納舎元は親船おやふね(網船)を持つて之を提供し網組仲間は平等に戸割に網仕入費を負擔して地曳網を經營してゐ

た。今日は地曳網が衰へて元の十二の網組は七組に併合されてゐると云ふ。この十二軒の納舎元は昔から變りなく世襲的に定つてをり、納舎元を中心として組織されてゐた十二の網組仲間も亦世襲的に定つてゐたと云ふ。この世襲的網組は部落内を更に細分する地縁團に基いて組織されてゐる漁撈團ではなく、血縁關係に據る組織であらうと村人は言ふ。その理由は今日新しい分家が出来るとこの家は本家の加入してゐる網組に入るを通例としてゐるからだと言ふに在り、實は明瞭ではない。この納舎元は漁船と漁業に要する小道具とを網組に提供し漁業經營の責任者となる上に、海上漁撈の間に在つては船頭となり親船に乗り込んで箒を以て漁撈を指揮するのである。然して他の網仲間は必ず一軒から男女各一人宛の漁夫を出す義務を有する。即ち野積の納舎元は網主ではないが、世襲的な船主であり地曳仲間網の經營責任者であつて漁撈長を勤めた所のこの部落の舊家であるともみられ、前節の村君と異なる所は殆ど認められぬのである。(昭和十三年筆者)

(同地にての聞き書)

(二) 隱岐國島後おほく、大久部落には三十數年まで鯖の四つ張網漁が行はれてゐた。此處の網組は三つあり下組、伊濱、原の組名はこの部落内の小字名に等しかつた様である。網仲間は何れ



も廿人で、之が平等に網株あみかぶを持ちまた自ら漁撈に従事した事は野積と同様である。この網仲間の頭をヲグラと稱してゐた。ヲグラは一漁夫として出漁もしたが、算用方さんようかたであつた。また大漁祝などもヲグラの家で爲したと云つてゐたから、恐らくヲグラの家は網組の事務所即ち網宿あみやどに當てられてゐたものと推察される。この四つ張網漁は夜焚よたき漁であつた。従つてこの漁撈指揮者は、焼名カキナ船に乗り篝火の下で海中に繩を垂れ、繩に魚の觸れる様子を測つて篝火下の魚群の状況を熟視しつつ、之を網中に誘致し、漁撈指揮する焼名であつた。即ち此處では經營はヲグラ、漁撈はタイナの指揮に在つたのである。(昭和九年筆者 同地に於て聞く)

(三) 島根縣八束郡片江村七類しちるいには大バエ中バエ小バエの三組が鰯地曳網にあり、之は何れも仲間網であつて、網宿は一年交代に順に網仲間中をまはり、魚見役は毎日交替に仲間の當番で勤めてゐたと云ふ。網宿は網經營の支配人であつたと云ふから、上記のヲグラや納舎元なしかもとに等しいが、之が一年交代の當番で勤められてゐた所に、網主とは明白に異なる性質が示されてゐる。(同上)

(四) 同縣同郡野波村野波浦には同じく鰯地曳網が四組あり、組名を東網中網西網釜屋網と

云ふ。この東中西釜屋は何れもこの浦内の小字名で、網組は地縁的基礎の上に組織されてゐる。網は網仲間の平等な共有で、網宿は仲間の投票或は協議により選ばれてゐる。この網宿をカリヤサンと敬稱し、他の者は網子と呼ぶ。カリヤは網漁の世話人即ち經營の指導者で、カリヤ前任者であるモトカリヤが網方の算用掛りとなり漁獲物販賣の涉に當つた。カリヤは以上の如き一網組の網宿當番者であるのであるが、注意すべきは他の漁業例へば白魚を捕る小地曳網やサワジをとる掛網漁業等に對しても、その漁業を禁止する命令を發する権限を持ち、カリヤに對しては總べての漁師は絶対に服従せねばならぬ慣習となつてゐた事である。即ちカリヤはこの漁業部落に於ける最も主要な鰯網漁業の指導者であつたが、それに加ふるに部落漁業の指導支配をなす権限をも併せ持つてゐたと言へる。カリヤ、モトアリヤ以外の網仲間は網子あんどと呼ばれる漁夫を各戸から出漁せしめる義務がある。一軒から必ず出さねばならぬ一人の男の漁夫を本網子ほんてと云ひ、その外にそれ以上に家々は隨意に一、二人の副網子そへあんどを出す事が出来る。之等網子の漁獲分配は本副の區別なく總て平等になされてゐる。またカリヤは僅かに網子二人前を取るに過ぎぬ。然し毎漁販賣以前に夷とひすの魚と稱して神に供へる漁獲の一部、之を量にして一荷十貫



目許りの鯛は、常にカリヤの収入となる。カリヤが此神供の魚を受取る以上は、供物を収入とした多くの神人の如く漁祭を主宰する事、前記した周防大島の村君に於けるが如くであつたらうと推察される。尙網子はすべて平等の分配に與るが、漁撈作業に於て最も活躍し骨を折るのは何時も若者であるので、網仲間は時々ノリイカリと稱し、若者組へ船一杯位の漁獲物を謝禮に贈る習慣を保存してゐる(同上)。

(五) 京都府與謝郡朝妻村泊りの鱧地曳網は部落全民を以て網組となし、戸を講ふる者とも平等の権利を有し、役向としては四人の音頭あり、漁業の目付採配並に漁具の管理に任し、音頭は一年交代にして戸順に持廻れり。(註一)

(六) 土佐幡多郡柏島村には地曳水主と稱する網漁師と沖水主と稱する釣漁師と二種類があつた。地曳水主は數百年來地曳網廻し網等を以て四時鱒鮭類其他を漁したと云ふ。明治十九年地曳水主人員五八名之を二別して片船組とし、更に再別して四組とす(二組各十四名、三組各十五名)。毎組網頭を置き組合事務を總理し、魚見司、副魚見各一を置き、網頭を補佐し漁場の指揮を司とらしめ、漁具係(以上各昔時は村吏の特選に係り、明治十二年以降各組合の公選を以て定め各年限あり)なるものを以て漁具の事を管せしむ。こ

の漁具は四組共有のものあり、各組之を備ふるものあり、漁則は各四日毎に交代就業し、又立切網大廻網鱒網等の漁業は四組共同之を就事し、廻網越網等は片船組合共同の業にして、各組經濟を異にし、村内重要な漁場を壟斷してこの株式を世襲し、古今増減ある事なし(註二)。

(七) 紀州日高郡衣奈村では飯網及び鱒網は大字中の共有にして、各網毎に船頭と稱へ、諸般指揮監督すべき者十二人を置き、魚の群來する時は各漁夫を呼集め、若し他の漁法にて出漁中のある時は、山上に煙をあげ以て其旨を傳へ出漁の準備をなせり。故に雇主被雇の別あらず(註三)。

(八) 同國同郡白崎村神谷でも上記同様に鱒網及び鱧網は大字共有にして、大字人民皆之に従事す、而して船頭と唱へ網の使用其他諸般の取締を爲すものあり、その船頭の指揮を以て各戸より男を集め之を使用す(註四)。

(九) 伊勢度會郡の外海沿岸漁村に於ては鱒網漁業が盛んに行はれてゐる。その内鱒敷網が大正十二年に此地帯に十二帖あつた(註五)。この網は前記した牛窓、安藝三津の鱒網と同様の頗る大規模のものであつて、此地方では部落經營の形態を最も濃厚に存してをり、昭和十三年



には宿浦田會浦相賀浦阿會浦贅浦の浦々で尙行つてゐた。此年彼地を訪れて此漁業に就き少しく聞く所があつたから次記してをかう。

相賀浦は昭和十三年現在戸數二五〇、漁業協同組合員二六〇その内鱮株所有者一八〇であつた。この現住戸數と鱮株所有者數との間に七十の差があるが、それは今日相賀浦と呼ばれる部落が舊相賀浦と之に隣接する相賀竈の二部落を合せたものであつて、漁業に殆ど従事しなかつた農業部落である相賀竈の戸數を引去るならば、一八〇は純相賀浦の全戸數に殆ど近いものと思はれる(註六)。この一八〇戸は此浦の略々中央を流れる小川を境として二組に分れ、一組が九十戸位宛になつてをり、各組が鱮網一帖を持ち年番に之を使用してゐると言ふ。株は一軒一株持ちで、左組の人は右組の人にこの株を譲渡する事が出来ぬ。右組の人も亦左組に譲渡出来ぬ。勿論部落外の人に此株を賣るといふ様な例は今までになかつたと言ふ。それ故株を誰かに譲りたくても土地を離れぬ限りそれは困難であり、株主は此部落に居住する限り、鱮敷網漁に出漁する義務から逃れる事はまづむつかしいと言ふ。今日では部落内に此株を持たぬ家もある然し昔この浦が僅かに戸數六十戸であつた頃は全戸がこの漁業に従事してゐたといふ。安永二

年にはこの浦戸數七五戸、名吉網一帖めうきこであつた。この時分にはこの言傳へられる如き部落共同經營のものであつたらうと思はれる。

今日この網漁には漁船二十數艘漁夫九十名程を必要としてゐる。この漁業經營の責任者は現在では漁業組合總會の選舉で決定された任期一ヶ年の漁場管理人であり、昔は總代と呼ばれた相賀浦の現在の區長に當る部落指導者であつたと言ふ。當時鱮網おきまの宿すく即ち事務所は總代の家であつたと云ふ事である。總代は實際には魚が來たぞと魚群襲來を部落内に告げる役をなしたに止るらしい。さうして總代の下に沖賄おきまかひやく役が三名あり、之が一切の指揮に當つたので、この役名は現在でも漁場管理人の下に在る。沖賄役は漁業組合設立以前には相賀區の總會に選ばれたものであつた。沖賄は鱮網漁の漁具仕入、漁獲物分配、販賣等の計畫指揮監督を爲す外に、冬期漁業開始前に當り部落内の伊勢蝦刺網漁船中より廿艘の船を選出して鱮網漁舟に當てる等の仕事を爲し、また漁撈に當つては漁撈指揮に當るミト船に乗つて出るといふ風である。然し實際の漁撈は八名のアラメ(魚見役)、二名の船頭外大勢の漁夫により行はれるのである。漁夫の事は相賀で多くを聞かず、贅浦で聞いてゐるので、次に贅浦について記してみよう。



贅浦は安永二年家數九一軒名吉網一帖、明治十年九六戸、漁業組合の出来た明治三十一年には百廿一戸で、この年に浦に居住した家即ち百廿一戸を本家株と極め、之丈けが今日に至るも鱈株を所有してゐる。但し本家株は鱈網のみに存するのでは無い、部落有の山野財産であつたものも今はこの本家株の連名で持つてゐる事は、所々の山間部落にみられ、例に等しい。即ち明治三十一年までは鱈網は贅浦漁業部落の共有網であつたが、村山が連名の個人名義の山に成つた如く、先住家の先住権とも云ふべき株持の有に鱈網も歸してゐた事は上記の相賀浦も略々同様であつた。今日贅浦の本家株は鱈網組合を組織して漁業してゐる。近年遠洋鯉釣に出漁する者が此地方で次第に多くなつたので、その爲め株持だけで鱈網漁夫を賄ふ事が困難の事情に在り、隠居即ち明治三十一年以降の分家からも漁夫を出してゐるが、まだこの組合が他部落から漁夫を雇つた事は一度も無いと云ふ事である。

贅浦のアラミ（魚見役）も相賀浦同様に八名ある。鱈網漁場は一定の特別漁場であつて、この沿岸漁場を見下す附近の山七ヶ所にアラミ小舎あり、漁期中は毎日交替に魚群の到るをアラミが見張り、魚群来るや菅笠すげがさを振つて漁船を出動せしめ、網中に魚を入れるまでの指揮をする

のである。アラミ小舎七ヶ所故、毎日一人宛休み番に當るアラミが出来る。之はアラミの病氣不淨等に依る缺勤の際の補充の爲めに殘してをくのであるが、この休み番のアラミはオヤヂ（魚見船頭を勤め上げた漁夫の長老）の附添になる。アラミ役に缺員を生ずると漁期開始直前の十月の總會に補充が選舉される。この新任のアラミは廿歳代の青年であつて、之がそれ以後十二年間アラミ役を勤め上げるとアラミの頭となる。このアラミの頭が魚を網中に入れるまでの指揮者である。アラミの頭の任期は三ヶ年間で、之を勤め上げると副船頭になり次に本船頭となる。船頭は漁網操作の責任者であつて、此者はアラミの指揮により漁網中に追ひ込まれた魚を水揚するまで指揮する役である。本副船頭の任期はやはり各々三年である。本船頭を組頭とも稱してゐる。船頭を勤め上げると上記したオヤヂになる。オヤヂは役無しのアラミ役と申して良く、最も村に接近した場所にアラミを勤める。この任期も三ヶ年で、之を終へると平漁夫になるのである。以上アラミは漁撈團を適宜に指揮する能力を有する者でなければ勿論勤まらなかつた。廿歳代の青年からアラミが選ばれ、一度アラミになると、此者はアラミの頭船頭等の漁撈指揮者たる役を踏まねばならぬ將來を約束された。なほアラミ舟の艦押ともしし役をなす若者は



最も有力なアラミ候補であるから、青年達は遠洋漁業の盛んになる以前までは、此役になる事を唯一の名譽ある事と考へてゐたであらう事も容易に推察し得られる。

鱈網漁の經營は賄まかひの手に在つた事相賀浦と同様である。現在は漁業組合がマカナイを勤める事になつてゐる。鱈網漁夫の乗組決定は漁夫割かこわりと稱して正月五日賄の家かこひに於て賄役と船頭を中に決定した事は勿論である。尙注意すべき事は海草、貝類の磯口明けの日取り期間の取極めも漁業組合設立以前にはこの賄と船頭が爲しました之を指揮したので、鱈網の經營漁撈の二指導者は、部落全漁業の指揮、支配者であつたと言へる。

以上の外にも仲間網部落共同經營漁業の資料は必ずしも少なしとしない様であるが、茲に打切つて上記した所を一括すると、共同漁業の指導者も亦前記した村君に於けるが如く大體二ツに分れてゐる場合が多い。即ち一は個人經營の網主にも當る經營責任者であり、他は漁撈指揮者である。殊に部落共同の形態をとる漁業の如きは多人數の勞力を必要とする形態に在るので、經營漁撈を一手で引受ける指揮は困難であり、村君と沖村君とに分れたが如き經營、漁撈技術の二面をそれ／＼分擔してゐるのを通例としてゐたとみられる。

尙部落漁業の形態を取る漁業は、勿論當部落の主要漁業であり、その指導者は當漁業の指揮を爲すに止まらなかつたと見られる點である。即ち伊勢度會では磯口明け口止めを彼等は支配し、尙鱈網漁業の爲めに各漁家個人有の蝦網舟（名前は蝦網舟であるが漁家は恐らくこの蝦舟を一艘所有するのみで、之により四季の漁業をなした事勿論である）中より二十艘を撰んで當漁業に充てる權限をも有してゐた。また紀州衣奈村の網頭は魚群來れば他漁に出てゐる漁夫を直ちに歸村せしめるの權限を持つてゐたのである。また京都朝妻村の音頭もかくの如き權限を與へられてゐなければ部落共有の地曳網を支配して行く事は不可能であつた筈である。土佐柏島の網頭出雲野波のカリヤも多かれ少なかれ同様の支配力を持つてゐたと見る事が出来る。即ち部落共同經營の漁業に於ける指揮者は、牛窓に關する文献以外には村君と稱せられた實例の在るを知らぬのであるが、部落内に營まれる漁業全體の指導者としての新たな相貌を茲と呈して來てゐる村君とせねばならぬであらう。然してこの者達は京都朝妻や出雲七類では一年交替の當番役であり、他の部落では部落漁師の總意により三年乃至一年位の任期を以て選ばれた者であつた。

然して之を伊豆長濱や播磨家島の村君と比較するならば、當然兩者は同一部落内に於ては兩



立し難い村君である事、宛かも世襲に定まる神主と一年神官とが兩立し得なかつたのに等しいかくの如き兩者の存在は各漁業部落の成立事情とその後の個別的な社會經濟的過程に立脚して解説するを要する、漁村社會形態を律すべき問題であると思はれ、俄かに茲に記し難い。

そこで茲ではいま暫く上記した村君の新たな相貌である、部落の漁業全體を指導指揮する者の例を續けてみてゆかうと思ふ。

## ロ、部落漁業の指導者

部落共同經營の漁業に於ける村君的地位者は、部落の全漁業を指導指揮する相貌を呈してゐた事は上記の通りである。仍つて次に部落全漁業の指導的地位に在つた者の諸例をまづ列挙してみよう。

(一) 山口縣萩市内の玉江浦は昔から若者宿わかものやどなる一種の漁村青年道場を作つて若者訓練を嚴格に爲してゐたといふ事で頗る有名である。若者制度の研究は(註七)之を次の如く記してゐる。此處には藩政時代から大船頭組おほせんとうぐみと云ふ古い漁業組織があつて、それがこの浦の社會組織の一切の中樞を爲し、宿(筆者註若者宿)はこの大船頭組の重要な教育機關で、浦の若者は悉くこ

の宿に入り、嚴格なる訓練の幾月かを經て立派な漁業者に育てあげられるのである。その組織は左の通りである。

大船頭、副大船頭各一名。何れも任期二ケ年で、毎年の總會で最初の年は大船頭、次の年は副大船頭と交互に選舉する事になつてゐる。選舉は始め四組内(筆者註此浦は地域的に四組に分れてゐる)六十餘人の出漁船頭いせふねがしらのみの制限選舉であつたが、昭和四年以來右以外の共同出資をなす乗組員を含めての普通選舉に改められた。大船頭は任期中四組を包含する浦全體の最高絶對の權力を附與せられ、自宅を事務所じむしょに當て漁業組合理事長、區長を兼務し、漁獲物の共同販賣其他浦の年中行事の一切を指揮するが、浦では昔から共存共榮の念が強く、かやうに權力ある地位にあつても聊も專制といふ事が無い。

評議員十二名(略)、顧問若干名(略)

宿、前記の如く各組に一つ宛あり、小學校を卒業すると各自の屬する組の宿に入り、二十五歳迄訓練を受ける。二十五歳になればとものり船乗と云つて船頭候補者の資格を得て、始めて家庭に歸つて結婚する事を許される。宿頭しゆくがしら(普通は宿の親父と呼ぶ)、その組の老練な船頭の中から



選ばれ若者達と同宿して航海、漁法、漁具の製法、其他漁業上の共同生活及び共同作業の方法について實地指導する。

(二) 山口縣の孤島である見島にも大船頭がゐた。見島開書は次の如く記してゐる。

浦方の大船頭は漁船全體の頭で、漁人の代表として問屋と魚の販賣についてかけ合つた。それは十年前見島に魚市場が出来るまでの仕組である。大船頭は魚の取引をする他に種々のモアヒゴトの取扱ひ、餌の事、難船を助けに行く事、又部落内の揉め事を心配したり浦全船の心配をした。大船頭の下に若者頭二名十七歳から二十五歳までのカコ衆を若連中と云つて、トリアゲ(共力で漁を爲しその上り高を共同で使ふ)で費用を作つて、祭神の餘興、盆踊の心配をした(註八)。

神職、總代、大船頭、若者頭等祭禮(筆者註、浦の住吉神社祭禮)に與る者が、祭禮二日間  
は社務所に宿つて別火を食ふ(註九)。

住吉神社祭典の會計は大船頭四人です(略)。是も三年一度の選舉で、從來は二人であつたが今年から四人に増した。神社の費用やその他漁人一般の會計をするのでなかく忙しい役で

ある(註一〇)。

(三) 出雲簸川郡宇龍の浦では漁船所有者を船頭と云ひその代表として大船頭が三名選ばれ之が浦の取締をなしてゐる(昭和九年筆者同地にて聞く)

(四) 以上の大船頭に當るものを漁船頭、漁師頭と稱した所も相當にある様である。静岡縣下田町の漁業組合の前身であつた藩政時代の漁船組合は三十艘を以て組織せられた漁業團體であつて、この代表者を漁船頭と稱した(註一一)。

(五) 静岡縣戸田村は以前本漁師と稱し四十八人以外は一人の入會も許さず、總取締の勝呂彌三兵衛を分一方と稱し漁師頭を勝呂彌三郎と稱す云々(註一二)とあり、此處は勝呂一族が村の支配者で漁師頭をも勤めてゐたと思はれる。

(六) 岩手縣氣仙郡吉濱村根白は朋友會が部落の自治權を持つてゐる(朋友會成立は明治三十  
六年それ以前には部落  
寄合で) 老人達は朋友會長を契約頭と稱してゐる。朋友會で漁師頭を選任する。漁師頭は漁の一切を世話する。即ち磯口明け、口止め、日和見、ナメ切り(船曳卸し木切り)の指導に當る六十數軒の漁師達は漁師頭に從はぬと規約により除名される。この漁師頭は舊七月廿日の辨天



様の例祭の指揮をも行ふ(註一三)。この外漁師總代、漁師頭が各地の漁村文書に見えるが、之等は漁業訴訟に際しての漁人代表者であるばかりでなく、この様な浦といふ自治體の指導者であつた者が少くなからうと推察せられる。

(七) この様な指導者を年行司と呼んでゐた所も少くない。例へば京都府竹野郡網野町淺茂川浦では漁業組合設立以前、海年行仕、湖水年行仕(淺茂湖ある故)の二人ありて、この者の命令により漁に従事した(註一四)。

(八) 紀州西牟婁郡田並村では往昔より一種の慣行ありて漁民間に年々交替を以て漁師年行司を置いて村内漁業に關する總ての取締を爲さしめ、漁民一同は其年行司の一言一令に重きを置き之に違背する事なし(註一五)。

(九) 紀州日高郡三尾村では、各種漁業に年行司役を若干名置き、年期一年同業者互選にて選び、沖合爭論其他漁業に關する事件を處理す。就中打瀬網(一名手繰)の如きは頗る冒險にして一朝異變ありと察する時は目標を掲げ歸船すべきを示し、又誤つて覆船或は網器使用中障害を生ぜし時は、直ちに近傍同業船に之を報知し救助し、又その救助船には當日の一等漁獲を

與へ、他同業船はその日の漁獲を平均し之を分配するの慣行あり(註一六)。

(一〇) 志摩崎島の和具村には現在區即ち部落が八ある。然して濱が外海の岸に四つ(英虞灣内を除く)ある。濱とは海濱區劃で船曳上場海草干場として適當な砂濱である。石ケの濱は石ケ部落の前に在り、里の濱は里東區西札區の前に在る。大濱、小濱は大山城山兩部落の前にある。然しこの濱は之等に直接面する部落人の使用する所とは限つてゐない。各區人入り交りに船を据え濱小舎を建てゝゐる。然してこの各濱に年行司あり、各濱使用の漁師はそれらの年行司の指揮を受けてゐる。今日では網の年行司釣の年行司など三人位の年行司が各濱に存してゐるといふが、釣網等の年行司が出来たのは廿年來の事で、それ以前には天草その他の口明けを主として指圖する年行司が一名ゐたに過ぎない。年行司は各濱の船持漁師の選ぶ所であり任期は一ケ年である。彼等は磯の口明け口止めを指揮する外に、毎朝その日の天氣を觀測して出漁を許可し或は禁止してゐる。また難破船救助漁夫の争ひを裁く等の役にも當る。

(一一) 伊豆安良里浦には、本村從來安良里濱方と稱ふるものあり、大船部大網部小網部に分て濱方を統轄し、又代表する者を年當番といふ。年當番交代の式あり。三月廿日浦祭の當日神



酒を神前に供へ引繼を行ふ事あり。明治二十五年安良里濱方は安良里漁業組合となつた(註一七)。

(一一) 石見那賀郡津摩浦規約書を見るに、第一條本浦は從來の格式を永久に維持し水夫の名稱を帶ふる者を以て組織する獨立の浦方たる事、第二條水夫と稱する者は從來水夫の公稱を帶ひたる者に限る、但し之を類別して二種とす、一專業者、二特別員、第三條專業者は子孫之を繼續する事を許し、特別員は本人一代に止まる、第四條專業者代替り又は新たに加入せしむる者或は除名する者等は都て元締に於て網頭等の意見を徴し、元締より之を命する者とす、第五條元締一人、浦中總員の推薦する處に依る、網頭四人、元締の撰ぶ所に依り、議員五人、水夫を分つて五組とし、各組一人宛之を選出す、その任期は四ヶ年とす、第六條元締は浦中の取締を爲し網頭水主等を指揮監督進退するの權を有し、且つ漁業上に關する利害得失を審按し、除害進利の道を講究し、之を實行するの針路を指示し、都て水産營業の旺盛を企圖するを以て任とす、第七條網頭は元締指揮を受け浦中の庶務を取扱ひ、且水夫を取締り及漁事に關する諸般の業務を監督し云々、第十六條水夫たる者は元締網頭の指揮を受ける時は何事も之に違背するを得ず(註一八)。

以上漁業部落に於ては其處で部落共同經營の網漁業が行はれずして、各漁家別に漁業が營まれた所であつても、その全漁業を指導指揮する漁業組織の存した事が判つた。茲で一應注意すべき事は、四季に應じて種々移り變る漁業を各漁家獨立に經營する漁村であつても、その部落乃至はその内の小地域内に於ける各漁家の漁業々態は同一であるのを普通としたと云ふ事實である。即ち一漁浦乃至は漁家が結成するそれ以下の小地縁社會の各漁家は同一漁業を營みをり宛かも各部落別に釣漁師、網漁師等の漁職區別を、先天的に具有してゐたかの觀すら一般的に見られた事である(註一九)。何故にかゝる漁村形態を劃し得たかの理由は未だ明白では無いがかくの如き一般的とみられた我國漁村社會の現象は、藩政治下に於ける自然村落社會統一であつた漁業部落内に在つて、制限せられた漁場内を同様漁業により驅使するに當り、その中に同業組合的漁師仲間を容易に醸成するに至らしめたものと考へられる。然してかゝる漁師組合は沿岸漁業の發達した徳川末期に於ては地曳網、鰹釣、鱈繩等の同職漁業主間に於て、一村を超越した十數浦の廣きに亙つても結ばれた例は珍しくは無い。例へば九十九里地帯や(註二〇)



紀州潮岬の御崎神社に開催された古風な宗教的儀式をも保存して岬會合といふ共同集會を持つた漁業主組合等は（註二一）その著名なものであらう。然してかくの如き組合の指導者をも商人手工業者達に於けるそれや上記の部落指導者の如く年行司と云ひ、大船頭等とも稱してゐたのである。けれどもその名前は同じであつても、前例に列擧したが如き部落生産の指導者達ばかり同業者組合の成立以前からすでに部落なる労働組織中の一機關として何等かの形の下に存在し得たものと考へられる。それは恐らく年行司大船頭といふが如き單なる漁撈指導者たるよりも、一浦全民の生活を支配し保護し得た親方としての漁業指揮者＝漁業主たるものとして考へられやう。

即ち鰯網漁等に於ける漁業組織や大船頭組織中にみえる指導者も、一浦を全體的に支配した伊豆の村君の變形に過ぎぬ様に思はれる。然してその前者は部落共有協働の網漁業を主要漁業とする漁村内に於ける、その漁業の經營漁撈の二面を分擔指導する者である事、宛かも個人經營の大網漁業に於ける村君沖村君の分化に見られる如くであり、後者の大船頭年行司は漁家別經營部落内に於ける同職漁業者の漁撈を指揮する指導者として見る事が出来ると思ふ。

然してかゝる漁業指導者達は單に漁業の指揮指導を爲すに止まらず、若者組、祭禮等の古い村落制度に基くであらう慣習と密接なる關係を保つ例が存するに於ては、この關係に示される所の指導者の持ついま一つの面も亦古い村君の性質を止めをるものでは無いかと考へられる。

註一 水産局編 舊藩時代の漁業制度調査資料 六八〇頁

註二 遊漁業史研究所藏 明治十九年高知縣調査 土佐國漁業取調書柏島の條

註三 舊藩時代の漁業制度調査資料 一四三頁

註四 同上書 一四四頁

註五 三重縣編 三重縣漁村調査 度會郡外海之部

註六 三重縣度合郡阿曾小學校藏 郷土調査書中に

安永二年己四月大指出帳の寫あり、之に

相賀浦高三拾七石五斗二升 家數七十五軒 人數三百十二人

船數二十六艘 網數百九拾三帖

相賀竈高三石一斗五升外に新田畑 四拾一石二斗四升九合



家數三十軒人數百二十一人 船數三艘(作船)網無し

浦響共に各々庄屋肝煎あつた事が判る

註七 大日本聯合青年團著 若者制度の研究 一六八頁

註八 瀬川清子著 見島聞書 六二頁

註九 同上書 一五九頁

註一〇 同上書 一六〇頁

註一一 舊藩時代の漁業制度調査資料 六八頁

註一二 同上書 六五頁

註一三 柳田國男編 海村調査報告第一回 八頁

註一四 舊藩時代の漁業制度調査資料 六八八頁

註一五 同上書 一六八頁

註一六 同上書 一三六頁

註一七 靜岡縣水産試験場著 漁村調査報告豆州之部 二〇六頁

註一八 第二回水産博覽會審査報告書 四卷一二六頁

註一九 水産界六八七號 拙著釣職網職の部落

註二〇 山口和雄著 九十九里舊地曳網漁業 三七頁

註二一 舊藩時代の漁業制度調査資料 一六六頁、一九八頁

#### 四、若者組と漁業指導者

我國の村落の殆どに近年まで存在した、青年團の前身たる若者仲間、一には婚姻團體としての若者宿、もう一つには年齢階級の一階層としての若連中(祭事團)として、また更らに原始民族の社會内に於ける之と類似の結社との比較に於て注目され資料も蒐集されて來たのであるが、漁村に於ては特に労働團としての性質を多分に示してゐた點にその特徴が認められる。

紀州海草郡雜賀崎では、激浪の際には濱地繋留の船舶安全ならざるを以て此場合には村内若中と稱する壯年者悉くが海中に入り船舶を陸揚げする慣例あり、壯年者には之が報酬として毎年一回村内に於て芝居を興行し、之を見物せしめ優待す、壯年者は此優待を無上の名譽として船舶陸揚には競て海中に飛入り(註一)といふ風であつた。この様な慣例や難破船救助、急病



者の醫者迎へに船を走らすといふ様な仕事を若者連の義務とした所は、例を茲にあげるに堪えぬ程各地に存してゐた。また静岡縣靜浦村江浦の安政六年の若者御條目には

- 一 難風之節船持ニ不限一同罷出難船ニ不相成内成丈相敬可申事
- 一 網船へ乗、碇取扱袋之拔差可致、縦令寒中とりとも素裸ニ而相働可申、且又船中ニおゐてひる寝抔致申間敷候事

- 一 沖入之節上網へ廻り、引網之節はや網へ廻り、無蔭日向相働、見苦敷體無之様可致候事
- 一 釣船出帆之節順風無之候は、櫓致可申、釣場所ニ至而魚不見之節ハ風ニ向而骨限働可申事(註二)

と厳格な規約を設けてゐる。この若者御條目などは上記した山口縣玉江浦の大船頭に統率せられた若者宿に於けるが如き漁民養成青年修業の目的に在つたものとも考へられるが、然し若者はすでに最も骨身を惜まぬ最も勞働力旺盛な一人前の漁夫であつた事明白であつて、條目に見える寒中たり共素裸にて相働云々とある様な漁撈作業に附隨するその前後の作業等は、彼等の仕事となつてゐたのを通例とする。然してその故に出雲野波浦の鰯地曳網に於けるノリイカリ

と稱せられた若者組への謝禮の如く、漁組から一人前の漁夫に對する割當て以外に謝禮もしくは一定の割合の分配骨折代として若連中へ與へた例が、伊豆地方にのみであるが少し宛見出されるのであると思ふ。(註三)

また若者組は浦の祭禮に使用する魚類又は祭禮費用を捻出する爲めに漁業する慣習も珍らしくは無い様である。例へば土佐沿岸各地のツリアゲと呼ばれる漁業は、祭禮時に際しての若者組漁であつて、若者達は部落内の漁船を誰の所有であらうが勝手に使用して漁撈に従事したと言ふ事である(註四)。この様な慣習は静岡縣賀茂村南崎村(註五)や山口縣見島にも存在した。

見島に於ては前記の如く、大船頭の下に若者頭二名あり、十七歳より二十五歳までのカコ衆を若連中と言ひ共同で飛魚漁を爲し、それで祭禮の餘興や盆踊費用を作つた。この漁を此處でも土佐の如くトリアゲ、ツリアゲと稱してゐるのは注目される。かくの如き祭の魚を捕る作業は漁村の氏子全體の營みであつて良いわけで勿論その様な例も存するが、漁撈祭事の力役に當るべき若連中が之を代表し行つた事は少しも怪しむに足らぬ。長門湯玉浦の十五歳以上三十歳以下の男子を以て組織せられた壯年會の目的を律した會則の中に、毎年七月十三日より同十七日



迄五日間（筆者註盆休み）湯玉浦の共有鯛地漕網を拜借し、會員一同地漕を舉行し該扱金を以て本村の窮厄介を救助し公共有益の費用に充つるものとしたとある例や（註六）、同縣彦島村海士郷で祭典日及休暇日を利用し引揚げと稱して共同漁を爲し、漁者救済施設費や共同貯蓄に當てたといふ慣習（註七）もツリアゲの僅かに展開した例であると推察され、尙この慣行が古くは廣く行はれたであらうと想像せしめられるのである。

然るに一方部落漁業の指導者達で浦祭をも指揮したものに前記した岩手氣仙郡吉濱村の漁師頭あり、また見島の大船頭の如きは若者組を統率して深く祭禮に關與し、神職總代若者頭と共に身を淨める爲めに社務所に二日間の別火さへ食した。恐らく萩市玉江浦の大船頭も區長漁業組合理事長を兼ねる浦中の年中行事一切の指揮者であつたと言ふから、有力な神役を勤めたであらう。古くは近江兵主神社の世襲的神主が漁師頭を勤めたといふ例もあるが（註八）、之は實際に漁業を指揮したかどうかは不明である。然しこの様な例は未だ神社が藏する史料中には存するかも知れない。とにかくその今日に残る民俗的資料は甚だ乏しいが、部落漁業の指揮者が個人經營の漁業に於て通例その漁業主が漁祭を營む如く之を司つた事は、宛かも山仕事の先達

であつたヤマサキが山神の祭を主宰したであらう如くであつたらうと思はれる（註九）。然して之を然りとすれば、この生産祭祀を司る部落指導者が、兩者の力役團たる若者組を玉江浦見島に於けるが如く統率すべきが當然でなければならなかつた。千葉縣千倉町忽戸部落の漁船を指揮する沖合（沖村君役）の指導の下に、納舍暮しと稱せられる嚴格な若者訓練の慣習が存したのは（註一〇）、その一方のみが残り強化されて、宗教的要素の脱落した一例であらう。

註一 舊藩時代の漁業制度調査資料 一〇三頁

註二 若者制度の研究 四八二頁

註三 海村生活調査 第一回二三頁に記されてある靜岡縣賀茂郡南崎村大瀬部落の例

藤水喜久麿著 新島探訪録 九頁の若衆酒手、靜岡縣田郡方多比村漁師野村浦男氏談の五分金は鱧巾着網が若者組に分配する代の名稱である。

註四 拙著 土佐漁村民俗雜記

註五 海村生活調査第一回二三頁に祭の魚捕りと言ひ共同で祭費を稼ぐ事は若衆第一の仕事であつたと記してゐる。



註六 楠美一陽著豊浦郡水産史料 一〇九七頁

註七 同上書 八七六頁

註八 祝宮靜著 近江國野洲川築漁業史資料

註九 山林 昭和十年一月號柳田國男著 山村語彙

註一〇 海村生活調査第一回 一七頁

### 五、結 び

村君の追求は遂に親方の一方的性質を持つに過ぎぬと思はれる漁業部落の生産指導者から、それと若者組との關係にまで深入りしたが、この關係を考へる資料は未だ不充分極るものであつたばかりでなく、通例の漁業主と若者組若者宿との漁業祭事に現はれる如上の如き關係を見て置く事をも未だ忘れてゐた。尤も僅かの文献と今日に残る頗る零細な断片的な村君に關する民俗資料からその性質を抜き出して、村君の名稱を離れて唯民俗事象の中に之を模索追求した事はすでに危い試みであつたが、之により村君が村の自治制度労働組織年齢階級制度入會慣行頭屋官座制度等の村落社會全般に互るものとの關聯の中に求められねばならぬ事が多少とも示

されたとすると、徳川以前の文書中に相當まとまつた村落社會史料が発見されぬ限り、文献上ではこの問題の發展は容易に望み得られぬであらう。然るに一方に上記した今日に残る民俗資料の如きは、漁業部落といふ有機體中の一機關たる村君を計畫的に調査し求め得たものでは未だ決してなかつた。若し之を一定の計畫の下に廣く調査しみるならば、尙かくの如き村君を考へざるを得ぬ資料が、今日の各地に於ける部落自體の中に數多く求め得られる筈であり、恐らくそれは漁村社會史の重要な課題たり得べきものと思はれるのである。仍つてこの一文を敢て爲したが、村君の名稱が何故に地曳網鱈網鯛網等を主要漁業とする部落にのみ尙存し得たかの問題の如きは、改めてその上で考へ得られるであらうと思ふ。(史學、昭和十五年八月)

### 追 記

一、兵庫縣漁業慣行録中の村君の例

同書は明治廿二年に兵庫縣が編纂した相當尨大なる漁業慣行調査書であつて、後年に謄寫版本になつてゐるが、それ以前に於て果して印刷に附せられたかどうかに就てはよく知らぬ。

(一) 播磨國飾東郡家島官浦、同島坊勢浦に於ては、鯖大漁ノ時ハ村君ハ雇夫一同へ揃ヒノ



紅染手拭ヲ給與シ、其漁獲物ヲ村々一般ニ贈與スルコトアリ

漁期中時々蛭子神むしこじんヲ祭祀シ大漁ヲ祈ル、終レバ神酒供飯ハ漁者ニ分配ス、其時村君(網主)ヨリハ酒若干ヲ出シ酒宴ヲ催シ(以下略)

(二) 播磨國揖西郡室津に於ては、資本主ヲ村君ト稱ス、漁業ヲ自ラ營ムト共ニ他漁者ノ自ラ仕込コト出來ヌ者ニ、常ニ米麥或ハ金錢ヲ貸與シ、捕獲物ヲ以テ償却セシム(利子ヲトラズ)

船頭 鱒網ニ限ル、鱒網ニ於テハとらう鱒網兼ル。色見ノ合圖デ漁夫ヲ指揮シ、船中一切ヲ擔當ス。

色見 鱒網一帖ニ六人宛。漁船ヲ指揮シ、且ツ村君ヲ補助代理ス

(三) 同國同郡岩見浦に於ては、鱒大網ハ寶曆ノ頃創始ス、網主ヲ村君ト云

(四) 淡路國津名郡岩屋浦に於ては、往時網漁ヲ專ニシテ釣ハ僅少、近時ハ全ク之ニ反シ釣漁業最モ多シ、昔時鱒網二十帖ニ制限シ、網主ヲ村組むらぐみ或ハ二十人衆ト稱シ漁夫最モ尊敬シ、又網主ハ多少漁夫ヲ保護セシモ、近時ハ不漁ノ爲メ資産ヲ蕩盡セシ者多ク、他ノ

漁業者ヲ保護スル能ハズ、漁業ノ婦女子ハ從前紡績或ハ織工ヲナシ多少生活ノ補充ヲナセシモ近時年々疲弊ヲ加フ

(五) 淡路國三原郡湊村に於ては、鱒網ハ數人ノ株主ヨリ成リ、此ノ株主ヲ居村君ト云ヒ、網ヲ保管ン使用スルモノヲ貫ヒ君ト云ヒ、小漁船ヲ以テ之ニ赴クモノヲ小職こしやくト云ヒ、徒手來リ與フモノヲ半揚ト云。然ルニ明治初年迄ハ小職半揚ト貫ヒ君、居村君トノ間規約甚不檢束ニシテ其捕獲物ノ殆ト手間取人ノ捕フルニ任セ、却テ網中ノ魚ヲ脱逸セシメ、或ハ網ヲコワス等ノコトアリ、明治九年ヨリ總漁獲物ヲ千分シ、ソノ五ハ諸方配魚ニ、其二十八網保護賃ニ、其二十八勞働優等者ニ與ヘ、残りヲ三分シテ其一ヲ半揚ニ與ヘ、尙残り千分ノ三十五ヲ番割諸費トシテ地下ニ納メ、而シテソノ殘金ヲ居村君及貫君ニ折半分配ス

以上播磨、淡路の村君の例は何れも當該漁村に於ける主要なる大網漁業の網主である事が判る。もう少し瀬戸内海の村君をアチックミウゼアム編の瀬戸内海島嶼巡訪日記により附加すると



(六) 岡山縣小田郡神島外村字小飛島

此の島は畑が少ないから漁を盛んにやつてゐる。鰯網が主である。その外蛸繩、マスタテ(筆者註、梶建網で小規模な定置漁業)をなしてゐる。マスタテは十帖ほどもある。鰯網の網元をムラグミと云ふ。出曳が五、六人で沖をまはす、片てまはしである。曳子には誰が行つても良い

(七) 香川縣讚岐郡雌雄島村字雄木島

鱈流網の網の組織、親方は手船に乗る。親方をムラグミとも云ふ。沖合には潮の順序の、判る若衆が選ばれた。網船は一帖に二隻、大きい方をシモテ、小さい方をコーデと言つた。人は兩方で二十五人乗つた。若衆は大抵土地の者であつたが、足らぬと高松、喜多大川、小豆から雇うた(以下略)。

漁村の正月行事

—

昨今、都會地に於ては十二月早々から松竹を門に樹て、歳末の賣出しの飾りにさへ爲してゐる故、門松は却て年々立派に賑々しく作られる傾すら見られるが、舊慣を墨守してゐる筈の村方に於てはまた意外に門松を廢してしまつた所が多い。山の僅かしか無い海邊の村々等では二階三階の芯ある松を澤山に伐るのは勿體ない、それで早く止めてしまつたと言ふのである。正月に對する信仰が薄らぎ、門松を樹てるといふ事に何等の意味も見出し得なくなつてしまつては、廢せられる方が當然であつた。この様な盛衰は無論門松のみに限らない。仰々しい儀禮にまで發展した町の習俗等から見ると、多く誠に簡素な村の行事は、それ丈けに元の姿を素直に残してゐると思はれる一面には、またその存在には何等の新味も加はらずして、餘命甚だはかないものになつてゐたものも尠からず存してゐる様に思ふ。



然し乍らともかくにも沿岸地先の漁業がなほ盛んであつた頃までは、漁村の正月行事には色々の意味が含まれてゐて、盛大に行はれてゐたものが多い。それが大謀大敷たいぼうおほしきの定置漁業が到る處に行はれる様になり、丁度冬の始めから忙しくなつて來た多くの漁村に於ては、この業をなげうつてまで幾日も度重なる正月行事を守り得やう筈もなかつた。さうして地先の漁業が衰微し漁場が次第に沖合に伸び、遠洋漁業が盛んになると共に、漁村の正月も變つてしまつたと言へる様である。今茲に斯くの如き推移の跡を述べる用意はないが、漁村特有の正月行事の一として漁業者にとり最も大切であつた乗り初めの式に就て、次記してみようと思ふ。

## 二

此の式は大體、農工商の人々の間にも色々の形で行はれてゐた仕事初め、或は書き初め、消防の出初でぞめに類するものであつて、その年最初の仕事に取り掛つてみる祝であると言ふ事が出来る。船はすでに舊年末に洗ひ淨め正月装ひが施されてゐる。廣島縣三津では大晦日に舟を洗ひ、之に新しいとま苦十二枚（閏年には十三枚）を矢來やらいに作つて葺き、注連繩を張り、舟のヨコガミには船名を記した幟を樹てる（安藝三津漁民手記）。古くはかくの如く新しい苦を舟に掛け

正月を待つた漁村がどの位存在したか審さには判らぬが、此の風習は我國の西南部には可成り廣く行はれてゐた様である。さうして門松の如き芯ある松の大枝を舟靈ふねたまの鎮座まします筒つ乃至は帆柱に飾り正月を待つたので、漁家では門口には松を樹てすとも、舟にはこの松を必ずたてる所が多かつた。

正月二日は多くその松まつなほ直しであつて樹てた松を倒し、舟のツツ即ち舟靈の前に神酒、洗米、餅、十二切れの肴或は錢十二文を供へ祭り、神酒やしなひをした。斯る御神酒おみきあげは早朝に陸に引揚げてある船上に於て行はれたので、それから食事をして舟を沖へ乗り出し左廻しに舟を三度乃至は一度まはし、或は單に舟をその年の明あき方ほうに出してから、附近の海邊に祀つてある神社に参拜して、漁をする眞似をして歸つて來た。歸つてくるとこの初漁の漁獲であるといふ意味で、多くは切餅や蜜柑、中には木で作つた鯉形のもの等を海邊に於て子供達に漁獲の分け前として與へ、更にまた祝酒を重ねるといふ風であつた。以上が乗り初め或は乗り出しといはれた式である。然し正月二日必ずしも天氣が良いとは極らぬので、外海荒磯に面する海濱では此の日濱で酒を飲む文けにし、船の乗り初めの方は後日にまはし、或は之を省略してしまつて



ゐる所も今日に於ては少くない様である。

従つて以上の如くに乗り初めの式は、之を船祝ふねいひと乗り出しの二つに分けて見る事が出来るが前者は今日でも形ながら多少を残してゐる所多く、後者は海邊の地理的條件に基くのみならず漁撈技術の變遷と共に廢されてしまつた所が多いと思はれる。例へば沿岸鯉釣の盛んであつた時分に、乗り初め式に於ける鯉釣の眞似は最も華やかなものであり、乗り初めと言へば鯉舟といふ風になつてゐた漁村では、鯉漁業が影をひそめると同時に此の行事もさびれてしまつた。然し船靈を祀る舟祝だけは未だ出来る限り簡單にでもなさねば氣のすまぬ人々が尙多く存在してゐるものとみられる。

## 三

漁村が小釣小網こまみ見等の個人經營の小漁業をなす所であると、乗り初めは單に之丈けの祝であるが、斯る土地に於ても同職の者が多數集つて（漁業部落は大體同職漁者の集りであつたから、この集會は部落の全漁家の寄合となつた例が多い）、部落地先の専用漁場を互に入會つて利用行使するに就ての協議を遂げ、或はそれ以上にカタフネのカタメの盃を取り交して相互扶助

の契ちぎりを重ねたのである。茨城縣久慈町漁業組合の明治年間に於ける組合同規約中には次の如き條が記載せられてゐる。

出船初ハ左ノ各項ニ依ルモノトス

一、毎年陰曆正月二日トス、但シ激浪風雨ノタメ出船能ハザルトキハ順延ノ事

二、八坂網揚線網漁業者ニシテ、毎年末日迄漁業ニ従事シタルトキハ、出船初ヲ別ニ定ムル規定ノ中、單ニ順番ヲシテ適用シ出船スルモノトス

三、八坂網揚線網漁業者毎年陰曆末日迄漁業ヲナサザルトキハ雜釣漁業者第一番及第二番漁業者ニ於テ出船初ヲ行フ者トス

四、川口ヨリ出船スルトキハ釜坂ニ着船ノ上出船スルモノトス、又釜坂ヨリ出船スルトキハ入川ノ上出船スルモノトス、淡潮ヨリ出船スルトキモ亦同ジ

五、出船初ヲ執行シタル者ニハ祝金ヲ給スルモノトス

六、出船初ヲナシタル漁業者ハ一ケ年間ノ先賣權ヲ有ス

以上あいにく此の規定は、出初めの獎勵や八坂網揚線網等の當時に於ける大規模漁船に優先



的な特権の存したらしい様子が伺はれるが、此の頃の久慈の漁業を良く知らねば理解し難い所が多い。然し乍ら斯くの如き規約が存在するからには、同職船多くして漁場を日繰りに用ぬ、又は毎日の出漁順番を細かく規定してゐた浦々の中には、或は二日の乗り初めの順番を以て一年乃至は一漁期間の出船順位の基準たらしめた例がなかつたとは言へぬ様に思ふ。

次に二三の船主網主と呼ばれる大家が在つて、之が部落内の大部分の漁業者を使用して漁業を爲してゐた漁村に於ては、乗り初め式はこの親方家に漁業者が集つて、一年の乗組契約を固め、乗組役割を定める式であつた所が多い。實際の此の契約は、地元漁業時代に於ける大體世襲的に一定してゐた漁夫に付ては、血縁地縁關係の下に世襲的に之が定つてゐたのであるから不必要であつた筈であるが、然かも尙この式が行はれた所以は元別に在つたと思ふ。即ち正月盆に分家が本家に集つて祖靈を拜し、祖靈の前で更めて本分家の關係を強める意味を以て共飲共食した趣旨は、多くの村々に於ては單に先祖を同じうする同族間に於てのみならず、親方子方なる主従關係者間に於ても行はれてゐたのであつて、この式が漁村に於ては多く上記の如き乗組契約、乗組役割決定の儀式ともなつて存続して來たのであると思ふ。

また漁夫に對する親方の前貸金なるものも、多くはこの乗り初め式の直前なる歳末に於て貸與せるもの故、世襲漁夫多き地域に於ける漁村慣行調査書等にも、この前貸金貸與期を以て實際の漁夫契約期なりと報告せるものが大部分を占めてゐるが、歳末貸與金は所々の漁村に於て越年金と稱し、また越年米とて米を與へる慣習も中には存在した。この越年の金米はその名稱が示す如く年の瀬を越すための金米であり、世襲漁夫とても勿論その代々の親方から之を借り或は貰つてゐたのである。思ふに古くは年末に漁夫の生活の手當として幾許かの金米を親方の子方に與へる慣習が漁村に廣く行き亘つてをり、之が世襲ならざる漁夫、他村漁夫を使用する度合が漸次強くなるに伴ひ、漁夫契約に際する前借金身代金の性質を帯びるに至つたかと思はれる。即ち年末貸與金は必ずしも契約に際しての前借手附の金とは限らない。故に歳末に際し漁夫は親方から金を借り翌年の漁夫になつたからと云つて、その漁夫のすべてが世襲的ならざる漁夫であつたといふ證明にはならぬのである。多くの漁業調査書の前借金に關する報告は、この點に付きその大部分が不備であると言はねばならぬ。

さて親方家の正月二日の酒盛は、親方が上座に坐つて、或は親方が亭主になり、漁業の責任



者たるべき船頭、沖合等が上座に坐つて、乗組員一同が列席し、一々盃を取り交し乍ら乗組員全般の役割を決定してゐるのが通例の様である。土佐の鯉船乗組に於ては、此の席上に於て親方が、始めて船頭の役につく漁夫に擬餌釣箱を與へる慣習もあつた。即ちこの角箱を與へるといふ事は、親方が船頭任命の辭令を與へる儀式に外ならなかつたのである。兵庫縣の家島の鯛網ではこの網主を村君と稱してをり、正月二日朝村君の家の床の間に飾つた大きな鏡餅を切る儀式がある。之をカ、ミ、ハヤシと言ひ、この時には鯛網組の重立ちがこの床の間の前で村君と共に酒を飲み餅をくふ。尙この餅は一片三寸に四寸角位の長方形の切餅に細分されて、直ちに部落内の網子になりさうな家に一片宛配られた。するとこの鯛網子となる家では之を納めて食し、また都合により網子とならぬ家では受け取らずに返して寄越す。而してこの餅を受け取つた家では必ずこの漁夫を一人出さねばならなかつたのである。この例は契約の固めの酒ではないが、村君の家で神に供へた餅を、村君と共に食するといふ事を以て村君との主従関係を再確認した例であると思ふべきであると思ふ。斯る固めの食物の例は尙他にも存在する。伊豆長濱のクビツリ粥と呼ばれた奇抜な名稱の酒宴も亦、正月に網子が親方との契約固めの爲めに食べ

た粥の名に由つてをり、恐らく駿州濱當目の船主の家に漁夫が集つて催したクビク、リと呼ばれた祝も斯くの如き食物が出されて親子主従の固めが爲されたものと想像する。

思ふに斯る乗組の契約固めは、本分家同族の集會に於けるが如く正月といふが如き祖靈來臨の時期に之を行ふといふ事が大切な要件であつたに違ひないが、明治末期までの地元漁業時代にも之がやはり依然として正月に於て多く行はれた所以の一として、次の如き事情も考へられる。即ち古く小さい地先漁業のみが行はれて、船主が同一部人のみを漁夫として用ゐてゐた頃には、一乗組團は唯一種の漁業に従事したのではなく、一ケ年を通じて色々の漁業を爲してゐたのが通例ではなかつたかと思ふ。例へば一船主が船一艘を持ち、之で鯉釣もすれば烏賊釣りもする、鱈繩も延べるといふ風ではなかつたかと思ふ。岩手縣などには數名の漁者が集つて親方に船一艘を造らへてもらひ、この船にこの數名は何時も乗組んで漁を爲し、親方には船代(漁船に對する配當の事)を提供するといふ經營のやり方が、明治末期までに頗る多かつた様である。また船を親方に造つて貰はず、數名が共同で一艘を作り、この數名が何時もこの船に乗組んで、漁期に應じた漁業を周年行つてゆくといふ例も各地に見られた。即ちこの様な周年變らざる乗組



員を以て漁業を爲してゐた時分には、その乗組を決定する時期はやはり年の始めが最も適切で都合が良かったものと思はれるのである。

また部落内の労働力のみにより漁撈爲した頃には、その部落の若者達の労働力が漁業労働力の最も主要なものとなつてゐた事は申すまでもない。然して少年が満十五歳の春を迎へて若者組の仲間に入つたのは多くは正月であり、かくて若者宿の親方が即ち漁業主であつた村に於ては若者宿の宿親と青年との間の假の親子の契りは漁業乗組契約と切り離し難い關係に在つたものと思はざるを得ず、この様な慣習からも正月の乗り初め式を考へてみる事が出来る様である。

然し乍ら上記せる播磨の家島の鯛網に於けるが如く、漁業規模が大となつて到底地元部落内の労働力のみを以て勞務組織を形成する事が出来ぬ状態になると、漁業期間中だけ遠くから稼ぎに来る者が次第に増加して來た。而して瀬戸内海の鯛網は五月頃を漁期とする故、遠來の漁夫をわざわざ正月の乗り初め式の爲めに丈け呼びよせるといふ事は不可能となつて、茲に乗り初め式は漁業開始直前の適當な日に、上記せる出漁順番決定の會の如く催される様になつた。殊に網漁に於ては漁網作製完了の際に網靈あみだままたはオーダマと呼ばれる神靈を祝ふ儀式が存してゐ

たので、之に乗り出しの式が結合されて行つたかと思ふ。然して此の祝は網主あみぬしの家の座敷で恵比須神を祭り、この神前で役割決定、同乗組員全部の顔合せあはせの酒盛を催すに至つて、従つてこの席には船靈神が立ち合ふ機會がなく、恵比須さん丈けに任せる様になつたかと思ふ。けれども尙漁期直前の此の式だけでは不満足であつたか、重複のきらひがあつたが、やはり正月乗り初めの親方に於ける式をも全然廢止せず存續して來た例が多かつた様である。

## 四

蓋し正月二日の式丈けから色々の漁業祝祭が派生したのでは無論なかつた。漁業に關する祝式は此の外に正月五日、十三、十四日或は三月三日六月十一日十一月三日等に廣くいろ／＼と行はれて來てゐたのである。その内茲には正月二日と殆ど同じ行事が正月十一日にも行はれた例が多い故に、十一日の行事に就てだけ簡單に次記してみようと思ふ。

能登では此の日フナオコシ、キシユウ、船靈祭等と云ひ、漁民は祝をして一日休むといふ事が、此の地方の郡誌に記されてゐる。俚言集覽には此の日越後國俗ウチタ、キと云ひ船持共祝ふとある。之丈けでは乗り初めと同じかどうか不明であるが、佐渡では此の日に船祝、船靈祝



船靈祭等と稱し、朝早く船の松と龍宮さんの松を納めに御酒を持って船に行くと言ひ、また船靈様のお鏡餅をくひ藁仕事をしてから烏賊二三十杯捕つて來たといふ事であるから、二日の乗り出しに同じい行事を十一日に爲してゐた事が判る（佐渡年中行事）。越後藤塚濱や同國信濃川中流の川口村に於ても船祝は二日でなく、十一日に行はれてゐた。さうして若狭の日向に於ても同様である所を見ると、日本海岸の中部地方一帯は十一日に乗り初めをしてゐる所が多いと言へると思ふ。然し菅井眞澄翁の牡鹿の寒風を見ると、當時秋田牡鹿邊りの漁師も此の日に船靈祭をなしてゐたが、船を乗り出す式は行はなかつた様子であり、大體日本海岸の船祝は船靈祭を主としてをり、概して船を乗り出す方の儀式はあまり重視せられてゐない様に思はれるけれども十一日の漁村の祝は日本海岸のみには限らなかつた。此の日の帳祝或は帳綴祝は非常に廣い分布を示してをり、若者組の帳面もこの日に綴つた故に、此の際に若者仲間入りをなし、新しい綴ち紙の一端に新入者の名前を記してゐた所も少くなかつた。また駿河我入道附近の島郷では此の日帳確めと稱して漁業上の協議を遂げ、且つヤマヲットと稱する漁業上の役員を定めて祝宴を開いた（静岡水産誌）。伊豫日振島では鰮曳網の中央の浮子（エヘスアバとい

ふ）を網に結束する繩を、此の日網主の家に水主が集つて綱ひ作り、この恵比須浮子を網主の家の床の間に飾つて祝をした。瀬戸内海の志々島でも同様の浮子を此の日網主の家で祀り、この祝の席に列つた者は必ずその年その家の漁夫として働かねばならなかつた。佐渡でも此の日に船頭船子が船主の家に集り、ハヤチ、カイビキ、碇網等の船具を作り、馳走を振舞はれたといふのも、この契約の意が含まれてゐたのではないかと想像する。越後藤塚濱の春手繰りの乗組（乗組決定祝）も此の日に行はれた。かくの如く船祝は假に日本海岸に限られたとしても、他の二村に行はれたと同様の行事は廣く各地に散見し得るのである。唯日本海と上記の他の土地との相違する點は、後者に於ては二日に船祝とて酒宴を爲し、十一日に他の祝を爲す所もある様であるが、未だ此の對比に就ては詳しく述べる事が出来ない。然るに志摩の海女村である和具村に於ては正月二日に乗り初めを爲し、同十一日に帳とち祝を爲して、此の際に同じ乗組の顔合せの酒盛を行つてゐるが、その外に更に十一日には磯祭（磯の口明けとも稱す）と言ひ、海女達が早朝に磯桶の中に鏡餅（床の間に供へたイソカ、ミといふ供へ餅）の薄片と洗米、鮑を採る道具を入れて、之を持って海汀に出て、龍宮に神酒神供を供へて祀つてから、鮑を採る



眞似を爲し、鮑のハナを呉れと言ふて付きまよふ子供に餅や米を興へる行事をも爲してゐる。即ち此處では乗り初めの後に、再び海女の出初め式を爲してゐる事が判る。之は或は蟹の特色ある行事の一で、志摩の浦々の六月十一日に行はれる磯祭と關聯する所の行事であるかと思ふが、然し乍ら農山村に於ても正月の初山入りは二日か十一日に行つた例が最も多いかと思つてゐる。

## 五

以上正月の乗り初め行事を概説してみたが、その日取りに就ては漁業慣行のみを取り上げて考へてみる事は出来ぬのではないかとも思はれる。即ち二日十一日は必ずしも漁村に於てのみ行事が錯綜してゐたわけではなかつたし、漁村の仕事初めに就ては農業行事との關聯も少なくない。例へば長門六島村相島では正月二日の祝に船中に樹てた松の一枝を取り、之を藍苗、芋苗の床に萱穂と共に挿す行事なども在つたからである。

とにかく乗り初め式は地先沿岸の漁業の盛んであつた頃までは色々の意義が之に含まれてゐたと見做される。即ち單に漁業呪祝であるのみではなく、世襲的な組網組釣の組織や若者入り

等の勞務組織とも恐らく關聯深いものあり、従つて盛んに行はれてゐたが、地先漁業が衰へて漁場が擴大し、漁業が漸く漁村社會から遊離する傾向を著しく示すに至るや、漁村行事としての乗り初め式は甚しく衰へてしまつた。然し乍ら初春の朝を迎へると船靈様を祀らすにはゐられぬ漁師は未だ多く漁村に残存してゐる。従つて個々の漁家が自船に松を樹て、二日には帆柱の下に神酒や餅を供へる船祝の慣習は漁村の正月の景としてなほ各地にみられるのである。

(水産界 六七四號)



## 大工出身地と貰ひ子漁夫

數年前に私共は瀬戸内海中部の三十に近い島々を五日掛りで廻つた事があつた。この内海は一部の漁業者を賤視する習慣すら存する地帯であつて、非常に進歩した農業島の多い所であるが、之等の農漁者を除くならば石材を出す個所が多く、従つて石工石船乗りそれに帆船乗りを渡世とする人々も甚だ少くない。勿論臨海村にして石材あれば此の移出の便を以て早くより石産地の名を獲た例は、瀬戸内海の岸に限らぬ海邊の現象であつたと思ふ。所が島々をぐるぐる廻りしてゐる内に始めて此の島嶼の中に大工職出稼の盛んな所の屢々在るのを知つた。即ち伊吹島、高見島、鹽飽七島中の手島、それに備前小田郡の眞鍋島をも算へる事が出来よう。また周防の大島なども多くの家大工を出した來た所であるから、尙知らぬ内海の岸には大工出身地が少くあるまいと豫想せられたのである。然し乍らこの海の小島に至つては島頂まで殆んど耕

され盡してゐ、また島は一帶に樹木乏しく松を除いたならば恐らくは何程の木も残らぬであらうと思はれる所である。然かも之等の島中に木材を對手とする大工職を多く輩出してゐるといふ事は、出稼地に於ける此の技術習得の機會を措いては他にその理由は考へられない。従つて此の地域に大工出身地が屢々存するといふ事は、夙くより人口の飽和を來たした此處特有の現象であつたらうと私は極めてゐた。

然るに昨今西伊豆海岸の約半分ばかりを歩いてみると戸田小土肥等の大工出稼地が在る。そこで曾て縣水産試験場が調査した漁村調査書を見ると伊豆半島中に六つの大工出身地が見出されたのである。茲に於て私は瀬戸内海のみならず伊豆に於ても漁村にして大工を輩出する地の存する事を知つたのであるが、併せて大工出身地は伊豆のみに在り駿河には一ヶ所もない事が不審になつたと共に、之以外の全國沿岸地域に特に大工出稼の盛んなる地方を小生未だ知らぬといふ事にも注意せざるを得なかつた。然し未知の海岸も少くないのであるから、或はその内の一二地帯に斯くの如き所があるかもしれぬとすると、かゝる沿岸に於ける大工職出稼の局所的な存在は如何なる譯のものであらうかと思はざるを得ない。勿論私共は大工出稼に就て多く



を知らず、之が果して沿岸に於ける現象であるか否かも不明であり、また民間の家大工よなだいくに就て殊更に今まで注意を怠つて來たわけでは決してないが、我々は未だ民間大工の技術系統に就ても殆ど知る所はないのである。

依つて茲には上記の大工出身地とは如何なる沿岸村であるかを一應みてをく事に止めるの外はない。

(一) 伊吹島(香川県観音寺町)

同島は戸數六百、全戸は男漁女耕の地であつて田は殆ど無いが、麥、甘藷の産額は少くない。古くより網漁等が盛んでその年額五十萬圓を下る事はあるまいと云はれてゐる。網は鰯いわし、曳網ひきあみ、網五智ごち、網打瀬うたせ等瀬戸内海網漁業の主要なるものを網羅してをり、朝鮮出漁も盛んに行はれてゐるが、釣漁業は行はぬ。大工は相當數に上る様子であつたが人數は判らなかつた。その他男の出稼が盛んである。

(二) 眞鍋島(岡山縣小田郡眞鍋島村)

同島には田は無いが畑は伊吹島同様に相當在る。その内の本浦部落は三〇一戸中凡そ六分

は漁家(男漁女耕)三分は船乗、一分は大工である。此處の漁業は一本釣延繩手續打瀬であり古くは網網を盛んに行はれた。即ち此の地の漁業者は釣網兩職を兼ねてゐる。殊には延繩打瀬網等の最も漁業者の漁らしい漁業を行ふた者であり、打瀬より轉じたと思はれる材木運搬の帆船乗りも昔から多かつた所であるといふ。

(三) 高見島(香川県仲多度郡)

同島は鹽飽しほく七島中の一島で地勢は急峻であるが、一七五戸は畑耕に精勵し、漁の方は至つて振はない。蛸壺一本釣を男が多少行ふのみ。大工船乗りとして島外に在るものは極めて多

(四) 手島(香川県仲多度郡)

本島も前同様鹽飽諸島中の一島で、昔は漁師なく農業と大工職とを主業とする者のみ住み漁師はかの界限を漂泊的に移動して居た新來者らしく、漁業者と農家大工とは關係が極めて稀薄の様である。一體鹽飽諸島は今日に於ても大開朝鮮征伐以來の由緒を以て七島周囲の廣い海面の漁業權を持ち、入漁者より場代を取つて之を島の家々に分配し、自らは農を専らに



なしてゐるのであるが、この現状に到らしめたる所以に就ては未だ充分なる研究がない。  
(五) 以下は何れも伊豆の例である。

賀茂郡竹麻村は農を主として漁を副とする所で、海産物としては石花菜てんげん荒布あらかぬを主産とし、漁具は最も小規模なる蝦刺網以外に左して目ぼしいものもない所である。出稼者は従来より非常に多く主として大工職であつて、それも船大工が多いと上記の調査書は記してゐる。

(六) 竹麻村の隣村である南崎村下流も大體同様の所であり、農七分漁三分、男は冬期炭焼きを爲し、大工出稼が多い。また此處の女は蟹としては海草採取に出稼でゐる。

(七) 田方郡八木澤もその隣村の小下田もやはり同様の所で農を主業とし、漁は副業に行つてゐる。漁業は前記の村々に等しく大工左官の出稼が多い。前者は四十人後者は三十人ほどの上記出稼者を出してゐる。

(八) 同郡小土肥も亦同様の所である。然して大工出稼四十人と漁村調査書は記し、昨年昨年も亦之と同様であつた。此處の大工は家大工である。

(九) 同郡戸田は戸田大工へただいくの稱がある程大工を多く輩出してゐる所である。安政年間魯國軍艦

沈没事件以來此處に多くの船大工を出すに至つたと云はれてゐるが、大工出身は以上の如く戸田のみの現象ではなかつたのであるから、魯軍艦の一事件によつて急に大工を出すに至つたといふ説には賛同し難い。戸田は古來漁業盛んであり、水主役みづぬやくを勤めて御菜綱おさいたいを納めて來た由緒ある漁村であるが、この漁村は現在南村と俗稱せらるゝ舊水野出羽守領分の村であつて、大工を多く輩出してゐる舊小笠原家領分である北村とは、それ程別であり、北村の方は漁業は盛んではなく、背後に農業部落を持つ回漕業を主要とした村であつた。

以上十村の例を見ると大工職に限らず、何れも出稼の盛んであつた村であり、また伊吹眞鍋を除く八村は漁村とは云ひ條農業を主とする所であつた事が判る。然して伊豆では鰹釣鮪繩等の盛んな漁村にはこの様な出稼現象の見られなかつた事も明らかである。

さて大工職といふが如き季節的ならざる沿岸村の出稼に就ては、次の如き事が考へられると思ふ。季節的な出稼例へば特殊技能者としては寒國を多く出身地とする杜氏とじ寒天師豆腐師の如きは大體八十八夜前後までの農閑期の出稼であつて、來るべき農繁期には自家に歸つて農耕にいそしんだのであるが、漁村の繁忙期は農村とは丸で違つてゐた。殊に上記の大工出身地であ



る半農半漁村に於ては漁業はまづ農間稼を旨としてゐたのであるから、恐らくはその出稼は繁忙期に於てすら出て行つて良い人達に據つて路が拓かれたらうといふ事、また半農半漁村に於てはそれが蟹女村の場合に於てすらも農耕は女の仕事とせられ、通型であつたから、男は地先海面資源の減退によつて他所へ出て行く機会が、外側からだけでなく與へられてゐたといふ事等が考へられる。然らば斯の如き出稼者は必ずしも農村に於ける如く季節的に歸郷せねばならぬ労働力ではなかつたのであるから、瀬戸内海や伊豆等の京濱、阪神の地に遠からざる地域に於て大工の如き職人を輩出した事は必ずしも怪しむに足りぬ。殊に伊豆の戸田と竹麻村に於ては大工は主として船匠であつたといふ事は、之が家大工出稼につながる一の経路を示してゐるかと思ふのである。大工出身地に關しては以上で盡きるが、季節的ならざる従つて移住になり易いかくの如き職人の輩出が尙我國の沿岸に期待し得るとすると、之に關しては新たなる注意を拂つてゆきたいと思ふ。

## 二

大工に就て冗漫を書き過ぎて甚しく餘白がなくなつてしまつたが、それから私共は鯨節生産

で今日土佐のハナマエや宇佐を凌駕する勢ある伊豆の田子を訪れた。この狹隘な土地には家がぎつしりと建てつまり一軒に二三家族も住むといふ盛況であるといふ。してみるとこの町の約半分乃至三分一は鯨釣と節製造の労働力の塊りだと云つても良からうと思つた。學校へ行つて聞いてみるとその兒童中には貰ひ子が相當に居ると云ふ。その實情に就て土地の人に當つてみたが、いやがつてあまり話さなかつた。然し貰ひ子は鮪延繩、鱈繩、鯨釣等の如き本格的漁業に於ては、大型和船を使用した沿岸地先漁業の華やかなりし頃からの廣きに互つた漁夫獲得の一方方法であつたので、田子の人が遠慮する程の事もなかつたし、また遠慮してすませる問題でもなかつたと思ふ。

田子の隣りの仁科にしかにもかゝる漁夫は以前珍しくなかつた。但し仁科は曾ては鮪繩鯨釣等が盛んであつて房州相模より三百人も漁夫が入り込んだ所であるが、之等無動力漁業が没落してからは、専ら此の村の廣大な磯に依存して、今は單なる石花菜採取村を以て満足してしまつてゐる。従つてもう將來漁夫たるべき可憐な少年諸君はゐないのである。仁科の故老の談に依ると、漁業盛んの時分には船主家に貰ひ子が多くゐた。此の故老は船主家の次男であり、自